

「大阪府高齢者計画2012」の取組状況(一対一対応版)

資料1-2

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
	第1節 地域包括ケアシステムの構築				
	第1項 地域包括支援センターの機能強化				
1	(1) 地域包括支援センターの周知と市町村との連携強化 ○ 地域包括支援センターの認知度を向上させるため、パンフレットやホームページを活用した広報活動に努めます。	33	府ホームページやパンフレットを活用した広報活動により、地域包括支援センターの認知度向上を図るとともに、市町村と地域包括支援センターの更なる連携強化を働きかけた。	府ホームページやパンフレットを活用した広報活動により、地域包括支援センターの認知度向上を図るとともに、市町村と地域包括支援センターの更なる連携強化を働きかけた。	地域包括支援センターが住民に充分に認知されていないという指摘もあることから、引き続き各市町村による広報誌やパンフレット等による周知や、市町村が設置しているセンターであることについて、住民が認識できるように看板等の設置を推奨する。
2	○ 地域包括支援センターとして事業の質を高め、活動の方向性を定めるため、毎年の事業計画について市町村と意識を共有しながら、内容を検討し作成するなど、市町村と地域包括支援センターが地域包括ケアに関する意識を共有し、さらなる連携強化が図れるよう働きかけます。	33			市町村を広域的に支援する役割を担う立場から、府内市町村における各センターの運営状況の把握や情報提供などの支援を積極的に行う。
3	(2) 地域包括支援センターの業務の改善 ○ 地域包括支援センターの機能の整理や業務改善に向けた検討、情報交換の場の設置等を行い、地域包括支援センターが質の高い業務を行うことのできる体制を構築するよう市町村に働きかけます。	33	国が実施する地域包括支援センター長等を対象にした地域包括ケア推進指導者養成講習の受講促進により、地域包括支援センターの管理者の資質向上に努めた。	国が実施する地域包括ケア推進指導者養成研修については、全ての地域包括支援センターに対する研修が、平成24年度で終了したため、地域包括ケアシステムを構築する有効な手段として多職種協働による「地域ケア会議」を推進するために、市町村において実施される地域ケア会議の普及・定着を図るため広域支援員及び専門職を派遣した。	地域包括ケアシステムの実現に向けて地域の最前線に立つ中核的な機関として、今後、高齢化の進展に伴い、益々その役割が大きくなることから、現状の課題を踏まえ、センターの業務を効率的かつ円滑に運営するためにこれまで以上に地域において十分な実績や経験を有する関係機関等との連携等を十分に図るよう府内市町村に周知していく。
4	(3) 地域におけるネットワークの構築とコーディネート機能の強化によるケアマネジメント力の向上 ○ 地域包括ケアシステムの構築を地域において実現するため、保険内外のサービスやインフォーマルなサービスを有機的に連動・連携させ、包括的・継続的なサービス提供を支える地域包括支援センターのコーディネート機能を強化していく必要があります。そこで、専門職等の派遣等により地域ケア会議の活性化及び地域包括支援センターのコーディネート機能の強化支援を行うことにより、地域包括支援センターにおける地域ネットワークの構築により質の高いケアマネジメント力の向上を支援します。	34	「地域ケア会議」の普及、定着を図ることを目的に地域ケア会議の運営支援や助言を担う広域支援員、専門員の派遣を行った。 【広域支援員の派遣】 3市・計14回 5人を派遣(カッコ内は回数) ・羽曳野市(5)・岸和田市(5)・豊中市(4) 【専門職の派遣】 岸和田市に計2回、1人を派遣	○「地域ケア会議」の普及、定着を図ることを目的に地域ケア会議の運営支援や助言を担う広域支援員、専門員の派遣を行った。 【広域支援員の派遣】 8市・計19回 7人を派遣(カッコ内は回数) ・茨木市(2)・吹田市(4)・摂津市(2)・寝屋川市(1)・貝塚市(4)・松原市(2) ・河内長野市(1)・太子町(3) 【専門職の派遣】 岸和田市に計6回、4人を派遣 ○市町村、地域包括支援センター職員向けに地域の実情に沿った地域ケア会議を開催していくため研修等を実施した。 ・地域ケア会議活用推進等事業の説明会及び情報交換会 42人 ・地域ケア会議推進に係る伝達研修 46人 ・地域づくり応援プログラム 第1回:99人 第2回:116人 第3回:96人 第4回:151人	地域ケア会議を通して地域連携の推進を図ができるよう、市町村とともに検討を行い地域包括支援センターにおける地域ネットワークの構築と質の高いケアマネジメント力の向上を進める。 また、地域ケア会議については、改正介護保険法において設置規定が設けられることとなるため、全市町村において第6期以降、円滑な運営が行えるよう支援等を行なっていく。
5	(4) 地域包括支援センター職員のスキルアップへの取組み ○ 地域包括支援センター職員に対する各種の研修や情報交換の場の設定等をとおして職員のスキルアップを支援します。	34	市町村及び地域包括支援センターの職員を対象とした高齢者虐待対応のスキルアップのための研修を実施した。 ・初任者研修······ 参加者 159人 ・現任者研修······ 参加者 144人 ・課題別研修	市町村及び地域包括支援センターの職員を対象とした高齢者虐待対応のスキルアップのための研修を実施した。 ・初任者研修······ 参加者 183人 ・現任者研修······ 「養護者」参加者149人 「養介護従事者」参加者24人 ・課題別研修 「テーマ 家族支援」 参加者 219人 「テーマ 成年後見制度」参加者 239人	高齢者福祉に関する府の事業の中で、市町村支援の一環として、地域包括支援センターの職員のスキルアップを図ります。
6	○ 府・市町村におけるネットワークを活用し、市町村において地域包括支援センターの職員のスキルアップにつながる様々な研修の講師役となりうる人材に関する情報提供を行うことにより支援します。	34	「テーマ 虐待予防」 参加者 152人 「テーマ 成年後見制度」参加者 292人 「テーマ 家族支援」 参加者 313人(延べ)		地域のニーズを確認しながら、人材や取り組みの情報を収集することにより、市町村や地域包括支援センターに必要に応じ情報提供する。
7	(5) 介護支援専門員への支援 ○ 介護支援専門員が、利用者のアセスメントを適切に行い自立支援につながるよりよいケアプランを作成できるように、地域包括支援センター職員に対し、医療と介護の連携に関する研修を行い、受講した地域包括支援センター職員を通じてその内容を伝達することなどにより、介護支援専門員を支援することを検討します。	34	医療ニーズの高い高齢者に対し、よりよいケアプランが作成できるよう、市町村、地域包括支援センター職員をセミナーを開催した。 ・研修名「医療と介護の連携セミナー」 ・開催日 平成24年7月25日、9月12日	医療ニーズの高い高齢者に対し、よりよいケアプランが作成できるよう、市町村、地域包括支援センター職員を対象としたセミナーを開催した。 ・研修名「医療と介護の連携セミナー」 ・開催日 平成25年11月25日、平成26年3月14日	多職種協働のもと、フォーマルのみならずインフォーマルな資源やサービスを活用しながら、個別ケースの支援内容の検討を通じて、関係者の課題解決能力の向上や地域包括支援ネットワークを構築するための「地域ケア会議」の活性化を図る。
	第2項 医療と介護の連携強化				
8	(1) 医療と介護の連携強化 ○ 地域における医療と介護の連携を推進するため、地域ケア会議等において、地域包括支援センターを中心として在宅医療を担う病院、診療所(かかりつけ医・かかりつけ歯科医)、薬局、訪問看護ステーション、介護支援専門員、福祉関係者などが情報を共有しあいながら、それぞれの役割や機能を分担し、高齢者の在宅生活を支えるためのネットワーク構築をめざします。	37	地域における医療と介護の連携を推進するために、在宅医療の円滑な推進を図る連携モデルを整備し、地域の医療・福祉関係者等でネットワークを形成した。 ■ 医療サービスのケアプラン等への活用を図るために、医療系職種が行う多職種研修会への、ケアマネジャーの参加を促した。 ■ リハビリテーションの回復期と維持期(生活期)の連携システムの構築を支援するため、「医療と介護の連携に関する手引き」を作成した。	地域における医療と介護の連携を推進するために、在宅医療の円滑な推進を図る連携モデルの整備をすすめ、府内各地域において医療・福祉関係者等でネットワークを形成した。 ■ 医療サービスのケアプラン等への活用を図るために、医療系職種が行う多職種研修会への、ケアマネジャーの参加を促した。 ■ 地域の医療介護従事者がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築するため、各連携モデル19ヶ所において市区町村等と連携した多職種研修会を開催し、多職種の連携促進を図った。	地域ケア会議開催に係る参加対象者への周知や多職種合同研修会、模擬地域ケア会議の開催など自立支援型ケアマネジメントの実現に向けた支援を行う。 連携モデルの成果を踏まえ、市町村と連携した在宅医療連携拠点の整備をすすめ、各地域においてネットワークの構築に努めます。
9	○ リハビリテーションに関しては、急性期から回復期への病院間連携システムは一定整備が進んでおり、今後は、回復期と維持期(生活期)との連携システムの構築及び維持期(生活期)におけるフォローアップ体制の構築について、引き続き、関係者の取組みを支援します。	37	高齢者介護予防・地域リハビリテーション推進事業として、「医療と介護の連携に関する手引き」を作成した。		市町村を中心とした地域包括ケアシステムの構築により、地域生活を支援する。

番号	計画上の記載内容	計画書ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
10	○ 医療と介護の双方を必要とする高齢者を支援するため、サービス担当者会議等において医療と介護、福祉サービスとの連携強化による包括的なサービス提供体制の構築をめざします。	37	地域ケア会議やサービス担当者会議等において、医療従事者の参加しやすい環境づくりに努めるよう市町村に対し周知した。	地域ケア会議やサービス担当者会議等において、医療従事者の参加しやすい環境づくりに努めるよう市町村に対し周知した。	市町村が行う多職種合同研修などを通じて、医療従事者と介護従事者の双方に対して、顔の見える関係から信頼できる関係づくりを進める。
11	○ 主治医、退院調整看護師、MSW(医療ソーシャルワーカー:病院などに勤務し、患者からの様々な相談に応える者)、介護支援専門員、訪問看護師等の職種間連携による退院調整の強化や退院前カンファレンスの徹底をめざします。	37	職種間連携による退院前調整を強化するため、退院調整カンファレンスへの積極的な参画を周知した。	職種間連携による退院前調整を強化するため、退院調整カンファレンスへの積極的な参画を周知した。	医師会圏域及び市町村単位を中心とした医療と介護のゆるやかなネットワーク構築を支援する。
12	○ 介護関係者が医療情報を十分理解し、訪問看護やリハビリテーション等の医療サービスをケアプラン等に活用していくため、介護支援専門員等を対象とした「医療と介護の連携」に関する研修を検討します。	37	訪問看護師とケアマネジャーの合同研修会への協力をはじめ、医療系職種が行う多職種研修会への、ケアマネジャーの参加を促した。	訪問看護師とケアマネジャーの合同研修会への協力をはじめ、医療系職種が行う多職種研修会への、ケアマネジャーの参加を促した。	市町村及び地域包括支援センターが行う地域ケア会議における多職種合同研修会への支援を行う。
13	○ 患者が安心して治療を受けられるよう、複数の医療機関が役割分担し医療連携体制の構築を図る手法としての地域連携クリティカルパスの運用を促進します。	37	在宅医療を担う人材育成府内WG(2回実施)への参画した。 地域連携クリティカルパスについては、医療機関の連携を促進するため、保健医療計画において数値目標を設定し、運用の促進など普及を図ってきました。	在宅医療を担う人材育成府内WG(5回実施)への参画した。 地域連携クリティカルパスについては、医療機関の連携を促進するため、保健医療計画において数値目標を設定し、運用の促進など普及を図ってきました。	認知症施策(精神科医療)に係る退院支援・地域連携クリティカルパスの必要性について、関係課との検討を行う。 引き続き、医療機関間の情報共有が推進され、医療資源の効率的な活用と医療の質の向上に資するよう一層努める。
14	(2) 在宅医療の充実 ○ 在宅医療を担う医療機関の増加、医療従事者の確保と資質の向上をめざします。	39	在宅医療を担う人材育成府内WG(2回実施)への参画した。 在宅医療を担う医療従事者の増加を図るため、府内各地域において推進役となる指導者を養成した。	在宅医療を担う人材育成府内WG(5回実施)への参画した。 在宅チーム医療の土台となる顔の見える関係づくりのため、府内各地域において医療従事者を中心とした多職種への研修会を開催した。	地域包括ケアシステムの構築に向け、関係課との連携に努める。 引き続き、多職種研修会を開催するとともに、訪問診療に参入する医師を増やす研修会や病院関係者の理解を深める研修を実施していきます。
15	○ 自宅での療養生活を支える訪問看護サービスの普及を進めるため、サービスの内容や利用方法等についての周知を進めます。 また、訪問看護に従事する看護職員の資質の向上並びに訪問看護ステーション及び医療機関相互の連携強化に努めます。	39	□訪問看護に関する電話相談等 公益社団法人大阪府看護協会に委託して、訪問看護に関する電話相談窓口を開設し、訪問看護従事者や利用者からの相談に応じるとともに、訪問看護の普及啓発に努めている。 □訪問看護に従事する看護師の資質向上 訪問看護を行う看護職員の資質向上を図るとともに、医療機関と訪問看護ステーション間の連携強化を図るために、訪問看護の提供に必要な知識・技術の習得を目的とした研修及び医療機関勤務看護職員と訪問看護ステーション勤務看護職員との相互連携を図るために研修を実施している。 (・訪問看護ステーション看護師H24:30名 ・医療機関看護師H24:121名)	□訪問看護に関する電話相談等 公益社団法人大阪府看護協会に委託して、訪問看護に関する電話相談窓口を開設し、訪問看護従事者や利用者からの相談に応じるとともに、訪問看護の普及啓発に努めている。 □訪問看護に従事する看護師の資質向上 訪問看護を行う看護職員の資質向上を図るとともに、医療機関と訪問看護ステーション間の連携強化を図るために、訪問看護の提供に必要な知識・技術の習得を目的とした研修及び医療機関勤務看護職員と訪問看護ステーション勤務看護職員との相互連携を図るために研修を実施している。 (・訪問看護ステーション看護師H25:20名 ・医療機関看護師H25:81名)	□今後とも、訪問看護に関する電話相談窓口を開設するとともに、訪問看護に従事する看護職員の資質向上並びに訪問看護ステーション及び医療機関相互の連携強化に努める。
16	○ 自宅で療養する人がニーズに合った「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」を選択できるように、在宅医療に関する医療機能の情報公開を進めます。	39	大阪府医療機関情報システムにおいて、「在宅診療を受けたい」という検索項目を作成し、ニーズに合った医療機能情報を容易に検索できるようにしている。 平成20年1月から、府民が利用しやすい薬局を探せるよう、大阪府のホームページで府内にある薬局の機能情報を提供してかかりつけ薬局の普及を図っている。	大阪府医療機関情報システムにおいて、「在宅診療を受けたい」という検索項目を作成し、ニーズに合った医療機能情報を容易に検索できるようにしている。 平成20年1月から、府民が利用しやすい薬局を探せるよう、大阪府のホームページで府内にある薬局の機能情報を提供してかかりつけ薬局の普及を図っている。	引き続き、「大阪府医療機関情報システム」により、在宅医療に関する医療機能情報の提供を行っていく。 □薬局における「医療安全管理指針」等に基いた業務の徹底を図り、良質かつ適切な薬局サービスの提供及び府民とかかりつけ薬局の相互信頼の関係の確保に努める。
17	○ 在宅の寝たきり高齢者等の訪問歯科診療、口腔の健康管理を担う「かかりつけ歯科医」の普及を図るとともに、保健・医療機関・介護施設等相互の連携・強化に努めます。	39	・成人歯科健診の効果的な普及・啓発を行うため、簡便な問診で歯の健康状況を見分け、生活習慣の改善に向けた保健指導を行う「新しい成人歯科保健指導」を(社)大阪府歯科医師会に委託し、19地区で実施した。 ・(社)大阪府歯科医師会と連携し、訪問歯科診療に係るポータブル診療機器を3台整備した。 ※ポータブル診療機器在宅…むし歯・歯の詰め物を削ったり、入れ歯を修理するために使用する、持ち運び可能な機械。 ・高次脳機能障がい者施設で口腔ケアに携わる施設職員を対象に、大阪口腔衛生協会に委託して口腔保健活動の企画、実施方法に対する研修を3地区において行い、地域での口腔保健活動の定着を目指した。 ・在宅等療養者の口腔機能維持管理のためのガイドブック、リーフレット・ポスターを作成、配布するとともに、府内6地区で医療・介護従事者向けの研修会を開催し、医科・歯科・介護等の連携強化に努めた。 研修会参加者 331人	・成人歯科健診の効果的な普及・啓発を行うため、簡便な問診で歯の健康状況を見分け、生活習慣の改善に向けた保健指導を行う「新しい成人歯科保健指導」を(一社)大阪府歯科医師会に委託し、16地区で実施した。 ・要介護高齢者等の口腔衛生状態の改善、健康の保持促進、QOLの維持、向上を図るため、要介護高齢者等の療養を支援している施設職員等に対する講話や実技指導を行った。 ■受講者 のべ1,809人 ・高次脳機能障がい者施設で口腔ケアに携わる施設職員を対象に、大阪口腔衛生協会に委託して口腔保健活動の企画、実施方法に対する研修を3地区において行い、地域での口腔保健活動の定着を目指した。 ・在宅等療養者の口腔機能維持管理のためのガイドブック、リーフレット・ポスターを作成、配布するとともに、府内16地区で医療・介護従事者向けの研修会を開催し、医科・歯科・介護等の連携強化に努めた。 ■研修会参加者 1,416人	・健康寿命の延伸には、歯の喪失予防が重要であるので、引き続き、市町村等関係機関・団体と連携して、成人歯科健診事業の普及啓発に努め、「80歳で20歯以上自分の歯を有する人」の割合増加を目指す。 ・引き続き、要介護高齢者等の施設職員に対する実技をえた講習会を開催し、要介護高齢者等の口腔衛生状態の改善、健康の保持・増進を図る。 ・療養者の口腔機能の維持向上をもって療養生活を支援するため、今後も、ホームページ等を活用した情報提供等を通じて、医科・歯科・介護等の連携強化に努める
18	○ 患者が調剤により医薬品供給を受ける際、「かかりつけ薬剤師」が、薬歴管理やおくすり手帳などを活用した医薬品の相互作用や重複等に関するチェックを行うとともに、医薬品等に係る情報提供を行い、適正使用に関する啓発及び知識の普及に努めるなど、医薬品等の供給拠点として、地域医療に貢献する「かかりつけ薬局」の普及を図ります。	39	□毎年、10月17日から23日まで全国で開催される「薬と健康の週間」行事や各市町村で開催される健康まつりにおいて、「くすりの相談コーナー」等を設置するなどして、かかりつけ薬局(薬剤師)普及の具体的な活動に取り組んでいる。 □携帯電話等を利用して、服薬情報を電子化することにより、お薬手帳の普及・活用を図る	□毎年、10月17日から23日まで全国で開催される「薬と健康の週間」行事や各市町村で開催される健康まつりにおいて、「くすりの相談コーナー」等を設置するなどして、かかりつけ薬局(薬剤師)普及の具体的な活動に取り組んでいる。 □携帯電話等を利用して、服薬情報を電子化することにより、お薬手帳の普及・活用を図る	□かかりつけ薬局は医薬分業の質をより一層高めることが可能であるので、周知徹底に努める □「お薬手帳」の普及・活用を高め、「かかりつけ薬局(薬剤師)」の定着を図る

番号	計画上の記載内容	計画書ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
第3項 生活支援サービスの確保					
19	(1) 地域包括支援センターによる関係者の連携強化 ○ 地域包括支援センターと地域住民とのネットワーク会議の推進や、地域住民活動への参加促進など、地域におけるネットワークの構築を支援します。	41	地域ケア会議の運営支援や助言を担う広域支援員、専門員の派遣を通じ、民生委員や小地域ネットワーク等地域住民が参画する「地域ケア会議」の普及・定着を助言することにより、地域におけるネットワークの構築を支援した。	地域ケア会議の運営支援や助言を担う広域支援員、専門員の派遣を通じ、民生委員や小地域ネットワーク等地域住民が参画する「地域ケア会議」の普及・定着を助言することにより、地域におけるネットワークの構築を支援した。	地域包括ケアの推進に向け、地域住民も参画するネットワークの構築を図っていきます。
20	(2) 生活支援サービスの確保 ○ 大阪府財政構造改革プラン(案)の基本的な考え方に基づき、住民に身近なサービスは市町村が担い、府は広域的自治体として、財源を確保し、広域的・専門的観点からバックアップすることとしています。 高齢者が住み慣れた地域で継続して生活することが可能となるように、街かどデイハウスをはじめ、NPOやボランティアなどによる地域における支え合い体制づくりを行う市町村を支援します。	41	■地域福祉・子育て支援交付金 地域福祉・子育て支援又は高齢者分野において、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った事業を実施できるよう市町村に対して交付金を交付 ○交付先:38市町村 ■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成 ○交付先:30市町村及び3団体	■地域福祉・子育て支援交付金 地域福祉・子育て支援又は高齢者分野において、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った事業を実施できるよう市町村に対して交付金を交付 ○交付先:38市町村 ■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成 ○交付先:14市町	■地域支え合い体制づくり事業については、平成26年度終了。 終了後も地域福祉・子育て支援交付金での支援と広域的な自治体の役割として、市町村に対して必要な助言・指導を行っていく。
21	○ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に当たっては、市町村が任意事業の内容を含めてサービス内容を再構築することが必要なことから、府として市町村に事業例を提示するなどの支援を行います。	42	・「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施状況や市町村での検討状況について情報収集し、今後の支援について検討した。	・「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施状況や市町村での検討状況について情報収集し、今後の支援について検討した。	・介護保険法改正に伴い、新しい地域支援事業に市町村が円滑に移行できるよう市町村を交えたワーキング等を開催し支援していく。
第4項 地域の支え合い体制の整備					
22	(1) 地域におけるセーフティネットの充実 ○ 地域におけるセーフティネットの充実に向け、市町村が地域の実情に応じて、地域包括支援センターやCSWを中心に、地域における多様な主体とのネットワーク化を図り、高齢者の生活課題をきめ細かく把握し、継続的に見守りを実施できるように支援します。	41 45	■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成 ○交付先:30市町村及び3団体 □住民に最も身近な市町村が地域の実情に応じて自主的に地域福祉の推進や子育て支援の充実に資する事業を実施することができるよう、平成21年度に創設した「地域福祉・子育て支援交付金」により、市町村におけるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置を支援している。 ・平成24年度末現在 38市町村において154人配置(指定都市・中核市を除く) □CSW等が発見した制度の狭間等の福祉課題のうち、現行制度上、個々の市町村だけでは解決困難な問題については、市町村とともに研究し、新事業の検討や国への制度改善の提言等その解決に向けて適切に対応するため、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、市町村への情報提供や市町村との意見交換を行った。 □ CSWの資質向上を図るため、府社会福祉協議会とともに、「地域福祉のコーディネータースキルアップ研修」として、新任のCSW等を対象にコミュニティソーシャルワーカーの基礎的な知識や技術を修得させるための「基礎研修」(平成24年6月～7月)、現任のCSW等を対象に実践力の向上を図るために「事例研究」及び「テーマ別研修」(平成24年9月～25年1月)を実施した。 ・地域福祉のコーディネータースキルアップ研修 全6日(67名) ・事例研究(1回完結型) H24.10.5(25名)、11.5(33名)、12.7(30名)、H26.1.25(20名) ・事例研究 全4日 18名 ・テーマ別研修 H24.9.24(32名)、10.22(37名)、12.10(45名) □ 市町村における地域福祉セーフティネットの構築に向け、CSWの役割やCSWの配置にあたり市町村に求められる姿勢などを明らかにした「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」の周知を行った。また、CSWの資質を一層向上させるための研修等の充実を市町村に求めた。 □ CSWのブロック別連絡協議会(豊能・三島ブロック、北河内ブロック、中河内・南河内ブロック、泉州ブロック)に参加し、大阪府からの情報提供や日頃の活動に関する意見交換を行った。	■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成 ○交付先:14市町 □住民に最も身近な市町村が地域の実情に応じて自主的に地域福祉の推進や子育て支援の充実に資する事業を実施することができるよう、平成21年度に創設した「地域福祉・子育て支援交付金」により、市町村におけるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置を支援している。 ・平成25年度末現在 38市町村において154人配置(指定都市・中核市を除く) □CSWの資質向上を図るため、府社会福祉協議会とともに、「地域福祉のコーディネータースキルアップ研修」として、新任のCSW等を対象にコミュニティソーシャルワーカーの基礎的な知識や技術を修得させるための「基礎研修」(平成25年7月)、現任のCSW等を対象に実践力の向上を図るために「事例研究」及び「テーマ別研修」(平成25年9月～26年1月)を実施した。 ・地域福祉のコーディネータースキルアップ研修 全5日(52名) ・事例研究(1回完結型) H25.9.18(28名)、10.11(30名)、11.8(35名) ・事例研究 全4日 14名 ・テーマ別研修 H25.10.8(28名)、12.9(33名)、H26.1.24(37名) □ 市町村における地域福祉セーフティネットの構築に向け、CSWの役割やCSWの配置にあたり市町村に求められる姿勢などを明らかにした「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」の周知を行った。また、CSWの資質を一層向上させるための研修等の充実を市町村に求めた。 □ CSWのブロック別連絡協議会(豊能・三島ブロック、北河内ブロック、中河内・南河内ブロック、泉州ブロック)に市町村職員とともに参加し、大阪府からの情報提供や日頃の活動に関する意見交換を行った。	■地域支え合い体制づくり事業については、平成26年度終了。 終了後も広域的な自治体の役割として、市町村に対して必要な助言・指導を行っていく。 □コミュニティソーシャルワーカー(CSW)については、地域福祉のセーフティネットを構築する上で重要な役割を果たしていることから、今後とも市町村においてCSWの配置をはじめとする地域福祉の推進に資する事が円滑に実施できるよう、地域福祉・子育て支援交付金による支援を行う。 □引き続きCSWの資質向上を図るために研修を府社会福祉協議会とともに実施するとともに、市町村地域福祉担当課長会議やCSW連絡協議会などにおいて、「新ガイドライン」を周知する。 □ブロックごとの連絡会議を通じ、CSW相互の連携・協力体制の一層の強化を図る。 □引き続き市町村において、地域の要援護者からのさまざまな相談をワンストップで受け止めることができる体制づくりが行われるよう、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援や先進事例の情報提供等の技術的支援を行う。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
23	<p>○ 高齢者の社会的孤立を防止するため、日常の見守り活動を通じて支援が必要な高齢者を早期に発見し、必要なサービスにつなぐことが必要です。このため、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会などの関係機関の連携・協力体制づくりに取り組む市町村を支援します。</p> <p>特に、概ね小学校区を活動基盤とする小地域ネットワーク活動は、地域において要援護者を早期に発見し、適切な支援を行うために有効であることから、さらなる活動の充実を市町村に働きかけます。</p>	45	<p>■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成</p> <p>○交付先:30市町村及び3団体</p> <p>■地域福祉・子育て支援交付金「介護保険特別枠」 地域包括ケアシステムの構築に取組む市町村より「介護予防」「認知症重度化予防」「給付費抑制」のテーマで幅広く事業提案してもらい、それに対して財政的支援と適切な助言や指導を行った。</p> <p>○交付先:30市町村</p> <p>□ 今后の小地域ネットワーク活動のあり方については、市町村社協連合会で検討しているほか、大阪府社会福祉協議会が主催し、市町村社協の小地域ネットワーク活動担当者が参加する「市町村社協地域組織担当者会議」等の場で検討している。 府としては、市町村や市町村社協の小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組みに対し、平成21年度に創設した「地域福祉・子育て支援交付金」による財政的支援や先進事例の情報提供等の技術的支援を行っている。 ・平成24年度末現在 38市町村において実施。(指定都市・中核市を除く) ・平成23年度の参加者数 1,206人</p>	<p>■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成</p> <p>○交付先:14市町</p> <p>■地域福祉・子育て支援交付金「介護保険特別枠」 地域包括ケアシステムの構築に取組む市町村より「介護予防」「認知症重度化予防」「給付費抑制」のテーマで幅広く事業提案してもらい、それに対して財政的支援と適切な助言や指導を行った。</p> <p>○交付先:33市町村</p> <p>□ 今后の小地域ネットワーク活動のあり方については、市町村社協連合会で検討しているほか、大阪府社会福祉協議会が主催し、市町村社協の小地域ネットワーク活動担当者が参加する「市町村社協地域組織担当者会議」等の場で検討している。 府としては、市町村や市町村社協の小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組みに対し、平成21年度に創設した「地域福祉・子育て支援交付金」による財政的支援や先進事例の情報提供等の技術的支援を行っている。 ・平成25年度末現在 38市町村において実施。(指定都市・中核市を除く) ・平成24年度の参加者数 1,134人</p>	<p>■地域支え合い体制づくり事業については、平成26年度で終了予定 ■地域福祉・子育て支援交付金「介護保険特別枠」は、H24~26年度の3か年事業 終了後も広域的な自治体の役割として、市町村に対して必要な助言・指導を行っていく。</p>
24	<p>○ CSWについては、様々な福祉課題をワンストップで受け止め、必要なサービスにつなぐなどの解決に取り組むため、CSWがその役割を遺憾なく発揮できる体制の整備を市町村に働きかけます。</p>	45	<p>□ 「地域福祉・子育て支援交付金」により、要援護者からの相談をワンストップで受け止めることができる体制づくりの一環として、市町村が行うコミュニティーサンシャルワーカーの配置や要援護者に対する身近な相談窓口の設置を支援している。 ・平成24年度末府内38市町村に154人のCSWが配置(指定都市・中核市を除く)。 <市町村の取組み> ・安否確認を必要とする高齢者等に乳酸菌飲料を週1回2本配布し、配達員が安否確認を行うとともに、対象者に異常等が見受けられた場合には、民生委員、地域包括支援センター等の見守りネットワークと連携を密にとり、支援にあたる。(泉南市) ・知的障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言その他障がい福祉サービスの利用支援等を行っている。特に触法ケースの相談では派出所後路頭に迷うことがないよう、地域生活の定着を図っている。(松原市) □ 市町村における地域福祉セーフティネットの構築に向け、CSWの役割やCSWの配置にあたり市町村に求められる姿勢などを明らかにした「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」の周知を行うとともに、CSWの資質を一層向上させるための研修等の充実を市町村に求めた。 □CSW等が発見した制度の狭間等の福祉課題のうち、現行制度上、個々の市町村だけでは解決困難な問題については、市町村とともに研究し、新事業の検討や国への制度改善の提言等その解決に向けて適切に対応するため、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、市町村への情報提供や市町村との意見交換を行った。</p>	<p>□ 「地域福祉・子育て支援交付金」により、要援護者からの相談をワンストップで受け止めることができる体制づくりの一環として、市町村が行うコミュニティーサンシャルワーカーの配置や要援護者に対する身近な相談窓口の設置を支援している。 ・平成25年度末府内38市町村に154人のCSWが配置(指定都市・中核市を除く)。 <市町村の取組み> ・安否確認を必要とする高齢者等に乳酸菌飲料を週1回2本配布し、配達員が安否確認を行うとともに、対象者に異常等が見受けられた場合には、民生委員、地域包括支援センター等の見守りネットワークと連携を密にとり、支援にあたる。(泉南市) ・知的障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言その他障がい福祉サービスの利用支援等を行っている。特に触法ケースの相談では派出所後路頭に迷うことがないよう、地域生活の定着を図っている。(松原市) □ 市町村における地域福祉セーフティネットの構築に向け、CSWの役割やCSWの配置にあたり市町村に求められる姿勢などを明らかにした「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」の周知を行うとともに、CSWの資質を一層向上させるための研修等の充実を市町村に求めた。 □ CSWのブロック別連絡協議会(豊能・三島ブロック、北河内ブロック、中河内・南河内ブロック、泉州ブロック)に市町村職員とともに参加し、大阪府からの情報提供や日頃の活動に関する意見交換を行った。</p>	<p>□引き続き市町村において、地域の要援護者からのさまざまな相談をワンストップで受け止めることができる体制づくりが行われるよう、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援や先進事例の情報提供等の技術的支援を行う。</p> <p>□市町村地域福祉担当課長会議やCSW連絡協議会などにおいて、「新ガイドライン」を周知する。</p> <p>□今後とも、CSWの活動事例を随時収集し、市町村等への情報提供や意見交換を行っていく。</p>
25	<p>○ ふれあいの機会や居場所を作るとともに、これらの情報を収集し発信することにより、高齢者同士が支えあう活動の促進に取り組む市町村を支援します。</p>	45	<p>■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成</p> <p>○交付先:30市町村及び3団体</p>	<p>■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成</p> <p>○交付先:14市町</p>	<p>■地域支え合い体制づくり事業については、平成26年度で終了予定。 終了後も広域的な自治体の役割として、市町村に対して必要な助言・指導を行っていく。</p>
26	<p>○ 一人暮らしの高齢者等が、急病といった緊急時や健康に不安があったとしても安心して生活できるように、医療情報キットの配布や福祉電話及び緊急通報装置の設置による見守り体制の充実を市町村に働きかけます。</p>	45			
27	<p>(2) 福祉教育の充実 ○ 小・中学校の児童生徒が、身近なところで暮らしている高齢者、障がい者等の様々な生活や生き方に気づき、福祉問題、福祉活動の意味や役割について理解するよう体験活動による福祉教育を推進します。 また、小・中学校において、福祉に関する知識だけでなく、豊かな福祉マインドを身につけるため、体験活動に重点をおいた福祉教育の推進について、市町村教育委員会に働きかけます。</p>	45	<p>□各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等を通じて、すべての公立小・中学校で、福祉・ボランティアにかかる様々な活動を実施している。(平成23年度実績:福祉・ボランティアにかかる実施状況調査から) ○地域の高齢者宅への訪問や学校行事への招待 　小学校 623校中454校(73%) 　中学校 291校中132校(45%) ○高齢者施設への訪問や交流 　小学校 623校中190校(31%) 　中学校 291校中195校(67%) □出会いや体験を通して、学んだことが身近にいる高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組みを進めるポイントや学校の取組み事例を掲載した大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』を、研修会等において周知することにより、各学校の福祉・ボランティア教育の推進を図っている。 □すべての新規採用教員を対象とする初任者研修において、「福祉・ボランティアについて」の講義を行うとともに、社会体験研修として、特別養護老人ホーム、障がい者福祉施設等において、体験活動を実施している。</p>	<p>□各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等を通じて、すべての公立小・中学校で、福祉・ボランティアにかかる様々な活動を実施している。(平成24年度実績:福祉・ボランティアにかかる実施状況調査から) ○地域の高齢者宅への訪問や学校行事への招待 　小学校 621校中441校(71%) 　中学校 290校中122校(42%) ○高齢者施設への訪問や交流 　小学校 621校中196校(32%) 　中学校 290校中200校(69%) ○障がい理解教育に取り組んだ学校数 　小学校 621校中621校(100%) 　中学校 290校中290校(100%) □出会いや体験を通して、学んだことが身近にいる高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組みを進めるポイントや学校の取組み事例を掲載した大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』を、研修会等において周知することにより、各学校の福祉・ボランティア教育の推進を図っている。 □すべての新規採用教員を対象とする初任者研修において、「福祉・ボランティアについて」の講義を行うとともに、社会体験研修として、特別養護老人ホーム、障がい者福祉施設等において、体験活動を実施している。</p>	<p>□改訂した福祉教育指導資料集『ぬくもり』の周知に努め、活用を促すことにより、福祉・ボランティア教育の充実を図る。</p>

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
28	<p>○ 府立高等学校においては、高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動の機会を増やし、地域福祉活動の意義や目的、正確な知識や理論の習得を進めます。</p> <p>また、系列(総合学科)、エリア(普通科総合選択制)、専門コース、ワールド(多部制単位制)等を設置するとともに、学校支援人材バンクを活用して、地域人材の協力なども得ながら、社会福祉を支える人材の育成を視野においていた福祉教育を進めます。</p>	46	<p>□高等学校では、総合的な学習の時間やホームルームの時間等を活用して、福祉に関する学習を展開している。</p> <p>また、教科・科目においては、学校の実情に応じて、教科「福祉」をはじめ学校設定教科や学校設定科目により、府立高等学56校で福祉に関する科目を開設している。</p> <p>高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動は、近隣の地域と連携しながら、実施されており、施設等での奉仕に関わる体験活動については府立高等学校128校(平成24年度)で行っている。そのうち池田北高校、咲洲高校、泉鳥取高校、堺東高校、藤井寺高校、東住吉総合高校、和泉総合高校、寝屋川高校の8校では、「学校外における学修の単位認定に係る指針」に基づき、生徒のボランティア活動の単位認定を行っている。</p> <p>○府立高等学校における「福祉」に関するコース等の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合学科高校においては、9校で福祉に関する系列を設置 千里青雲(健康)、能勢(人間・環境)、柴島(福祉)、芦間(生活と健康)、八尾北(福祉ネットワーク)、枚岡樟風(福祉・保育)、松原(コミュニティ)、堺東(医療・看護)、貝塚(人間と共に共生) ・普通科総合選択制高校においては、14校で福祉に関するエリアを設置 東淀川(教育・発達)、北摂つばさ(保育・福祉)、福井(福祉ヒューマニティー)、門真みなみはや(福祉)、緑風冠(人間・教育)、西成(福祉・人間)、みどり清朋(保育・福祉)、かわち野(福祉・子ども)、八尾翠翔(看護医療)、金剛(生活文化)、成美(福祉・こども)、伯太(生活・現代)、日根野(人間環境探求)、りんくう翔南(こども・福祉) ・普通科および職業学科においては、2校で福祉に関する類型を設置 阿武野(福祉専門コース)、平野(環境・人間専門コース) ・クリエイティブスクールにおいては、3校で福祉に関するワールド・系列を設置 箕面東(福祉・スポーツ)・和泉総合(生活文化)・成城(生活デザイン) <p>○介護に関する資格について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修事業実施校 ・2級課程、2校(門真みなみはや高校、貝塚高校) 合計37名が修了(平成24年度) ・移動支援従事者養成研修事業実施校 ・知的障がい者課程、1校(松原高校) 21名が修了(平成24年度) 	<p>□高等学校では、総合的な学習の時間やホームルームの時間等を活用して、福祉に関する学習を展開している。</p> <p>また、教科・科目においては、学校の実情に応じて、教科「福祉」をはじめ学校設定教科や学校設定科目により、府立高等学校57校で福祉に関する科目を開設している。</p> <p>高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動は、近隣の地域と連携しながら、実施されており、施設等での奉仕に関わる体験活動については府立高等学校128校(平成25年度)で行っている。そのうち池田北高校、高槻北高校、咲洲高校、泉鳥取高校、堺東高校、藤井寺高校、東住吉総合高校、和泉総合高校、箕面東高校の9校では、「学校外における学修の単位認定に係る指針」に基づき、生徒のボランティア活動の単位認定を行っている。</p> <p>○府立高等学校における「福祉」に関するコース等の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合学科高校においては、9校で福祉に関する系列を設置 千里青雲(健康)、能勢(人間・環境)、柴島(福祉)、芦間(生活と健康)、八尾北(福祉ネットワーク)、枚岡樟風(福祉・保育)、松原(コミュニティ)、堺東(医療・看護)、貝塚(人間と共に共生) ・普通科総合選択制高校においては、14校で福祉に関するエリアを設置 東淀川(教育・発達)、北摂つばさ(保育・福祉)、福井(福祉ヒューマニティー)、門真みなみはや(福祉)、緑風冠(人間・教育)、西成(福祉・人間)、みどり清朋(保育・福祉)、かわち野(福祉・子ども)、八尾翠翔(看護医療)、金剛(生活文化)、成美(福祉・こども)、伯太(生活・現代)、日根野(人間環境探求)、りんくう翔南(こども・福祉) ・普通科および職業学科においては、2校で福祉に関する類型を設置 阿武野(福祉専門コース)、平野(環境・人間専門コース) ・クリエイティブスクールにおいては、3校で福祉に関するワールド・系列を設置 箕面東(福祉・スポーツ)・和泉総合(生活文化)・成城(生活デザイン) <p>○介護に関する資格について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員養成研修事業実施校 ・初任者研修課程、2校(門真みなみはや高校、貝塚高校) 合計41名が修了(平成25年度) ・移動支援従事者養成研修事業実施校 ・知的障がい者課程、1校(松原高校) 16名が修了(平成25年度) 	<p>□学習指導要領で、福祉・ボランティアが取り上げられ、高等学校にも福祉教育が確実に浸透しつつある。その中で課題と今後の方向として、次の2点を上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進には、体験活動の受け入れをはじめ地域の協力が欠かせないことから、学校の教育内容をウェブページ等を通じて公開するなど学校の情報を発信することにより、地域における学校の信頼づくりを進めていきたい。 ・福祉教育の推進にむけ、高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動の機会を増やすとともに、日常の教育活動を通じて、意義や目的、正確な知識を身につけさせていく。 <p>□「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書(平成23年1月)を踏まえ、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにしてることを目的として、平成25年4月1日より介護職員初任者研修を実施している。そのため、現在、府立高校で実施している訪問介護員養成研修事業については、社会福祉を支える人づくりを進めることを踏まえつつ、介護の世界で生涯働き続けることができるという展望が持てるよう対応をすすめることが必要である。</p>
29	(3) ハンセン病回復者についての理解の促進 ○若い世代への人権教育の充実を図ります。	46	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の高校生・看護学生が、ハンセン病療養所を訪問(1泊2日)し、入所者と交流するふれあい交流事業を実施し、ハンセン病回復者がたどってきた歴史や現在おかれている状況を知るとともに、ハンセン病問題を理解し、人権についての理解を深めてきた。 ・府教育委員会と連携して、府内の全中学生に、啓発資料を配布し、人権教育に努めてきた。 <p>交流事業参加者:H24…35人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の高校生・看護学生が、ハンセン病療養所を訪問(1泊2日)し、入所者と交流するふれあい交流事業を実施し、ハンセン病回復者がたどってきた歴史や現在おかれている状況を知るとともに、ハンセン病問題を理解し、人権についての理解を深めてきた。 ・府教育委員会と連携して、府内の全中学生に、啓発資料を配布し、人権教育に努めてきた。 <p>交流事業参加者:H25…39人</p>	・今後も府教育委員会等と連携し、若い世代へのハンセン病回復者についての理解に努める。
30	○市町村等関係機関との連携による正しい知識の普及・啓発に努めます。	46	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携を深めるため、窓口担当者会議を実施してきた。 ・市町村やハンセン病回復者支援センター等と連携し、一般府民を対象に啓発資料の配布や、パネル展示等による啓発活動を行い、正しい知識の普及・啓発に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携を深めるため、窓口担当者会議を実施してきた。 ・市町村やハンセン病回復者支援センター等と連携し、一般府民を対象に啓発資料の配布や、パネル展示等による啓発活動を行い、正しい知識の普及・啓発に努めた。 	・引き続き、市町村等関係機関と連携を深め、正しい知識の普及・啓発に努める。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向																																																																																																																								
	第5項 高齢者にやさしい住まいの確保と福祉のまちづくりの推進																																																																																																																												
31	(1) 高齢者の居住ニーズに対応した住宅の確保 上記の課題に対応し、高齢者のニーズに応じた住まいを確保するため、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画(計画期間:平成23年度～平成32年度)」に基づき、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心、安全、快適に暮らせる住まいとまちづくりの実現を目指します。 ① 高齢者の居住の安定に向けた取組み ○ 公的賃貸住宅における優先入居、住替え等の促進 ○ 公的賃貸住宅において、高齢者のいる世帯の優先入居、低層階やエレベーター停止階への住替え等を事業主体の状況に応じて促進します。	49	<p><input type="checkbox"/> 本計画と連携した「大阪府高齢者・障がい者住宅計画(計画期間:平成23年度～平成32年度)」に基づき、各施策を推進している。</p> <p><input type="checkbox"/> 募集した戸数のうち、高齢者・障がい者世帯に対して優先枠を設定した戸数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先入居募集戸数</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>1,736戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営計</td><td>456戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社計</td><td>168戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,360戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 昇降困難を理由として住み替え申請を受け付けた戸数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住み替え戸数</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>497戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営</td><td>212戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社計</td><td>36戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>745戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	優先入居募集戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	大阪府営	1,736戸					市町村営計	456戸					公社計	168戸					合計	2,360戸					住み替え戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	大阪府営	497戸					市町村営	212戸					公社計	36戸					合計	745戸					<p><input type="checkbox"/> 本計画と連携した「大阪府高齢者・障がい者住宅計画(計画期間:平成23年度～平成32年度)」に基づき、各施策を推進している。</p> <p><input type="checkbox"/> 募集した戸数のうち、高齢者・障がい者世帯に対して優先枠を設定した戸数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先入居募集戸数</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>1,736戸</td><td>2,200戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営計</td><td>456戸</td><td>470戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社計</td><td>168戸</td><td>150戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,360戸</td><td>2,820戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 昇降困難を理由として住み替え申請を受け付けた戸数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住み替え戸数</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>497戸</td><td>511戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営</td><td>212戸</td><td>236戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社計</td><td>36戸</td><td>67戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>745戸</td><td>814戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	優先入居募集戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	大阪府営	1,736戸	2,200戸				市町村営計	456戸	470戸				公社計	168戸	150戸				合計	2,360戸	2,820戸				住み替え戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	大阪府営	497戸	511戸				市町村営	212戸	236戸				公社計	36戸	67戸				合計	745戸	814戸				<p><input type="checkbox"/> 引き続き、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心、安全、快適に暮らせる住まいとまちづくりの実現を目指す。</p> <p><input type="checkbox"/> 大阪府営 引き続き、高齢者・障がい者向けの優先入居を推進するとともに、昇降困難による住替えを促進する。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村営等 市町村の個々の状況に応じながら(限られた住戸ストックの範囲内で、一般的の入居希望者との供給バランスを失わないよう)、優先枠設定の運用ルールの策定を促すなどして、優先入居の促進を図る。 また、昇降困難を理由とする住み替えについても、空き家情報の発信や予約受付の導入を提案するなどして、住み替えが促進されるよう引き続き指導していく。</p>
優先入居募集戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																								
大阪府営	1,736戸																																																																																																																												
市町村営計	456戸																																																																																																																												
公社計	168戸																																																																																																																												
合計	2,360戸																																																																																																																												
住み替え戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																								
大阪府営	497戸																																																																																																																												
市町村営	212戸																																																																																																																												
公社計	36戸																																																																																																																												
合計	745戸																																																																																																																												
優先入居募集戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																								
大阪府営	1,736戸	2,200戸																																																																																																																											
市町村営計	456戸	470戸																																																																																																																											
公社計	168戸	150戸																																																																																																																											
合計	2,360戸	2,820戸																																																																																																																											
住み替え戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																								
大阪府営	497戸	511戸																																																																																																																											
市町村営	212戸	236戸																																																																																																																											
公社計	36戸	67戸																																																																																																																											
合計	745戸	814戸																																																																																																																											
32	○ 公営住宅において、高齢者や障がい者も安心して住むことができるよう、自治会等の取組事例の情報提供など、良好なコミュニティ形成を図る取組みを実施します。	49	<p><input type="checkbox"/> 経営管理課サイト(http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/juki/jitikai.html)にて、ふれあいだよりの特集記事の紹介や、自治会活動紹介のための募集を行っている。(大阪府)</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢化率の高い住宅については、空家が出た時点で、公募に影響が出ない範囲で子育て世帯向けの優先入居を行っている。(堺市)</p> <p><input type="checkbox"/> 3日に一度高齢者の自宅に見守り推進員が訪問し、安否確認を行う安心確保事業に併せ、誰でも自由に使用できる団らんの場を設け、コミュニケーションが図れるようにすることで、高齢者等が安心して生活できるよう事業を行っている。(和泉市)</p>	<p><input type="checkbox"/> 経営管理課サイト(http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/juki/jitikai.html)にて、ふれあいだよりの特集記事の紹介や、自治会活動紹介のための募集を行っている。(大阪府)</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢化率の高い住宅については、空家が出た時点で、公募に影響が出ない範囲で子育て世帯向けの優先入居を行っている。(堺市)</p> <p><input type="checkbox"/> 一部の市営住宅において、年2回、自治会が中心となり近隣公園の掃除を実施している。また、年1回、市営住宅入居者を地域住民が一緒になって、地蔵盆を催し近隣住民を含めたコミュニティ形成が図られている(高槻市)</p>	<p><input type="checkbox"/> 大阪府営 引き続き、自治会の取組事例の情報提供等を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村営 自治会等の取組事例を情報提供するなどして、高齢者や障がい者が安心して住むことができるよう、引き続き市町に働きかけを行っていく。</p>																																																																																																																								
33	イ 民間住宅における入居支援 ○ 高齢者という理由だけで入居申込みを拒否されることがないよう、宅地建物取引業者への啓発や宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の適正な運用に努めます。	49	<p><input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者に対して研修等を通じての周知・啓発を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅建業新規免許業者 研修会出席者数</td><td>39人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>営業保証金供託宅建業者 研修会出席者数 (新規免許業者を含む)</td><td>153人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>宅地建物取引業人権推進指導員養成講座指導員認定数 (内、更新者数)</td><td>353人 (52人)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(参考) 業界団体役員人権研修会 出席者数</td><td>45人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(参考) 業界団体ブロック別研修 (人権講座を含むもの) 開催回数と出席者数</td><td>22回 9,153人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	宅建業新規免許業者 研修会出席者数	39人					営業保証金供託宅建業者 研修会出席者数 (新規免許業者を含む)	153人					宅地建物取引業人権推進指導員養成講座指導員認定数 (内、更新者数)	353人 (52人)					(参考) 業界団体役員人権研修会 出席者数	45人					(参考) 業界団体ブロック別研修 (人権講座を含むもの) 開催回数と出席者数	22回 9,153人					<p><input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者に対して研修等を通じての周知・啓発を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅建業新規免許業者 研修会出席者数</td><td>39人</td><td>131人</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>営業保証金供託宅建業者 研修会出席者数 (新規免許業者を含む)</td><td>153人</td><td>179人</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>宅地建物取引業人権推進指導員養成講座指導員認定数 (内、更新者数)</td><td>353人 (52人)</td><td>587人 (295人)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(参考) 業界団体役員人権研修会 出席者数</td><td>45人</td><td>23人</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(参考) 業界団体ブロック別研修 (人権講座を含むもの) 開催回数と出席者数</td><td>22回 9,153人</td><td>22回 8,730人</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	宅建業新規免許業者 研修会出席者数	39人	131人				営業保証金供託宅建業者 研修会出席者数 (新規免許業者を含む)	153人	179人				宅地建物取引業人権推進指導員養成講座指導員認定数 (内、更新者数)	353人 (52人)	587人 (295人)				(参考) 業界団体役員人権研修会 出席者数	45人	23人				(参考) 業界団体ブロック別研修 (人権講座を含むもの) 開催回数と出席者数	22回 9,153人	22回 8,730人				<p><input type="checkbox"/> 引続き、周知・啓発を実施する。</p>																																																
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																								
宅建業新規免許業者 研修会出席者数	39人																																																																																																																												
営業保証金供託宅建業者 研修会出席者数 (新規免許業者を含む)	153人																																																																																																																												
宅地建物取引業人権推進指導員養成講座指導員認定数 (内、更新者数)	353人 (52人)																																																																																																																												
(参考) 業界団体役員人権研修会 出席者数	45人																																																																																																																												
(参考) 業界団体ブロック別研修 (人権講座を含むもの) 開催回数と出席者数	22回 9,153人																																																																																																																												
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																								
宅建業新規免許業者 研修会出席者数	39人	131人																																																																																																																											
営業保証金供託宅建業者 研修会出席者数 (新規免許業者を含む)	153人	179人																																																																																																																											
宅地建物取引業人権推進指導員養成講座指導員認定数 (内、更新者数)	353人 (52人)	587人 (295人)																																																																																																																											
(参考) 業界団体役員人権研修会 出席者数	45人	23人																																																																																																																											
(参考) 業界団体ブロック別研修 (人権講座を含むもの) 開催回数と出席者数	22回 9,153人	22回 8,730人																																																																																																																											
34	○ 民間賃貸住宅市場を有効に活用し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録及び登録情報の提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」の充実を図ります。	49	<p><input type="checkbox"/> あんしん賃貸住宅戸数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録戸数(累計)</td><td>2,945戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>登録件数(累計)</td><td>205件</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>協力店数(累計)</td><td>239店</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>居住支援団体数(累計)</td><td>4団体</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	登録戸数(累計)	2,945戸					登録件数(累計)	205件					協力店数(累計)	239店					居住支援団体数(累計)	4団体					<p><input type="checkbox"/> あんしん賃貸住宅戸数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録戸数(累計)</td><td>2,945戸</td><td>3,216戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>登録件数(累計)</td><td>205件</td><td>225件</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>協力店数(累計)</td><td>239店</td><td>240店</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>居住支援団体数(累計)</td><td>4団体</td><td>7団体</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	登録戸数(累計)	2,945戸	3,216戸				登録件数(累計)	205件	225件				協力店数(累計)	239店	240店				居住支援団体数(累計)	4団体	7団体				<p><input type="checkbox"/> 平成32年度までに計画目標(5,000戸)の達成を目指す。</p>																																																												
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																								
登録戸数(累計)	2,945戸																																																																																																																												
登録件数(累計)	205件																																																																																																																												
協力店数(累計)	239店																																																																																																																												
居住支援団体数(累計)	4団体																																																																																																																												
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																								
登録戸数(累計)	2,945戸	3,216戸																																																																																																																											
登録件数(累計)	205件	225件																																																																																																																											
協力店数(累計)	239店	240店																																																																																																																											
居住支援団体数(累計)	4団体	7団体																																																																																																																											

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向																																																																																																																																				
35	○ 高齢者の民間住宅への入居促進を進めるため、次の各種制度の活用促進を図ります。 ・ 終身建物賃貸借制度(高齢者・夫婦世帯が生きている限り存続し、死亡したときに終了する(相続性を排除する)、借家人一代限りの借家契約を結ぶことが出来る制度) ・ リバースモーゲージ(住宅に住みながら、その住宅を担保にして老後の生活資金等の融資を受け、元金を死亡時に一括償還する高齢者向け返済特例) ・ 生活福祉資金(不動産担保生活資金)	49	<p><input type="checkbox"/> 終身建物賃貸借制度 府ホームページにより認可事務手続等を情報提供した。</p> <p><input type="checkbox"/> リバースモーゲージの件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JHF</td> <td>3件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 生活福祉資金(不動産担保型生活資金)貸付状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績件数</td> <td>23件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	JHF	3件						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	実績件数	23件					<p><input type="checkbox"/> 終身建物賃貸借制度 府ホームページにより認可事務手続等を情報提供した。 25年度実績:1件</p> <p><input type="checkbox"/> リバースモーゲージの件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JHF</td> <td>3件</td> <td>4件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 生活福祉資金(不動産担保型生活資金)貸付状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績件数</td> <td>23件</td> <td>17件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	JHF	3件	4件					平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	実績件数	23件	17件				<input type="checkbox"/> 高齢者の民間住宅への入居促進を進めるため、引続き、府ホームページ等による情報提供を行う。																																																																																				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																				
JHF	3件																																																																																																																																								
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																				
実績件数	23件																																																																																																																																								
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																				
JHF	3件	4件																																																																																																																																							
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																				
実績件数	23件	17件																																																																																																																																							
36	ウ 情報提供 ○ 高齢者の住まいに関する情報を一元的に提供するホームページ「大阪府高齢者の住まいナビ」の運用や広報誌、パンフレット、相談窓口など様々な機会を通して高齢者の住まいの情報提供を行います。	49	<p><input type="checkbox"/> 高齢者向けの住宅や施設を探されている方や、これからどうしようか悩んでいる方、また高齢者の方向けの住宅や施設をつくりたい、サービスを提供したい事業者の方向けに、情報探しをサポートするホームページ「高齢者の住まいナビ」により情報提供を実施した。 府ホームページにて高齢者・障がい者など住宅確保要配慮者の入居に係る各種サービスについての情報を新たに提供した。</p>	<p><input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者等の入居に関わる家主・不動産事業者や、賃貸住宅への転居を考えている高齢者・障がい者等に向けて、アドバイスや情報を取りまとめた冊子の作成に着手した。</p>	<input type="checkbox"/> 引き続き情報収集に努めるとともに、冊子を完成させ、情報発信を図る。																																																																																																																																				
37	○ 事業者による社会福祉施設などの立地検討が図られるよう、まちづくりの主体である市町を通じて、府営住宅の活用用地等の情報提供に努めます。	50	<p><input type="checkbox"/> 活用用地の売却予定についてホームページにより情報提供を実施。また、売却予定地の所在市町に対しても情報提供を行い、公共利用意向、社会福祉施設の利用希望の有無を照会した。(東三国、夕陽ヶ丘、東大阪春宮、交野梅が枝にて実施)。</p>	<p><input type="checkbox"/> 活用用地の売却予定についてホームページにより情報提供を実施。また、売却予定地の所在市町に対しても情報提供を行い、公共利用意向、社会福祉施設の利用希望の有無を照会した(下新庄四丁目、東大阪春宮、矢田部、高槻津之江、守口寺方、泉佐野東羽倉崎、交野梅が枝)。また、まちづくり会議において所在市町と活用用地の情報を共有した。</p>	<input type="checkbox"/> 引き続き、これまでの手法と合わせて、まちづくり会議の活用を図る。																																																																																																																																				
38	○ 地域のつながりを活かした高齢者や障がい者への支援活動等の先導事例について、積極的に支援し、そこから得られたノウハウを他の地域のモデルとして積極的に情報発信します。	50	<p><input type="checkbox"/> 高齢者や障がい者への支援活動などの先導事例を調査するために、居住サポート事業者等へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。</p>	<p><input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者等の入居に関わる家主・不動産事業者や、賃貸住宅への転居を考えている高齢者・障がい者等に向けた冊子の作成のため、宅建業者へのアンケートや家主へのヒアリングを行った。</p>	<input type="checkbox"/> 引き続き情報収集に努めるとともに、冊子を完成させ、情報発信を図る。																																																																																																																																				
39	<p>② 高齢者の居住ニーズに対応した住宅の整備</p> <p>ア 公的賃貸住宅の供給</p> <p>○ 高齢者向け賃貸住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営めるよう、福祉施策と住宅施策の連携により、市町村が派遣する生活援助員が日常生活の相談や安否確認を行うとともに、緊急通報装置を設置したシルバーハウジングを供給します。 ・ 入居者の力によって地域のコミュニティを活性化し、利用者間の情報交換などにより単身高齢者などの相互見守りにも効果がある府営住宅の「ふれあいリビング」などの取組みを、今後も積極的に推進します。 ・ 府営住宅において、車いす常用者世帯向けに、設備・仕様等を入居者の身体特性に応じて設計するMAI(マイ)ハウスを供給します。また、市町村が建設等を行う公営住宅についても、車いす常用者世帯のための住宅の建設を促進します。 	50	<p><input type="checkbox"/> 公的賃貸住宅におけるシルバーハウジングの供給【累計数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理戸数</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成26年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>平成28年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td> <td>420戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村営</td> <td>778戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公社UR計</td> <td>18戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,216戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 府営住宅におけるふれあいリビングの整備【累計数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度末</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成26年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>平成28年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施団地数</td> <td>31団地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 車いす常用者世帯向け住宅の建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設戸数</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td> <td>32戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村営</td> <td>11戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管理戸数	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	大阪府営	420戸					市町村営	778戸					公社UR計	18戸					合計	1,216戸						平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	実施団地数	31団地					建設戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	大阪府営	32戸					市町村営	11戸					合計	43戸					<p><input type="checkbox"/> 公的賃貸住宅におけるシルバーハウジングの供給【累計数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理戸数</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成26年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>平成28年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td> <td>420戸</td> <td>420戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村営</td> <td>778戸</td> <td>778戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公社UR計</td> <td>18戸</td> <td>18戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,216戸</td> <td>1,216戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 府営住宅におけるふれあいリビングの整備【累計数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度末</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成26年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>平成28年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施団地数</td> <td>31団地</td> <td>34団地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 車いす常用者世帯向け住宅の建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設戸数</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td> <td>32戸</td> <td>11戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村営</td> <td>11戸</td> <td>14戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43戸</td> <td>25戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管理戸数	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	大阪府営	420戸	420戸				市町村営	778戸	778戸				公社UR計	18戸	18戸				合計	1,216戸	1,216戸					平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	実施団地数	31団地	34団地				建設戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	大阪府営	32戸	11戸				市町村営	11戸	14戸				合計	43戸	25戸				<p><input type="checkbox"/> 大阪府営 府営住宅におけるシルバーハウジングについては、市町村が実施する福祉サービス(生活援助員の派遣等)が必要なことから、市町村からの要望を受け建設を行っているが、近年、市町村から建設についての要望がない。要望があった場合は、建設について検討をする。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村営等 建替や新築が今後予定される市町村の住宅部局と福祉部局双方に、改めて制度の説明を行うなどして、各市町村の住宅施策と福祉施策とが連携してよりシルバーハウジングが供給されるよう、引き続き指導していく。</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者等がお互いに助け合い、孤立することなく、活力ある自立した老後の生活を送れるよう、今後とも、自治会等との調整を行い、ふれあいリビングを推進する。</p> <p><input type="checkbox"/> 大阪府営 府営住宅では、今後も引き続き車いす常用者世帯向けに「MAIハウス」を計画的に供給する。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村営 各市町村の住宅部局が福祉部局と連携して、段差解消だけでなく、スロープの設置や間口の拡張、引き戸の導入など、車いす常用者世帯向けの住宅建設が促進されるよう、引き続き指導していく。</p>
管理戸数	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末																																																																																																																																				
大阪府営	420戸																																																																																																																																								
市町村営	778戸																																																																																																																																								
公社UR計	18戸																																																																																																																																								
合計	1,216戸																																																																																																																																								
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末																																																																																																																																				
実施団地数	31団地																																																																																																																																								
建設戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																				
大阪府営	32戸																																																																																																																																								
市町村営	11戸																																																																																																																																								
合計	43戸																																																																																																																																								
管理戸数	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末																																																																																																																																				
大阪府営	420戸	420戸																																																																																																																																							
市町村営	778戸	778戸																																																																																																																																							
公社UR計	18戸	18戸																																																																																																																																							
合計	1,216戸	1,216戸																																																																																																																																							
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末																																																																																																																																				
実施団地数	31団地	34団地																																																																																																																																							
建設戸数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																				
大阪府営	32戸	11戸																																																																																																																																							
市町村営	11戸	14戸																																																																																																																																							
合計	43戸	25戸																																																																																																																																							

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向																																																																								
40	<p>○ 公的賃貸住宅と社会福祉施設等との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的賃貸住宅の建設・建替えに当たっては、高齢者世帯が安心して暮らし続けられるための施設や住宅の確保・誘導を検討します。 特に、府営住宅については、あんしん住まい確保プロジェクトなどにより、地域の資産としてまちづくりへの活用を行います。 ・ 市町と連携して地域活動を行う団体等による府営住宅の共同施設及び空き室の活用について検討を行います。 	50	<p><input type="checkbox"/> あんしん住まい確保プロジェクト</p> <p>地域のあんしん住まいの実現に向け、府営住宅の用地を活用したサービス付き高齢者向け住宅や福祉施設等の導入に係る仕組みの検討・協議調整を行った。</p> <p>また、府営住宅用地における高齢者生活支援施設の導入を推進するため、公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業の活用を推進した。</p> <p><input type="checkbox"/> 府営住宅の共同施設及び空き室の活用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活用目的</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者交流拠点等 (件数/許可団地)</td><td>3 件 3 団地</td><td>件 団地</td><td>件 団地</td><td>件 団地</td><td>件 団地</td></tr> </tbody> </table>	活用目的	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	高齢者交流拠点等 (件数/許可団地)	3 件 3 団地	件 団地	件 団地	件 団地	件 団地	<p><input type="checkbox"/> 地域のあんしん住まいの実現に向け、府営住宅の用地を活用した福祉施設等の導入を推進するため、地元市町との「まちづくり会議(府営住宅を活用したまちづくりの協議の場)」のなかで、活用用地等のまちづくりへの活用について地元市町と協議を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 府営住宅の空き室を活用した高齢者交流拠点や子育てひろば等の許可を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 府営住宅の共同施設及び空き室の活用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活用目的</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者交流拠点等 (件数/許可団地)</td><td>3 件 3 団地</td><td>5 件 5 団地</td><td>件 団地</td><td>件 団地</td><td>件 団地</td></tr> </tbody> </table>	活用目的	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	高齢者交流拠点等 (件数/許可団地)	3 件 3 団地	5 件 5 団地	件 団地	件 団地	件 団地	<p><input type="checkbox"/> 府営住宅では、地元市町との「まちづくり会議(府営住宅を活用したまちづくりの協議の場)」のなかで、活用用地等のまちづくりへの活用について地元市町と協議し、福祉施設等の導入の検討や、空き室等の活用について協議していく。</p>																																																
活用目的	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																								
高齢者交流拠点等 (件数/許可団地)	3 件 3 団地	件 団地	件 団地	件 団地	件 団地																																																																								
活用目的	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																								
高齢者交流拠点等 (件数/許可団地)	3 件 3 団地	5 件 5 団地	件 団地	件 団地	件 団地																																																																								
41	<p>イ 民間賃貸住宅等の供給</p> <p>○ 今後増加する高齢者に対して、人口・世帯数の動向や住宅市場全体のストックの状況を踏まえ、需要側・供給側のニーズを的確に把握しながら、「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進します。</p> <p>平成32年度までに新たに登録する サービス付き高齢者向け住宅 目標戸数19,000戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者向けのサービス付き高齢者向け住宅の供給が促進されるよう、事業者への支援を行います。 ・ 登録時においては、登録基準に基づき的確に審査を行うとともに相談窓口や緊急時の連絡体制についての明確化等を事業者に指導し、登録後は事業者からの報告聴取や立入検査等により適切な指導監督を図ります。 ・ 高齢者が自らのニーズにあった住まいを選択できるよう、登録された住宅の情報をホームページや登録簿に登載するとともに、地域包括支援センターでの情報開示など、身近な地域での情報提供を積極的に実施します。 ・ 府民向けのセミナーの開催などにより情報発信に努めます。 ・ 府営住宅用地などを活用し、「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進します。 	50	<p><input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅の供給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給戸数</td><td>10,687戸</td><td>戸</td><td>戸</td><td>戸</td><td>戸</td></tr> <tr> <td>家賃減額補助件数</td><td>276戸</td><td>戸</td><td>戸</td><td>戸</td><td>戸</td></tr> <tr> <td>定期報告件数 立入検査件数</td><td>97件 31件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅の情報発信</p> <p>情報発信については、府ホームページにより登録事務手続等を情報提供了。</p> <p><input type="checkbox"/> 府営住宅活用地によるサービス付き高齢者向け住宅の供給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給戸数</td><td>0戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	供給戸数	10,687戸	戸	戸	戸	戸	家賃減額補助件数	276戸	戸	戸	戸	戸	定期報告件数 立入検査件数	97件 31件	件	件	件	件		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	供給戸数	0戸					<p><input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅の供給【累計数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給戸数</td><td>10,687戸</td><td>14,643戸</td><td>戸</td><td>戸</td><td>戸</td></tr> <tr> <td>家賃減額補助件数</td><td>276戸</td><td>300戸</td><td>戸</td><td>戸</td><td>戸</td></tr> <tr> <td>定期報告件数 立入検査件数</td><td>97件 31件</td><td>117件 84件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅の情報発信</p> <p>情報発信については、府ホームページにより登録事務手続等を情報提供了。</p> <p><input type="checkbox"/> 府営住宅活用地によるサービス付き高齢者向け住宅の供給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給戸数</td><td>0戸</td><td>0戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	供給戸数	10,687戸	14,643戸	戸	戸	戸	家賃減額補助件数	276戸	300戸	戸	戸	戸	定期報告件数 立入検査件数	97件 31件	117件 84件	件	件	件		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	供給戸数	0戸	0戸				<p><input type="checkbox"/> 平成32年度までに計画目標(19,000戸)の達成を目指す。</p> <p>家賃減額補助は、補助制度創設時の供給目標戸数に達したこと、及び他道府県に比べ高水準の施策を行わ必要がないことにより、平成26年度以降の新規認定は行わない。</p> <p>引き続き、報告聴取や立入検査等により適切な指導を図る。</p> <p><input type="checkbox"/> 引続き、情報提供を実施する。</p>
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																								
供給戸数	10,687戸	戸	戸	戸	戸																																																																								
家賃減額補助件数	276戸	戸	戸	戸	戸																																																																								
定期報告件数 立入検査件数	97件 31件	件	件	件	件																																																																								
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																								
供給戸数	0戸																																																																												
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																								
供給戸数	10,687戸	14,643戸	戸	戸	戸																																																																								
家賃減額補助件数	276戸	300戸	戸	戸	戸																																																																								
定期報告件数 立入検査件数	97件 31件	117件 84件	件	件	件																																																																								
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																								
供給戸数	0戸	0戸																																																																											
42	○ 民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅の管理が適正に行われるよう、引き続き指導監督を行います。	51	<p><input type="checkbox"/> 管理運営が不適正かつ是正不能の2住宅に対し、1住宅は補助金返還命令及び供給計画認定取消しを行い、1住宅は補助金返還の手続きに着手した。</p> <p>高齢者住まい法の改正に伴い、高齢者向け優良賃貸住宅の管理は、地域優良賃貸住宅制度要綱に基づき管理することとなったが、地域優良賃貸住宅制度要綱を補完するため、大阪府高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱を改正した。</p>	<p><input type="checkbox"/> 補助金返還命令及び供給計画認定取消しを行った1住宅は、H25.7.12裁判所へ支払督促申立申請を行い法的措置に着手。H25.7.22被告から督促異議申立てがあったため、通常訴訟に移行し、係争中。</p> <p>補助金返還手続きに着手した1住宅は、H25.4.30補助金の返還を受け、H25.6.26国庫補助金相当分を国へ返還済。</p>	<p><input type="checkbox"/> 債務名義を取得し、債務者の財産調査を行い、資力が回復すれば、強制執行等を行う予定である。</p>																																																																								
43	○ 有料老人ホームにおいて、適正な運営が図られるよう、老人福祉法に基づき、有料老人ホームに該当するものについて届出を促進するとともに、指導・研修会や立入検査等により指導・監督に努めます。	51	<p><input type="checkbox"/> 指導監督の実施状況</p> <p>開設1年経過後及び随時立入検査 49施設(平成24年度)</p> <p>全施設対象の指導・研修会(政令・中核市合同実施) 490施設(平成24年度)</p>	<p><input type="checkbox"/> 指導監督の実施状況</p> <p>開設1年経過後及び随時立入検査 26施設(平成25年度)</p> <p>全施設対象の指導・研修会(政令・中核市合同実施) 579施設(平成25年度)</p>	<p><input type="checkbox"/> 引続き、指導・監督に努める。</p>																																																																								

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向																																																																																																																																																																																																																																				
44	<p>③ 住まいのバリアフリー化 <input checked="" type="checkbox"/> 公的賃貸住宅のバリアフリー化 <input checked="" type="checkbox"/> 公的賃貸住宅を建設、増改築する際はバリアフリー化を実施するとともに、可能な限りエレベーターを設置します。</p>	51	<p><input type="checkbox"/> バリアフリー化された公的賃貸住宅の建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸数</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村営</td><td>885 戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社UR計</td><td>80 戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>965 戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 住戸内のバリアフリー化改善</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸数</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>81 戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営</td><td>118 戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社UR計</td><td>1 戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>200 戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 団地内のバリアフリー化改善</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地数</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>0 団地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営</td><td>0 団地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社UR計</td><td>0 団地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>0 団地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 中層住宅へのエレベーター設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基数</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>0 基</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営</td><td>27 基</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社UR計</td><td>0 基</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>27 基</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	戸数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	市町村営	885 戸					公社UR計	80 戸					合計	965 戸					戸数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	大阪府営	81 戸					市町村営	118 戸					公社UR計	1 戸					合計	200 戸					団地数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	大阪府営	0 団地					市町村営	0 団地					公社UR計	0 団地					合計	0 団地					基数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	大阪府営	0 基					市町村営	27 基					公社UR計	0 基					合計	27 基					<p><input type="checkbox"/> バリアフリー化された公的賃貸住宅の建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸数</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村営</td><td>885 戸</td><td>991 戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社UR計</td><td>80 戸</td><td>0 戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>965 戸</td><td>991 戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 住戸内のバリアフリー化改善</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸数</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>81 戸</td><td>700 戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営</td><td>118 戸</td><td>114 戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社UR計</td><td>1 戸</td><td>2 戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>200 戸</td><td>816 戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 団地内のバリアフリー化改善</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地数</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>0 団地</td><td>4 団地</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営</td><td>0 団地</td><td>2 団地</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社UR計</td><td>0 团地</td><td>0 团地</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>0 团地</td><td>6 团地</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 中層住宅へのエレベーター設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基数</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営</td><td>0 基</td><td>60 基</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村営</td><td>27 基</td><td>66 基</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社UR計</td><td>0 基</td><td>0 基</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>27 基</td><td>126 基</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	戸数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	市町村営	885 戸	991 戸				公社UR計	80 戸	0 戸				合計	965 戸	991 戸				戸数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	大阪府営	81 戸	700 戸				市町村営	118 戸	114 戸				公社UR計	1 戸	2 戸				合計	200 戸	816 戸				団地数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	大阪府営	0 団地	4 団地				市町村営	0 団地	2 団地				公社UR計	0 团地	0 团地				合計	0 团地	6 团地				基数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	大阪府営	0 基	60 基				市町村営	27 基	66 基				公社UR計	0 基	0 基				合計	27 基	126 基				<p><input type="checkbox"/> 市町村営等 各市町において、長寿命化計画を策定し、それに基づき、計画的に整備を行うよう、引き続き指導・助言していく。</p> <p><input type="checkbox"/> 大阪府営 既存住戸については、住戸内の段差解消や手すり設置など(「住戸内バリアフリー化事業(旧高齢者向け改善事業)」)を引き続き実施する。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村営等 各市町において、長寿命化計画を策定し、それに基づき、計画的に整備を行うよう、引き続き指導・助言していく。</p> <p><input type="checkbox"/> 大阪府営 団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化(「団地内バリアフリー化事業」)に努める。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村営等 各市町において、長寿命化計画を策定し、それに基づき、計画的に整備を行うよう、引き続き指導・助言していく。</p> <p><input type="checkbox"/> 大阪府営 入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として、全ての団地を対象としてエレベーターの設置を計画的に進める。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村営等 各市町において、長寿命化計画を策定し、それに基づき、計画的に整備を行うよう、引き続き指導・助言していく。</p> <p><input type="checkbox"/> 大阪府営 府営住宅では、今後も引き続きバリアフリー化された「あいあい住宅」を計画的に供給する。</p>
戸数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
市町村営	885 戸																																																																																																																																																																																																																																								
公社UR計	80 戸																																																																																																																																																																																																																																								
合計	965 戸																																																																																																																																																																																																																																								
戸数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
大阪府営	81 戸																																																																																																																																																																																																																																								
市町村営	118 戸																																																																																																																																																																																																																																								
公社UR計	1 戸																																																																																																																																																																																																																																								
合計	200 戸																																																																																																																																																																																																																																								
団地数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
大阪府営	0 団地																																																																																																																																																																																																																																								
市町村営	0 団地																																																																																																																																																																																																																																								
公社UR計	0 団地																																																																																																																																																																																																																																								
合計	0 団地																																																																																																																																																																																																																																								
基数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
大阪府営	0 基																																																																																																																																																																																																																																								
市町村営	27 基																																																																																																																																																																																																																																								
公社UR計	0 基																																																																																																																																																																																																																																								
合計	27 基																																																																																																																																																																																																																																								
戸数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
市町村営	885 戸	991 戸																																																																																																																																																																																																																																							
公社UR計	80 戸	0 戸																																																																																																																																																																																																																																							
合計	965 戸	991 戸																																																																																																																																																																																																																																							
戸数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
大阪府営	81 戸	700 戸																																																																																																																																																																																																																																							
市町村営	118 戸	114 戸																																																																																																																																																																																																																																							
公社UR計	1 戸	2 戸																																																																																																																																																																																																																																							
合計	200 戸	816 戸																																																																																																																																																																																																																																							
団地数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
大阪府営	0 団地	4 団地																																																																																																																																																																																																																																							
市町村営	0 団地	2 団地																																																																																																																																																																																																																																							
公社UR計	0 团地	0 团地																																																																																																																																																																																																																																							
合計	0 团地	6 团地																																																																																																																																																																																																																																							
基数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
大阪府営	0 基	60 基																																																																																																																																																																																																																																							
市町村営	27 基	66 基																																																																																																																																																																																																																																							
公社UR計	0 基	0 基																																																																																																																																																																																																																																							
合計	27 基	126 基																																																																																																																																																																																																																																							
<p><input type="checkbox"/> 府営住宅における「あいあい住宅」の建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設戸数</td><td>1,382 戸</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	建設戸数	1,382 戸					<p><input type="checkbox"/> 府営住宅における「あいあい住宅」の建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設戸数</td><td>1,382 戸</td><td>757 戸</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	建設戸数	1,382 戸	757 戸																																																																																																																																																																																																																			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
建設戸数	1,382 戸																																																																																																																																																																																																																																								
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																																																																																																																				
建設戸数	1,382 戸	757 戸																																																																																																																																																																																																																																							

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向																																																																																																												
46	<p>イ 民間住宅のバリアフリー化</p> <p>○ 民間住宅のバリアフリー化の普及を図るため、次の各種制度の活用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅の空家をリフォームし、高齢者・障がい者世帯等の住宅確保要配慮者向けに賃貸する事業を支援する制度(国制度)の活用促進を図るとともに、制度を活用しリフォームを行った住宅を大阪あんしん賃貸住宅支援事業に登録要請 ・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の普及 ・介護保険法に基づく住宅改修費の支給や市町村による住宅改造費の助成等の活用 ・リバースモーニングの活用促進(再掲) ・悪質リフォーム対策の推進のための事例の収集・分析・調査等 ・リフォーム時の検査と保証がセットになった「リフォーム工事瑕疵担保責任保険」の活用 ・リフォームに関する諸制度の情報提供(ホームページの活用、市町村ほか関係団体等への情報提供) 	51	<p>□ 住宅セーフティネット整備推進事業の府内事業者の採択戸数(平成24年12月28日までの完了実績報告分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択戸数</td> <td>363戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□ リフォーム工事瑕疵担保責任保険 市町村とマイスター制度推進協議会の共催による住宅リフォームに関する出前講座等によりリフォーム瑕疵保険のPRに努めた。</p> <p>□ リフォームに関する諸制度の情報提供 出前講座や住まいの活性化フォーラムのシンポジウムなどで、冊子「住まいのリフォーム」の配布を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数</td> <td>450戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 住宅性能表示制度による評価件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計性能評価件数</td> <td>19,537戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 介護保険法に基づく住宅改修の認定件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅改修の認定件数</td> <td>39,416戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 条例・特商法に基づく処分・指導等件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導等件数</td> <td>1件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	採択戸数	363戸						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	配布数	450戸						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	設計性能評価件数	19,537戸						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	住宅改修の認定件数	39,416戸						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	指導等件数	1件					<p>□ 住宅セーフティネット整備推進事業の府内事業者の採択戸数 平成24年度末実績:1,038戸</p> <p>□ リフォーム工事瑕疵担保責任保険 市町村とマイスター制度推進協議会の共催による住宅リフォームに関する出前講座等によりリフォーム瑕疵保険のPRに努めた。</p> <p>□ リフォームに関する諸制度の情報提供 出前講座や住まいの活性化フォーラムのシンポジウムなどで、冊子「住まいのリフォーム」の配布を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数</td> <td>450部</td> <td>124部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 住宅性能表示制度による評価件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計性能評価件数</td> <td>19,537戸</td> <td>22,320戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 介護保険法に基づく住宅改修の認定件数【累計数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅改修の認定件数</td> <td>39,416戸</td> <td>40,705戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 条例・特商法に基づく処分・指導等件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導等件数</td> <td>1件</td> <td>2件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	配布数	450部	124部					平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	設計性能評価件数	19,537戸	22,320戸					平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	住宅改修の認定件数	39,416戸	40,705戸					平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	指導等件数	1件	2件				<p>□ 引続きPRに努め、国補助事業の府下での活用促進を図る。</p> <p>□ 引続き、出前講座等の様々な機会を捉え、PRに努める。</p> <p>□ 引続き、出前講座等の様々な機会を捉え、情報提供する。</p> <p>□ 引続き、普及を図る。</p> <p>□ 引続き、活用を図る。</p> <p>□ 悪質事業者による手法は、複雑化・多様化しており、更なる指導強化を行っていく。</p>
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																												
採択戸数	363戸																																																																																																																
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																												
配布数	450戸																																																																																																																
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																												
設計性能評価件数	19,537戸																																																																																																																
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																												
住宅改修の認定件数	39,416戸																																																																																																																
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																												
指導等件数	1件																																																																																																																
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																												
配布数	450部	124部																																																																																																															
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																												
設計性能評価件数	19,537戸	22,320戸																																																																																																															
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																												
住宅改修の認定件数	39,416戸	40,705戸																																																																																																															
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																												
指導等件数	1件	2件																																																																																																															
47	<p>○ 住宅のバリアフリー化の際のバリアフリーの専門知識を持った事業者の情報提供、トラブルに遭った場合などの相談に対応する仕組みの構築に取り組みます。</p>	52	<p>□ 大阪府ホームページ等により、住まいのリフォームやトラブル等の相談に対応できる「大阪府住まいの評価・管理アドバイザー制度」や、バリアフリーリフォームの相談に対応できるNPO等のPRを図った。</p>	<p>□ 大阪の住まい活性化フォーラムの会員有志(6団体)により、国補助事業の活用による相談体制の整備についてモデル的に取り組んだ。</p>	<p>□ 平成26年度は大阪の住まい活性化フォーラムにおいて「住まいの相談・評価部会」を設置する予定。部会において引き続き国補助事業を活用し、モデル的に実施した空き家の適正管理等のための相談体制整備の取り組みを踏まえ本格的な相談体制の整備を進める。</p>																																																																																																												
48	<p>(2) 福祉のまちづくりの推進</p> <p>高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心してまちに出かけ、店舗等の建築物や駅、道路、公園などの都市施設を容易に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、高齢者等に配慮したまちづくりを推進します。</p> <p>○ 建築物についてバリアフリーに関する基準への適合を義務づけるほか、福祉のまちづくり条例に関する指導啓発を行うとともに、必要に応じて基準等の見直しを行います。</p>	52	<p>□ 府福祉のまちづくり条例を、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づく条例として改正・施行した(平成21年10月)。 府条例で基準適合義務の対象とした建築物については、確認申請で審査されることから、特定行政庁や指定確認検査機関と連携して、基準が適正に運用されるよう連絡調整等を行っている。</p> <p>□ 府福祉のまちづくり条例に規定する都市施設のうち、基準適合義務の対象以外の公共性の高い施設を設置する場合、事前協議を実施している。また、条例制定以前から存する既存施設については、改善計画制度に基づく定期報告を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議件数 20,963件(平成5~24年度までの累計値) ・定期報告対象棟数 2,772棟に対し、平成8年度以降定期的に報告を依頼している。 <p>□ 大阪府福祉のまちづくり審議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、福祉のまちづくり審議会を開催した。 【平成24年度実績】 ・第1回 大阪府福祉のまちづくり審議会の開催 (平成24年11月29日) □ 会議やホームページ等を活用し、福祉のまちづくりの周知・啓発に努めている。 <p>【平成24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業者団体、法人への周知・啓発 ・市町村担当者との意見交換 ・ホームページにおいての周知・啓発・情報提供 	<p>□ 府福祉のまちづくり条例を、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づく条例として改正・施行した(平成21年10月)。 府条例で基準適合義務の対象とした建築物については、確認申請で審査されることから、特定行政庁や指定確認検査機関と連携して、基準が適正に運用されるよう連絡調整等を行っている。</p> <p>□ 府福祉のまちづくり条例に規定する都市施設のうち、基準適合義務の対象以外の公共性の高い施設を設置する場合、事前協議を実施している。また、条例制定以前から存する既存施設については、改善計画制度に基づく定期報告を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議件数 21,367件(平成5~25年度までの累計値) ・定期報告対象棟数 2,632棟に対し、平成8年度以降定期的に報告を依頼している。 <p>□ 大阪府福祉のまちづくり審議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、福祉のまちづくり審議会を開催した。 【平成25年度実績】 ・第2回 大阪府福祉のまちづくり審議会の開催 (平成25年11月29日) □ 会議やホームページ等を活用し、福祉のまちづくりの周知・啓発に努めている。 <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業者団体、法人への周知・啓発 ・市町村担当者との意見交換 ・ホームページにおいての周知・啓発・情報提供 	<p>□ 特定行政庁や指定確認検査機関等とより一層連携を図り、条例の適正な運用に努めるとともに、事前協議や既存施設の改善のための定期報告の実施により都市施設のバリアフリー化の促進を図る。</p> <p>□ 福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、福祉のまちづくり審議会を開催する。</p> <p>□ さまざまな場を活用して福祉のまちづくり条例の普及啓発に努める。</p>																																																																																																												
49	<p>○ バリアフリー法に基づく高齢者や障がい者が参画した協議会や認定制度の活用を促進するなど、福祉のまちづくりを推進します。</p>	52	<p>□ 基本構想を策定(見直し、スパイラルアップ含む)する市町村に対して、協議会に参加し、基本構想作成の進め方、事業手法、補助制度等の情報提供や助言等を行っている。</p> <p>□ バリアフリー法17条に係る建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものに対し、認定を行い、高齢者・障がい者等が円滑に利用できる建築物の普及を促進している。</p>	<p>□ 基本構想を策定(見直し、スパイラルアップ含む)する市町村に対して、協議会に参加し、基本構想作成の進め方、事業手法、補助制度等の情報提供や助言等を行っている。</p> <p>□ バリアフリー法17条に係る建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものに対し、認定を行い、高齢者・障がい者等が円滑に利用できる建築物の普及を促進している。</p>	<p>□ 市町村に対して基本構想策定に伴い情報提供、助言等を行う</p> <p>□ 認定制度の活用の促進に努める。</p>																																																																																																												

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
50	○ 福祉のまちづくりの考え方や必要性についての理解を深め、主体的な取組みを促すために、各種業界団体や市町村と連携した啓発のほか、インターネットや民間の情報媒体を活用したバリアフリーに関する情報発信、条例に基づく事前協議等を通じた助言を実施します。	52	□ チェーンストア協会や外食産業協会等各種業界団体が参画した福祉のまちづくり審議会を開催している。 □ 府有施設・市町村有施設のバリアフリー情報を、府のホームページにて提供している ・府有施設227施設 ・市町村有施設22市町村 □ 事前協議件数 20,963件(平成5~24年度までの累計値)	□ チェーンストア協会や外食産業協会等各種業界団体が参画した福祉のまちづくり審議会を開催している。 □ 府有施設・市町村有施設のバリアフリー情報を、府のホームページにて提供している(平成26年3月末現在) ・府有施設238施設 ・市町村有施設25市町村 □ 事前協議件数 21,367件(平成5~25年度までの累計値)	□ 各種業界団体や市町村等と連携し、福祉のまちづくりについて啓発を行う。 □ バリアフリー情報を最新の情報に更新するとともに、未協力の市町村に引き続き協力を求めていく。
51	○ バリアフリー法に基づき、駅などの旅客施設、周辺道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を推進します。 駅や特に公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路の移動等円滑化のため、市町村による基本構想の作成を推進し、高齢者、障がい者が参画した構想作成のための協議会の運営等の取組みを促進します。また、同基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。	52	□ 市町村における基本構想の作成を推進している。 ・基本構想作成済み 32市町村 128地区 ・24年度作成 3市(6地区)新規5地区、見直し1地区 ・平成24年3市の基本構想策定のための協議会に参加 □ 鉄道駅バリアフリー化を解消するため、平成22年までに、1日あたりの平均的な利用者が5,000人以上の駅で段差解消等(高低差おむね5メートル以上の駅でエレベーターの設置)を完了することを目標としており、国と市町村と協調して補助を実施した。平成23年度から国の基本方針が改定され1日あたり3,000人以上の駅に引き下げられたが、実績はなかった。 ・平成13年度～平成24年度までの補助実績 63駅 126基	□ 市町村における基本構想の作成を推進している。 ・基本構想作成済み 33市町 130地区(平成26年3月末現在) ・25年度作成 2市(4地区)新規1地区、見直し3地区 ・平成24年3市の基本構想策定のための協議会に参加 □ 鉄道駅バリアフリー化を解消するため、平成22年までに、1日あたりの平均的な利用者が5,000人以上の駅で段差解消等(高低差おむね5メートル以上の駅でエレベーターの設置)を完了することを目標としており、国と市町村と協調して補助を実施した。平成23年度から国の基本方針が改定され1日あたり3,000人以上の駅に引き下げられたが、実績はなかった。 ・平成13年度～平成25年度までの補助実績 67駅 134基	□ 市町村に対して情報提供、助言等を行い、基本構想策定の推進に努める。 □ バリアフリー法に基づく基本方針に従い、府内の駅のうち(政令市内駅および大阪市交通局駅を除く)、高低差概ね5メートル、1日あたりの平均的な利用者数5,000人以上の駅のエレベーター整備について、引き続き他事業とも分担しながら促進するとともに、改定後的基本方針(3000人/日以上のバリアフリー化未解消駅の対応)も踏まえた関係機関との調整を行う。
52	○ 不特定多数の府民が利用する府有施設について、バリアフリー適合調査を実施し、計画的なバリアフリー化を推進します。	52	□ 今後計画される府有施設や既存施設について、建物整備の水準を全府的に統一して、条例の趣旨に沿った整備・改善を進めていくとともに、より幅広く福祉のまちづくりに関する府内各部局の施策や業務について、効果的に推進する組織として体制整備するため、「福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」を設置している。 【開催状況】 ・「第23回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成20年9月15日) ・「第24回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成21年9月7日) ・「第25回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成22年9月15日) ・「第26回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成23年10月5日) ・「第27回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成24年9月27日) ・「第28回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成25年2月7日) □ 福祉整備に関する意識向上を図るために、各施設の条例適合調査を実施し、条例の趣旨に沿った府有施設の整備・改善を推進するよう努めている。 ・「府有建築物福祉のまちづくり条例適合状況調査」の実施 (平成24年9月27日～10月19日) □ 平成21年度には、条例適合調査結果を活用し、「府有施設のバリアフリー情報」に関するホームページを作成・公表した。	□ 今後計画される府有施設や既存施設について、建物整備の水準を全府的に統一して、条例の趣旨に沿った整備・改善を進めていくとともに、より幅広く福祉のまちづくりに関する府内各部局の施策や業務について、効果的に推進する組織として体制整備するため、「福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」を設置している。 【開催状況】 ・「第23回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成20年9月15日) ・「第24回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成21年9月7日) ・「第25回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成22年9月15日) ・「第26回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成23年10月5日) ・「第27回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成24年9月27日) ・「第28回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成25年2月7日) ・「第29回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成25年5月30日) □ 福祉整備に関する意識向上を図るために、各施設の条例適合調査を実施し、条例の趣旨に沿った府有施設の整備・改善を推進するよう努めている。 ・「府有建築物福祉のまちづくり条例適合状況調査」の実施 (平成25年5月30日～6月21日) □ 平成21年度には、条例適合調査結果を活用し、「府有施設のバリアフリー情報」に関するホームページを作成・公表した。	□ 「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき府有施設の福祉整備を推進する。 また、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、「福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」を活用し、施策の検討、情報収集及び連絡調整等を行う。
53	○ 歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の有効幅員(2m以上)の確保、段差改善等を推進します。	52	■ 対象箇所(歩道の拡幅、段差の改善) ・有効幅員の確保: 1576.9km ・段差の改善: 33,560箇所 ■ 現状 ・有効幅員(2m)の確保: 731.5km 平成23年度実績(平成24年度実績調査中) ・段差の改善: 26,486箇所 平成24年度実績	■ 対象箇所(歩道の拡幅、段差の改善) ・有効幅員の確保: 1576.9km ・段差の改善: 33,560箇所 ■ 現状 ・有効幅員(2m)の確保: 738.5km 平成24年度実績(平成25年度実績調査中) ・段差の改善: 26,525箇所 平成25年度実績	■ バリアフリー法に基づく特定道路や、公共施設、福祉施設などを結ぶ経路を中心に、歩道の拡幅、段差の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を効果的かつ計画的に取り組む。
54	○ 公園内の散策ルートや健康遊具の設置、ヒーリングガーデナー(公園内の案内や移動のサポートを行う公園ボランティア)の養成、健康遊具を使った「うんどう教室」の実施など府営公園の高齢者や障がい者の利用を促進します。	53	□ 服部緑地、大泉緑地、浜寺公園、山田池公園及び久宝寺緑地の5公園において、ヒーリングガーデナー養成講座(平成8~16年度)を修了した約200名は、それぞれの公園を拠点として活動しており、その活動を展開するための会議室の貸出や広報等の支援を行っている。	□ 服部緑地、大泉緑地、浜寺公園、山田池公園及び久宝寺緑地の5公園において、ヒーリングガーデナー養成講座(平成8~16年度)を修了した約200名は、それぞれの公園を拠点として活動しており、その活動を展開するための会議室の貸出や広報等の支援を行っている。また、平成25年度は新たに住之江公園、住吉公園でヒーリングガーデナーを養成し、活動を開始している。	□ 今後も、ヒーリングガーデナーとの連携を図り、支援を行い、また、健康増進を図る利用促進のイベントの推進を行い、高齢者や障がい者の公園利用を促進していく。

番号	計画上の記載内容	計画書ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
55	○ 高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対する「リフト付き福祉タクシー」の広報・啓発活動、安全やサービス向上のための乗務員研修について必要な助言等に努めます。	53	<p>【平成24年度事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター2,440枚、リーフレット68,500部、クリアーファイル15,000枚を作成し、府内各市町村及び高齢者・障がい者関連施設等に配布 ・新聞等への広告掲載(PR広告掲載) <ul style="list-style-type: none"> 「ねんりんOSAKA」、「リアル生活応援マガジン「リンク」」等 ・「大阪福祉タクシー総合配車センター」のPR ・ホームページ「車いすおでかけネット」を活用した各事業者の連絡先、車両所有状況等の周知 ○乗務員研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会による施設見学及び乗務員研修の実施 施設見学: 大阪市長居障がい者スポーツセンター 	<p>【平成25年度事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター2,435枚、リーフレット56,500部を作成し、府内各市町村及び高齢者・障がい者関連施設等に配布 ・新聞等への広告掲載(PR広告掲載) <ul style="list-style-type: none"> 「リアル生活応援マガジン「リンク」」等で大阪福祉タクシー、総合配車センターのPR ・ホームページ「車いすおでかけネット」を活用した各事業者の連絡先、車両所有状況等の周知 	高齢者並びに障がい者の社会参加を促進するため、平成19年12月に設置された「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動について、引き続き支援していく。
56	○ NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである「福祉有償運送」について、制度周知や広域的な調整を行います。	53	<ul style="list-style-type: none"> □府内6ブロック(大阪市、北摂、河北、中部、泉州、枚方市)で設置されている運営協議会において、事業の推進に必要な情報を提供するなど運営協議会の運営を支援した。 □また、福祉有償運送制度の利用方法や福祉有償運送を実施している事業者の一覧表を府ホームページに掲載するなど制度の広報に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> □府内6ブロック(大阪市、北摂、河北、中部、泉州、枚方市)で設置されている運営協議会において、事業の推進に必要な情報を提供するなど運営協議会の運営を支援した。 □また、福祉有償運送制度の利用方法や福祉有償運送を実施している事業者の一覧表を府ホームページに掲載するなど制度の広報に努めた。 	□引き続き、運営協議会の運営を支援するとともに、ホームページの充実等により、制度の広報に努める。
第6項 権利擁護の推進					
57	(1) 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の展開 ○ 成年後見制度の普及・啓発を行うため、大阪後見支援センターを運営する大阪府社会福祉協議会のホームページや機関紙による紹介、各種会議でのパンフレットの配布、同センターの取組み支援、関係職員への研修会などを実施します。	55	<ul style="list-style-type: none"> □成年後見制度の普及・啓発を行うため、大阪後見支援センターのホームページや、機関誌「福祉おおさか」で成年後見推進事業の進捗状況を掲載し配布とともに、広報用のパンフレットにも、市民後見推進事業に関する記載を新たに設け、会議等で配布し、周知を図った。 □日常生活自立支援事業及び市民後見推進事業を含む成年後見制度等、権利擁護事業の意義・事業展開の状況等について、市町村職員・市町村社会福祉協議会職員・地域包括支援センター職員に対する研修を実施した。(平成24年6月・権利擁護事業職員研修 参加者179人) □また、地域で高齢者や障がい者の権利擁護相談に携わる関係機関と情報交換を行い、日常生活自立支援事業及び判断能力が不十分な方の権利擁護について意見交換を行う「日常生活自立支援事業関係機関連絡会議」を平成24年度は2回開催した。(泉州北部プロック・泉州南部プロック) 	<ul style="list-style-type: none"> □成年後見制度の普及・啓発を行うため、大阪後見支援センターのホームページや、機関誌「福祉おおさか」で成年後見推進事業の進捗状況を掲載し配布とともに、広報用のパンフレットにも、市民後見推進事業に関する記載を新たに設け、会議等で配布し、周知を図った。 □日常生活自立支援事業及び市民後見推進事業を含む成年後見制度等、権利擁護事業の意義・事業展開の状況等について、市町村職員・市町村社会福祉協議会職員・地域包括支援センター職員に対する研修を実施した。(平成25年7月・権利擁護事業職員研修 参加者203人) □また、地域で高齢者や障がい者の権利擁護相談に携わる関係機関と情報交換を行い、日常生活自立支援事業及び判断能力が不十分な方の権利擁護について意見交換を行う「日常生活自立支援事業関係機関連絡会議」を平成25年度は4回開催した。(三島地域、豊能地域、北河内(南西部・北東部)地域) 	□引き続き、課題の把握及び制度改革のため、市町村及び関係機関と意見交換を密に実施するとともに、研修等の場も活用して本府からの情報提供を積極的に行う。
58	○ 費用負担を理由に成年後見制度の利用が進まないことがないように、地域支援事業のメニューの一つである成年後見制度利用支援事業が適切に実施されるよう、市町村に働きかけます。	55	<ul style="list-style-type: none"> 市町村申立て担当者研修を実施するとともに、市町村を個別に訪問する際や市町村担当者会議等、様々な機会を捉え、積極的に取り組んでいる市町村の事例を紹介するなど、市町村申立ての活用を強く働きかけています。 	<ul style="list-style-type: none"> □成年後見制度に係る府関係各課(高齢介護室、障がい福祉室、地域福祉推進室)、大阪後見支援センターと共に市町村担当者のための成年後見制度研修会を開催した。(参加者219人) 	□関係各課、関係機関と連携し研修を実施する。
59	○ 成年後見制度における市町村長申立てが活用されるように、手引きの配布や研修の実施、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会等と連携を強化して、市町村長申立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。	55	<ul style="list-style-type: none"> □成年後見制度に係る府関係各課(高齢介護室、障がい福祉室、地域福祉推進室)、大阪後見支援センターと共に市町村担当者のための成年後見制度研修会を開催した。(参加者292人) □市町村担当者向け研修会を実施し、成年後見制度の普及啓発を実施した。(平成25年1月・市町村長申立て研修会) 	<ul style="list-style-type: none"> □成年後見制度に係る府関係各課(高齢介護室、障がい福祉室、地域福祉推進室)、大阪後見支援センターと共に市町村担当者のための成年後見制度研修会を開催した。(参加者219人) □市町村担当者向け研修会を実施し、成年後見制度の普及啓発を実施した。(平成26年2月・市町村長申立て研修会) 	□関係各課、関係機関と連携し研修を実施する。 □引き続き、左記研修会等を開催し、市町村長申立ての活用を市町村に働きかけて行く。
60	○ 急速な高齢化が進む中、家族や専門職による後見だけで対応していくことは困難であることから、身近な住民によるボランティア精神に立脚した「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。	55	<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当者のための成年後見制度研修会などを通じて、市民後見人の養成を行っている市町村の情報を提供した。 □市民後見推進事業について、府域展開を図るために、「市民後見推進事業の府域展開を図るためにのプロック別意見交換会」を2回開催するとともに、平成25年度の事業実施予定13市町とともに、事業実施についての意見交換を行うワーキング・グループを5回開催した。 □平成24年度は岸和田市に加えて新たに8市町が市民後見推進事業を開始し、オリエンテーション、基礎講習、実務講習、施設実習を経て年度末に39名を市民後見人バンク登録した。(延べ登録者は計55名) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当者のための成年後見制度研修会などを通じて、市民後見人の養成を行っている市町村の情報を提供した。 □市民後見推進事業について、府域展開を図るために、「市民後見推進事業の府域展開を図るためにのプロック別意見交換会」を開催。また、平成26年度実施予定15市町参加のもと、事業実施に係る意見交換(ワーキング・グループ)を2回開催した。 □平成25年度、岸和田市他8市町に加えて新たに4市町が本事業を開始。オリエンテーション、基礎講習、実務講習、施設実習を経て年度末に47名の市民後見人をバンク登録した。(延べ登録者は計102名) 	今後とも増加が予想される認知症高齢者の生活支援を充実させるよう、担当課との連携に努める。 □引き続き、プロック別意見交換会を開催し、市民後見推進事業を拡大できるよう、働きかけるとともに、広報・普及啓発活動等を通じて市町村の取り組みの支援を行う。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
61	○日常生活自立支援事業の継続的・安定的な事業運営が可能となるように、安定的な財源確保や府と市町村の役割分担の明確化など制度改革を国に働きかけます。	55	□日常生活自立支援事業を持続可能な事業に改善するべく、各都道府県担当部局に制度改革に関する調査を行い、14府県で調査結果を議論する意見交換会を開催し、議論を取りまとめた。賛同のあった10県(神奈川、静岡、長野、愛知、兵庫、和歌山、香川、愛媛及び佐賀の各県)とともに厚生労働省に対して、「財政措置及び補助基準の明確化」「市町村の役割分担の明確化」等の政策提言を行った。	□日常生活自立支援事業を持続可能な事業に改善するべく、大阪府社会福祉協議会とともに厚生労働省に対して、「市町村が予算措置をした場合の国庫補助対象化」「生活支援員に係る住民税非課税世帯への国庫補助対象の拡大」の緊急要望を行った。	□利用者の増加や待機者の解消に対応した事業実施に必要な財源確保が課題であり、国に対して、必要な財源措置について要望するため、関係機関との情報交換・連携を図っていく。
62	(2) 高齢者虐待防止等の取組み推進 ① 高齢者虐待防止のための取組み ○ 高齢者虐待防止について、府民や要介護施設従事者などの関係機関等に対して啓発に努めます。	55	□関係機関職員等への啓発 日常的に高齢者や家族に関わる介護従事者等を対象に、高齢者虐待に至る前の高齢者や家族の変化をまとめた「介護従事者のための高齢者虐待予防サポートファイル」を作成し、地域包括支援センターの職員に対する研修に活用するなど普及に努めた。 □府民への啓発 府民を対象に、高齢者虐待につながる可能性のある事象を早期に発見し連絡することを呼びかけるポスター(STOP!高齢者虐待)を作成し掲示を呼びかけるなど啓発に努めた。 高齢者虐待の防止に向けた取組みを着実に進めるため、「平成23年度大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況と大阪府の取組」についてホームページで公表し、高齢者虐待防止に関する啓発を行った。	□関係機関職員等への啓発 日常的に高齢者や家族に関わる介護従事者等を対象に、高齢者虐待に至る前の高齢者や家族の変化をまとめた「介護従事者のための高齢者虐待予防サポートファイル」を活用し、地域包括支援センターの職員に対する研修や介護支援専門員に対する研修に活用するなど普及に努めた。 □府民への啓発 府民を対象に、高齢者虐待につながる可能性のある事象を早期に発見し連絡することを呼びかけるポスター(STOP!高齢者虐待)の掲示を呼びかけるなど啓発に努めた。 高齢者虐待の防止に向けた取組みを着実に進めるため、「平成24年度大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況と大阪府の取組」についてホームページで公表し、高齢者虐待防止に関する啓発を行った。	□サポートファイル等を活用した高齢者虐待防止の視点の普及と啓発に取り組む。
63	○ 地域で高齢者虐待を防止するためのネットワークが構築されるように、情報交換の場の設定などにより市町村の取組みを支援します。	55	□担当者会議を開催し、市町村が高齢者虐待対応を行う上での課題の共通認識を図り、情報共有を行った。 市町村高齢者虐待防止業務担当者連絡会の開催 3回	□担当者会議を開催し、市町村が高齢者虐待対応を行う上での課題の共通認識を図り、情報共有を行った。 市町村高齢者虐待防止業務担当者連絡会の開催 2回	□地域によって対応や体制整備に差が出ないよう、府の取組方針を説明する場や市町村間の情報交換の場を設ける。
64	○ 高齢者虐待防止法では、高齢者虐待への第一義的な対応は市町村の責務とされており、市町村の高齢者虐待対応力向上を図るために、市町村や地域包括支援センター職員に対し研修を実施します。	55	□高齢者虐待防止の実務に携わる市町村や地域包括支援センター職員に対して、対応力向上を図るために研修を実施した。 ・現任者研修……… 参加者 144人 ・課題別研修 「テーマ 虐待予防」 参加者 152人 「テーマ 成年後見制度」参加者 292人 「テーマ 家族支援」 参加者 313人(延べ)	□高齢者虐待防止の実務に携わる市町村や地域包括支援センター職員に対して、対応力向上を図るために研修を実施した。 ・初任者研修 183人 ・現任者研修 「養護者」 参加者 149人 「養介護施設従事者等」 参加者 24人 ・課題別研修 「テーマ 家族支援」 参加者 239人(延べ) 「テーマ 成年後見制度」参加者 219人	□市町村や地域包括支援センター職員の対応力の向上のために、引き続き体系的な研修を行う。
65	○ 養護者による虐待については、支援困難事例に対応する専門相談窓口の設置や弁護士等の専門家の派遣等含めた事例介入支援、市町村での取組み状況など情報交換の場の設定、高齢者虐待対応事案への自己評価手法の普及などを行います。	56	□市町村への技術支援として対応困難事例に対し専門相談窓口を設け、相談に応じるとともに必要な場合には、弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを市町村に派遣し、スーパーバイズを行った。 専門職チームの派遣 2回	□市町村への技術支援として対応困難事例に対し専門相談窓口を設け、相談に応じるとともに必要な場合には、弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを市町村に派遣し、スーパーバイズを行った。 専門職チームの派遣 5回	□市町村における虐待防止体制が強化されるよう、対応困難な事案に対する助言等専門的支援を行う。
66	○ 養介護施設従事者等による虐待については、介護保険施設等の職員に対し、集団指導等の場において高齢者虐待防止の啓発と各施設における伝達研修の徹底を働きかけるとともに、市町村と連携して老人福祉法又は介護保険法の権限を適切に行使します。	56	□集団指導及び人権研修を実施し、高齢者虐待防止の啓発を行うとともに、各施設における伝達研修の実施について指導している。 □ 実地指導にあたっては、施設における人権研修等の実施状況を確認するとともに、職員の人権意識の向上を図るため積極的な外部研修への参加や内部研修の実施を指導している。また、集団指導や実地指導において、虐待防止の通報窓口である市町村の連絡先を施設内に掲示するよう指導している。 □ 高齢者虐待に関する情報提供があった場合は、必要に応じ市町村と連携し、介護保険法等に基づき、指定の取消等を視野に入れながら対応している。	□集団指導及び人権研修を実施し、高齢者虐待防止の啓発を行うとともに、各施設における伝達研修の実施について指導している。 □ 実地指導にあたっては、施設における人権研修等の実施状況を確認するとともに、職員の人権意識の向上を図るため積極的な外部研修への参加や内部研修の実施を指導している。また、集団指導や実地指導において、虐待防止の通報窓口である市町村の連絡先を施設内に掲示するよう指導している。 □ 高齢者虐待に関する情報提供があった場合は、必要に応じ市町村と連携し、引続き、介護保険法等に基づき、指定の取消等も視野に入れながら対応している。	□ 集団指導及び人権研修を実施し、引き続き、高齢者虐待防止の啓発に努めるとともに、実地指導にあたっては、施設内における高齢者虐待防止への対応が図られるよう指導を行っていく。 □ 高齢者虐待に関する情報提供があった場合は、必要に応じ市町村と連携し、引続き、介護保険法等に基づき、指定の取消等も視野に入れながら対応していく。
67	② 施設等における身体拘束ゼロに向けた取組み ○ 介護保険施設等の職員を対象とした研修事業の実施や集団指導、実地指導等での指導の実施など、身体拘束ゼロに向けた取組みを進めます。また、市町村や関係機関と連携しながら、施設等における研修などの身体拘束ゼロを目指した自主的な取組みを支援します。	56	□平成24年度の集団指導において、直近の「身体拘束廃止状況調査アンケート」の結果を説明し、各施設において身体拘束ゼロを推進する注意喚起を行った。また、実地指導においても、身体拘束(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であって、適切な手続きを経ているものを除く。)の原則禁止等を指導している。 □身体拘束ゼロ推進員養成研修開催(対象:介護職員、4日間+実習)57名 □看護実務者研修開催(対象:看護職員、2日間)114名	□集団指導において、直近の「身体拘束廃止状況調査アンケート」の結果を説明し、各施設において身体拘束ゼロを推進する注意喚起を行った。また、実地指導においても、身体拘束(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であって、適切な手続きを経ているものを除く。)の原則禁止等を指導している。 □身体拘束ゼロ推進員養成研修の開催(対象:介護職員、4日間+実習)128名 □看護実務者研修の開催(対象:看護職員、2日間)110名	□「身体拘束ゼロのための行動計画」及び「身体拘束ゼロ推進マニュアル」に基づき、研修等の人材育成並びに情報提供を行い、施設におけるより良いケアと介護技術の向上を図る。 □ 実地指導において、「緊急やむを得ない場合」について、慎重な手続きがされているか確認し、各施設における身体拘束ゼロ推進の取組が積極的に行われるよう啓発及び指導を行う。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
68	(3) 犯罪被害等の未然防止 ○ 高齢者がより安心・安全な消費生活をおくることができますように、消費生活センターにおいて情報提供のための効果的な啓発を行います。	56	<p>□「府政だより」による啓発 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、高齢者に多い悪質商法の事例の紹介、被害にあわないので注意点及び消費相談窓口等の周知を行った。(掲載日:平成24年10月1日)</p> <p>□リーフレットの配布 高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止のため、高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退! 悪質商法(シルバー世代編)」を高齢者向け講座等を通じて配布した。</p> <p>□高齢者・見守り者を対象とした消費者教育教材の配布 高齢者の消費者被害の未然防止のため、見守り者を対象とした教材を講座等を通じて配布した。 「みんなの力で助け隊」(見守り者向けパンフレット)、「高齢者を狙う悪質商法」(見守り者向け・高齢者向けDVD)</p> <p>□くらしのナビゲーター養成等 消費者問題に関する体系的・専門的な知識・技能取得のための講座を開催し、地域の自治会や老人クラブ等に出向き高齢者向けに悪質商法の対処法等の情報提供を行う消費者リーダー「くらしのナビゲーター」を養成した。 なお、養成した「くらしのナビゲーター」は、高齢者向けの小規模な講座の開催時に市町村が派遣を行った。</p> <p>□悪質事業者の指導・処分 国、近隣府県や大阪市と連携し、悪質事業者への処分や行政指導を行った。</p>	<p>□「府政だより」による啓発 高齢者の消費者被害の未然防止のため、高齢者に多い悪質商法の事例の紹介、被害にあわないので注意点等の周知を行った。(掲載日:平成25年10月1日)</p> <p>□「高齢者の消費者トラブル未然防止キャンペーン」の実施 悪質商法による高齢者の消費者トラブルを未然に防止するため、高齢者及びその見守り者をターゲットにしたテレビCMや新聞広告、ポスター、リーフレットを作成し、順次、展開した。(平成25年12月～平成26年3月)</p> <p>□リーフレットの配布 高齢者の消費者被害の未然防止のため、高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退! 悪質商法(シルバー世代編・訪問購入編)」を高齢者向け講座等を通じて配布した。</p> <p>□高齢者・見守り者を対象とした消費者教育教材の配布 高齢者の消費者被害の未然防止のため、見守り者を対象とした教材「みんなの力で助け隊」を講座等を通じて配布した。</p> <p>□高齢者向け「消費者問題ミニ講座」 老人クラブや自治体などの集まりに「情報提供ボランティア」が出席し、高齢者を狙う悪質商法の手口とその対策、被害にあわないので注意点などの情報提供を行う講座を実施した。</p> <p>□悪質事業者の指導・処分 国、近隣府県や大阪市と連携し、悪質事業者への行政指導を行った。</p>	<p>□悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいうことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。 また、法令に基づき今後も悪質事業者に対する行政処分、指導を行っていく。</p>
69	○ 消費生活部門と福祉部門が情報を共有し、関係機関と連携して、高齢者の被害防止・拡大防止を図る仕組みづくりを行います。	56	<p>□連絡会議の開催 大阪府及び大阪市の消費者行政及び福祉行政部局が連携して、高齢者の消費者被害等の未然防止及び拡大防止を図るため、「高齢者・障がい者等の消費者被害に対する連絡会議」を開催し、情報交換及び連携した取り組むべき対策を検討した。 高齢者・障がい者等の消費者被害に対する連絡会議 平成25年2月6日</p> <p>市町村認知症・高齢者虐待担当課長会議(平成24年5月28日開催)において、「見守り者向けハンドブック(大阪府消費生活センター作成)」を配布を行った。</p>	<p>□連絡会議の開催 大阪府及び大阪市の消費者行政及び福祉行政部局が連携して、高齢者の消費者被害等の未然防止及び拡大防止を図るため、「高齢者・障がい者等の消費者被害に対する連絡会議」を開催し、情報交換及び連携した取り組むべき対策を検討した。 高齢者・障がい者等の消費者被害に対する連絡会議 平成25年11月26日</p>	<p>□「高齢者・障がい者等の消費者被害に対する連絡会議」を活用し、福祉行政部局との連携を強化する。</p>
70	○ 道路・公園等について、大阪府安全なまちづくり条例に基づく犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する施設の整備を進めます。	56	<p>「大阪府安全なまちづくり条例」に基づき、警察、府、市町村、事業者、府民・地域団体等の代表者で構成する「大阪府安全なまちづくり推進会議」において、防犯の意識の向上、街頭犯罪による被害防止に向けた意見交換等を実施した。</p> <p>○安全なまちづくり推進会議総会の開催 日時:平成24年5月10日(木) 15:00～16:00 場所:大阪国際交流センター 議題:平成23年度活動報告 平成24年度活動方針 講演 「防犯環境とまちづくり」 関西国際大学 桐生正幸教授</p>	<p>「大阪府安全なまちづくり条例」に基づき、警察、府、市町村、事業者、府民・地域団体等の代表者で構成する「大阪府安全なまちづくり推進会議」において、防犯の意識の向上、街頭犯罪による被害防止に向けた意見交換等を実施した。</p> <p>○安全なまちづくり推進会議総会の開催 日時:平成25年5月9日(木) 10:30～11:30 場所:プリムローズ大阪 議題:平成24年度活動報告 平成25年度活動方針 講演 「学生さんと青バトに乗った2年半で学んだ地域防犯の感覚」 摂南大学 中沼丈晃准教授</p>	<p>「大阪府安全なまちづくり条例」と市町村や地域における「安全なまちづくり推進協議会」とが連携を図り、警察・行政・事業者・地域住民等が一体となった取組みを地域に根付くよう進めていく必要がある。 今後も、街頭犯罪等の府民の身边で発生する犯罪、子ども・女性・高齢者等の社会的弱者がターゲットとなる犯罪に対しては、広報啓発活動をはじめ、オール大阪体制による取組みを展開することにより、「安全なまちづくり」の推進を図っていく。</p>
71	○ 公園において、LED化を含む照明灯の増設・改修、適切な植栽維持管理(死角の解消)を進めます。	56	<p>□LED化を含む照明灯の増設・改修を実施した。 【整備状況】 ・平成24年度 照明灯の増設・改修:服部緑地18基</p> <p>□指定管理者等による、適切な植栽維持管理を進めている。</p>	<p>□LED化を含む照明灯の増設・改修を実施した。 【整備状況】 ・平成25年度 照明灯の増設・改修:服部緑地10基</p> <p>□指定管理者等による、適切な植栽維持管理を進めている。</p>	<p>□大阪府安全なまちづくり条例に基づく公園整備に必要な財源を確保し、着実に事業を進めていく。</p>

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
第7項 災害時における高齢者支援体制の確立					
72	○ 「市町村における『災害時要援護者支援プラン』作成指針」に基づき、高齢者等の災害時要援護者の把握や避難誘導、避難生活の支援など、要援護者一人ひとりに対する支援体制(支援プラン)が整備されるように市町村の支援に努めます。具体的な取組みとしては、「災害時要援護者名簿」の整備と「個別計画」の策定、さらには福祉避難所の指定を進めるよう市町村に働きかけるとともに、協力・支援します。	58	○ 大阪府では、平成19年3月に作成した『市町村における「災害時要援護者支援プラン』作成指針』に基づき、高齢者等の災害時要援護者の一人ひとりに対する支援体制が整備されるよう市町村の支援に努めてきました。 ○ 平成24年度末現在で、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集・共有の方法など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした全体計画を府内43市町村が策定した。 ○ 災害時要援護者の二次避難所としての福祉避難所についても平成24年9月時点で府内で、340か所が指定されていますが、まだ十分な状況とはいえない。福祉避難所の指定は、要援護者等を受け入れる施設側の理解と協力が不可欠であり、府では、引き続き、福祉部等関係部局と連携して、福祉施設の事業者等に対し、市町村が行う福祉避難所の指定への協力依頼を行うなど、働きかけを行っていきます。	○ 大阪府では、平成19年3月に作成した『市町村における「災害時要援護者支援プラン』作成指針』に基づき、高齢者等の災害時要援護者の一人ひとりに対する支援体制が整備されるよう市町村の支援に努めてきました。 ○ 平成24年度末現在で、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集・共有の方法など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした全体計画を府内43市町村が策定した。(※災害対策基本法改正前の実績) ○ 今般、災害対策基本法の一部改正(平成26年4月施行)により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成や名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられ、国においてはこの法改正を受け、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が策定された。 ○ 本府においても、市町村における要支援者名簿作成や個別計画策定など進捗管理、課題解決を図るため、市町村アンケートを関係部間で連携し実施した。 ○ 災害時要援護者の二次避難所としての福祉避難所についても平成25年6月時点で府内で、494か所が指定されているが、まだ十分な状況とはいえない。福祉避難所の指定は、要援護者等を受け入れる施設側の理解と協力が不可欠であり、府では、引き続き、福祉部等関係部局と連携して、福祉施設の事業者等に対し、市町村が行う福祉避難所の指定への協力依頼を行うなど、働きかけを行っていく。	□府内市町村における災害時要援護者支援のサポート(先進的取組み事例の紹介等) □避難行動要支援プランについて、災対法の改正や国の取組指針の作成を踏まえた改訂版作成指針を開係部局間で連携しつつ、策定していく。 □福祉避難所の指定促進
73	○ 各地域の実情に即して、地域あんしんシステムなどIT技術の活用による日常の見守り活動の充実や、医療情報キットの配布、お薬手帳の活用等による医療情報の把握など、災害時の安全確保に取り組むよう市町村に働きかけます。	58	■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成した。 ○交付先:30市町村及び3団体	■地域支え合い体制づくり事業 各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成した。 ○交付先:14市町	■地域支え合い体制づくり事業については、平成26年度で終了予定。 終了後も広域的な自治体の役割として、市町村に対して必要な助言・指導を行っていく。
74	○ 介護保険施設に対する地震防災マニュアルの作成など施設の自主的な取組みを促進します。	58	□ ホームページにおいて、「地震防災対策マニュアル」の作成促進の啓発を行うとともに、作成のためのマニュアルを掲示している。 □ 集団指導や実地指導の際、「地震防災対策マニュアル」の作成の啓発を行うとともに、高齢者に対して適切なケアが安定的に提供できるよう、「地震防災対策マニュアル」の作成を指導している。	□ ホームページにおいて、「地震防災対策マニュアル」の作成促進の啓発を行うとともに、作成のためのマニュアルを掲示している。 □ 高齢者に対して適切なケアが安定的に提供できるよう、「地震防災対策マニュアル」の作成を指導している。	□ 集団指導や実地指導等のあらゆる機会を通じて、「地震防災対策マニュアル」の見直しをはじめ、地震等による避難訓練の実施など、施設における自主的な取り組みの啓発を行うとともに、災害等の発生時には、入所者へ適切な対応が図られるよう、引き続き、指導を行っていく。
75	○ 災害時に活動を行うボランティアの支援、被災地におけるサービス確保に必要な事業者間や施設間の職員派遣の調整など、支援体制のあり方にについて市町村や社会福祉協議会等の関係団体とも連携して検討します。	58	・平成9年3月に創設した「災害時におけるボランティア活動支援制度」に登録している災害ボランティア団体のリーダー等を対象に大阪府社会福祉協議会と共に催で「災害ボランティアリーダー研修会」を実施しました。 平成25年3月14日実施34名参加	・平成9年3月に創設した「災害時におけるボランティア活動支援制度」に登録している災害ボランティア団体のリーダー等を対象に大阪府社会福祉協議会と共に催で「災害ボランティアリーダー研修会」を実施しました。 平成26年3月18日実施46名参加	□府及び府社協を中心にボランティア活動に携わる各団体と災害時に円滑な連携ができるよう緩やかなネットワークの構築を目指す。
第2節 認知症高齢者等支援策の充実					
第1項 認知症に対する理解の促進					
76	○ 地域住民の認知症に対する正しい知識と理解を普及するため、市町村等とともに広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用して認知症に関する啓発を行います。	60	日頃の啓発活動をふまえ、認知症について啓発に必要な情報を掲載したリーフレット「認知症を学び地域で支えよう」を作成した。	ホームページなどを活用して、市町村等とともに認知症に関する啓発を行った。	多様な媒体を活用した啓発に取り組んでいく。
77	○ 認知症の人が、地域で安心して暮らしていくため、認知症に対する正しい知識を持ち理解する認知症センター等を市町村とともに計画的に養成していきます。 認知症センター等の養成目標 平成26年度までに全市町村において人口比3%以上の養成	60	センター養成講座の講師役となるキャラバン・メイト養成研修を開催(平成24年7月31日、平成25年2月27日)し府内市町村での認知症センター養成研修の開催を支援した。 認知症センター養成について検討する場として、高齢介護室内キャラバン・メイト連絡会を立ち上げ、取り組みをすすめた。 平成24年度に大阪府内で養成された認知症センター数 48,011人 (累計)208,510人(総人口比2.402%)	センター養成講座の講師役となるキャラバン・メイト養成研修を開催(平成25年7月10日、平成26年2月26日)し府内市町村での認知症センター養成研修の開催を支援した。 認知症センター養成について検討する場として、高齢介護室内キャラバン・メイト連絡会を活用し、取り組みをすすめた。 平成25年度に大阪府内で養成された認知症センター数 55,717人 (累計)264,227人(総人口比2.978%)	平成29年度末 46万人の認知症センターをめざし、市町村と共に取り組んでいく。
78	○ 認知症センターを増やしていくためには、養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの活動が重要となります。キャラバン・メイトの有志により構成された「大阪府認知症キャラバン・メイト連絡会」と連携して、その活動の支援を行うとともに、キャラバン・メイトのフォローアップ研修を行っていきます。	60	養成した大阪府内キャラバン・メイトの活動の活性化や質の向上を図るため、キャラバンメイトのフォローアップ研修を大阪府キャラバン・メイト連絡会と共に開催した。 平成24年9月28日 高槻市市民会館(高槻市共催) 平成24年12月21日 堺市市民会館(堺市共催) 認知症キャラバンメイトフォローアップ研修(M-1グランプリ) 平成22年度から開催してきた認知症キャラバンメイトフォローアップ研修(M-1グランプリ)であるが、今年度は全国キャラバンメイト連絡協議会、大阪府認知症キャラバンメイト連絡会議と共に開催した。全国の大坂府内のキャラバンメイトとの交流がはかられ取り組みの質の向上と活動のモチベーションの維持を目的に研修及び交流の場を設けた。 平成25年3月2日	養成した大阪府内キャラバン・メイトの活動の活性化や質の向上と活動のモチベーションの維持を目的に、キャラバンメイトのフォローアップ研修を大阪府キャラバン・メイト連絡会と共に開催した。 平成26年3月2日 谷町福祉センター(M-1グランプリ)	今後とも、「大阪府認知症キャラバン・メイト連絡会」と連携して、必要な研修や情報交換の場を設定に努めます。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
	第2項 認知症高齢者やその家族の支援体制の構築				
79	(1) 認知症地域支援推進員の設置の促進 ○ 国の補助制度などを活用して、医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を配置するように、市町村に働きかけます。	64	24年度認知症地域支援推進員 8市設置 11人 地域支援推進員の活動の周知のため、地域連携担当者連絡会の活動報告書作成を支援し、市町村、地域包括支援センター等に配布し設置の促進に努めた。 地域支援推進員研修に未設置の2市が参加	25年度認知症地域支援推進員 10市設置 14人 国の補助制度などを活用して認知症地域支援推進員を配置するよう促進した。	H27年度以降、地域支援事業において実施することとなり、H30年度までに全市町村において必置となるため、支援を行っていく
80	(2) 認知症の人を支える地域におけるネットワークの構築(地域の見守り力の向上) ○ 認知症高齢者に対し、状態に応じた適切なサービスを提供できる「認知症の人がいつまでも安心して暮らせるまちづくり」に向け、認知症地域支援推進員を中心に、地域包括支援センター、社会福祉協議会、家族の会、介護サービス事業所、認知症サポートー等、地域において認知症高齢者等を支援する関係者で構成する地域ネットワークの構築を支援していきます。	64	第5回大阪府認知症地域資源ネットワーク構築セミナー “認知症の人を支える地域づくり”および“地域づくりにむけたサポートー養成講座のとりくみ”をテーマに開催した。府内の市町村での取り組みの報告と共に“アクションミーティング”という地域づくりの手法の一つの紹介を行った。 平成25年3月22日 参加者 64人	各市町村が地域の実情を把握し、認知症の人を支援する地域づくりに計画的・総合的に取り組むための後方支援を目的として、第6回大阪府認知症地域資源ネットワーク構築セミナーを全3回で開催した。 第1回 平成25年10月9日(41名) 第2回 平成25年11月28日(49名) 第3回 平成26年3月12日(37名)	地域の様々な資源が有機的に連携するネットワークの構築に向け、市町村と共に取り組んでいく。
81	○ 認知症の人や家族を地域で支える基礎となる認知症サポートー、キャラバン・メイトのさらなる活動の支援を行うとともに、地域の多様な主体が参画した徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業として、市町村の取り組みを情報共有し、課題の収集・分析を行うための市町村連絡会議を設置しました。そのうちの一回を“拡大市町村連絡会議”として、全市町村に参加を呼び掛けて開催し、それぞれの市町村での取り組みやそこから見えてくる課題について情報交換を行いました。その中で、“府域全体の広域ネットワーク”的必要性が共有され、今後の取り組みの方向性が確認されました。	64	徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業として、市町村の取り組みを情報共有し、課題の収集・分析を行うための市町村連絡会議を設置しました。 その中で、“府域全体の広域ネットワーク”的必要性が共有され、今後の取り組みの方向性が確認されました。 第1回会議 平成24年9月10日 第2回会議 平成24年11月12日(拡大市町村連絡会議) 第3回会議 平成24年12月14日 第4回会議 平成25年3月26日	徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業として、市町村の取り組みを情報共有し、課題の収集・分析を行うための市町村連絡会議を設置しました。 その中で、“府域全体の広域ネットワーク”的必要性が共有され、今後の取り組みの方向性が確認されました。 第1回会議 平成25年6月4日 第2回会議 平成25年6月6日 第3回会議 平成25年6月11日	市町村におけるネットワークの構築と共に府内全域の広域ネットワークの必要性が共有されたため、市町村と共に、必要なネットワークの構築、運用を進めていきます。 府内市町村においての実態を把握し、ネットワークの構築等の推進を行う。
82	○ 府指定の各認知症疾患医療センターに配置されている連携担当者と地域包括支援センターが連携して、認知症高齢者が安心して地域生活を過ごせるよう支援します。	64	府内の地域支援推進員の連絡会議である”大阪府内認知症連携関係者連絡会”がこれまでの活動を取りまとめた冊子の作成を支援し、冊子の配布を行い地域支援推進員の活動について周知を図った。	府内の地域支援推進員の連絡会議である”大阪府内認知症連携関係者連絡会”がこれまでの活動を取りまとめた冊子の作成を支援し、冊子の配布を行い地域支援推進員の活動について周知を図った。	大阪府内認知症連携関係者連絡会とも協働して、府内市町村のネットワークの構築に取り組んでいく。
83	(3) 相談支援体制の充実 ○ 相談機関について、一層の周知を推進します。特に、地域包括支援センターについては、認知症など高齢者を取り巻く課題の総合窓口であることから広く周知します。 また、認知症に関する相談に適切に対応するため、研修の実施により地域包括支援センター職員等の相談対応力の強化を支援します。	64	市町村及び地域包括支援センター職員を対象として、認知症対応、高齢者虐待対応等についてのスキルアップを目的とした研修を実施した。 認知症の啓発のためのリーフレットを作成した。 さらに地域包括支援センターの職員が地域の事業所職員等に高齢者虐待の予防について啓発するときに活用できるツールとしてリーフレットを作成した。	市町村及び地域包括支援センター職員を対象として、認知症対応、高齢者虐待対応等についてのスキルアップを目的とした研修を実施した。 認知症ケアに携わる市町村職員、地域包括支援センター職員等の対応力の向上のため実践事例に基づく認知症ケアマニュアル(事例集)を作成した。 さらに地域包括支援センターの職員が地域の事業所職員等に高齢者虐待の予防について啓発するときに活用できるツールとしてリーフレットを配布した。	認知症の方や家族への支援、高齢者虐待の対応等市町村・地域包括支援センター相談対応力の向上のための研修等開催し支援する。ネットワーク構築のため必要な支援のために地域ケア会議への広域支援員等を派遣し支援します。
84	○ 認知症コールセンターでは、認知症高齢者やその家族からの認知症に関する様々な相談に対応するとともに、自宅への訪問相談など、家族に対するレスパイトケア(被介護者を一時的に預かり介護者を休息させること)やピアカウンセリング(認知症高齢者を介護している家族に対し、介護経験のある者が話し相手として相談に乗ること)に結びつけるよう支援を行います。また、地域包括支援センター職員や市町村職員、介護支援専門員等からの認知症に関する相談や地域ケア会議へのアドバイスにも対応します。	65	□今年度も認知症コールセンターを開設し、認知症の人と家族の相談だけでなく、地域包括支援センター等介護従事者も支援し、必要に応じ訪問して相談を受けた。 相談受理件数 367件(平成24年4月～平成25年3月) 相談会の開催 平成24年8月28日 大阪狭山市、平成24年9月18日 吹田市、平成24年9月25日 交野市	□今年度も認知症コールセンターを開設し、認知症の人と家族の相談だけでなく、地域包括支援センター等介護従事者も支援し、必要に応じ訪問して相談を受けた。 相談受理件数 303件(平成25年4月～平成26年3月) 相談会の開催 平成25年9月24日 寝屋川市、平成25年10月1日 吹田市、平成25年10月15日 和泉市	□地域包括支援センター職員や市町村職員、介護支援専門員等からの認知症に関する相談や地域ケア会議へのアドバイスにも対応するなど、さらなる相談支援体制の充実を図る。
85	○ 府保健所(こころの健康相談)、認知症疾患医療センター等において認知症の医療に関する相談に対応します。	65	府保健所のこころの健康相談では、認知症の医療を含む高齢者の問題について、相談および訪問について延べ1,537件支援しました。 認知症疾患医療センターにおいては、電話・面接を含めて専門の医療相談を、合計で5,293件実施しました。	府保健所のこころの健康相談では、認知症の医療を含む高齢者の問題について、相談および訪問について延べ1,775件支援しました。 認知症疾患医療センターにおいては、電話・面接を含めて専門の医療相談を、合計で5,461件実施しました。	府保健所では、今後もこころの健康相談の中で相談や訪問により、認知症の医療に関する相談支援を継続していきます。 認知症疾患医療センターにおいても、地域のネットワークの中で専門医療相談による支援を継続していく
86	(4) 地域密着型サービスの普及促進 ○ 認知症高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの普及・充実を支援します。	65	□大阪府、市町村職員で構成する地域密着型サービスワーキングチーム(平成23年度に開催)の成果に基づき、サービス事業者の法人格要件や入所定員に係る基準に関して市町村条例整備の準備を進めた。	□地域密着型サービスについて、パンフレットを活用し周知を行った。 ・「わたしたちの介護保険」 □先進自治体の取組事例について市町村介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて紹介した。	□地域密着型サービスの適切な提供が確保されるよう、介護事業者課と連携して、市町村に対して、助言・支援を行っていく。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
第3項 医療との連携の促進					
87	○ 認知症医療における医療・介護連携の推進に当たり重要な存在である認知症サポート医の養成を進めます。また、認知症サポート医が、かかりつけ医に適切なアドバイスをできるように、認知症に関する最新かつ実用的な知識や地域連携に関する手法等の研修を実施し、認知症サポート医、かかりつけ医、地域包括支援センター、専門医、認知症疾患医療センター等が連携し、地域の相談窓口からスムーズに認知症医療につなぐための体制づくりを支援します。	66	□医師会と連携して、認知症サポート医を養成することにより、地域における認知症医療支援体制の構築を図っている。 また、認知症の診断や治療等に関する最新の知識を得るとともに、医療と介護の連携について検討する機会として、認知症サポート医に対しフォローアップ研修を実施した。 認知症サポート医 累計160人 フォローアップ研修 2回 修了者数179人	□医師会と連携して、認知症サポート医を養成することにより、地域における認知症医療支援体制の構築を図っている。 また、認知症の診断や治療等に関する最新の知識を得るとともに、医療と介護の連携について検討する機会として、認知症サポート医に対しフォローアップ研修を実施した。 認知症サポート医 累計185人(H26.3.31現在) フォローアップ研修 2回 修了者数221人	□引き続き、医師会等と連携して地域の医療支援体制の構築を進める。
88	○ 高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医(かかりつけ医)に対し、認知症患者が見過ごされることがないように、適切な認知症診断の知識・技術や認知症高齢者とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、各地域において認知症の発生初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ります。	67	□医師会と連携して、かかりつけ医対応力向上研修等を実施することにより、地域における認知症医療支援体制の構築を図っている。 また、市町村または地域包括支援センターなど適切な場所に認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなどの医療機関、介護サービス事業者や認知症センターなどの地域住民などとの連携を図り、認知症の人やその家族を支援している。	□医師会と連携して、かかりつけ医対応力向上研修等を実施することにより、地域における認知症医療支援体制の構築を図っている。 また、市町村または地域包括支援センターなど適切な場所に認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなどの医療機関、介護サービス事業者や認知症センターなどの地域住民などとの連携を図り、認知症の人やその家族を支援している。	□引き続き、医師会等と連携して研修のあり方について検討し、地域の医療支援体制の構築を進める。
89	○ 認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療等を実施している認知症疾患医療センターについて、センターにおける専門相談機能を活用し、医療と介護の連携を進めます。 また、府民やかかりつけ医にあまり知られていない現状があるため、今後一層の周知を行っていきます。	67	かかりつけ医認知症対応力向上研修や認知症サポート医フォローアップ研修を通じて、認知症疾患医療センターの周知に努めている。 かかりつけ医認知症対応力向上研修 平成24年度修了者数164人	かかりつけ医認知症対応力向上研修や認知症サポート医フォローアップ研修を通じて、認知症疾患医療センターの周知に努めている。 かかりつけ医認知症対応力向上研修 平成25年度修了者数123人	認知症の早期発見、早期対応を進めるため、認知症疾患医療センターをはじめとした、認知症医療体制の構築を行う。
第4項 認知症介護の質の向上と人材育成					
90	○ 高齢者介護実践者等に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。	70	高齢者の権利擁護体制の推進を図るため、認知症介護実践研修及び認知症介護実践リーダー研修を開催している。 また、認知症介護指導者養成研修に対して積極的な推薦を行った。 認知症介護実践研修 実施回数8回 修了者数555人(累計5,152人) 認知症介護実践リーダー研修 実施回数2回 修了者数141人(累計863人)	高齢者の権利擁護体制の推進を図るため、認知症介護実践研修及び認知症介護実践リーダー研修を開催している。 また、認知症介護指導者養成研修に対して積極的な推薦を行った。 認知症介護実践研修 実施回数8回 修了者数522人(累計5,664人) 認知症介護実践リーダー研修 実施回数2回 修了者数116人(累計979人)	居宅サービス系の介護従事者に対する認知症ケアに関する研修機会が少ないと指摘もあり、受講しやすい研修カリキュラムについて、研修指定事業者との検討を行う。
第3節 健康づくり・生きがいづくり					
第1項 介護予防事業の円滑な提供					
91	○ 高齢者の方が介護予防事業に気軽に取組み、継続して活動できるように、魅力のあるプログラムの紹介や効果的な事業例などの情報提供を行い、市町村の効果的な事業の実施を支援します。(効果的な事業例) ・ 高齢者の集いなど日常的な集まりの中で、介護予防事業を展開 ・ 広く高齢者の参加を募ることで、二次予防事業対象の高齢者が参加しやすくなることから、一次予防事業を中心とした介護予防事業を実施など	72	府及び市町村職員で構成するワーキングチームを設置し、介護予防事業に係る課題を抽出するとともに、先進事例を収集した。 また、誘い出しや継続的な生活支援の検討の一環として、地域での介護予防推進について東京都長寿医療センターより講師を招聘し、ワーキング報告も兼ねて、府内市町村及び関係機関の介護予防事業従事者に対し、介護予防事業従事者研修会を開催。 開催日時: 平成25年1月28日 受講者数: 175人	市町村における介護予防事業の効果的・効率的な推進を目指し、地域の民間社会資源と連携した事業の検討及び無関心層も対象とした普及啓発事業を検討するために、外部有識者と市町村とで構成した介護予防事業実施検討会を開催した。 検討会の開催 4回 介護予防シンボルマークを公募にて作成。応募数 208作品 高齢者福祉月間にJR大阪駅等にてシンボルマークを活用した介護予防推進キャンペーンを市町村と連携し実施。 介護予防推進シンボルマークを活用したポスターを作成し、府内鉄道会社やスーパー等(日本チェーンストア協会関西支部加入店)関係機関に配付。 JR96枚、私鉄288枚、日本チェーンストア協会関西支部379枚、関係機関288枚	・社会保障審議会介護保険部会が平成25年12月20日にとりまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、介護予防の推進の考え方示されており、今後市町村が介護予防事業を地域の実情に応じ効果的・効率的に取り組みを推進できるよう、モデル事業等を通じて情報提供を行うなど専門的・広域的に支援をしていく。 ・また、国が開催する研修会等に参加し、具体的に参考となる全国の好事例等を市町村に対し情報提供していく。
92	○ 閉じこもりがちな高齢者等の介護予防事業への参加を進めるため、訪問型の事業実施に向けた情報提供や情報交換の場を設置します。	72			
93	○ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に当たっては、市町村が任意事業の内容を含めてサービス内容を再構築することが必要なことから、府として市町村に事業例を提示するなどの支援を行います。(再掲)	72	・「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施状況や市町村での検討状況について情報収集し、今後の支援について検討した。	民間資源(イオンモール)を活用し、市町村と連携した介護予防推進スタンプラリーを実施し、府民に対し普及啓発を実施。 2月22日泉南市のWAONまつりと共に 約300名	
第2項 健康づくり					
94	(1) 大阪府健康増進計画の推進 ○ 平成22年度に実施した上記の中間評価を踏まえ、生活習慣病予防のため7つの分野について、平成24年の目標値の達成に向け、①「府民全体に働きかける取組み」、②「ターゲットを絞った取組み」を推進するとともに、③「個人の取組みを支援する環境整備」を総合的に推進します。 また、現計画の最終年度となる平成24年度においては、最終評価を行うとともに、次期計画を策定します。 さらに、市町村健康増進計画の策定、同計画に基づく地域の実情に応じた健康づくり事業が円滑に推進できるよう指導・助言に努めます。	75	・健康増進計画の最終評価を実施するとともに、「第2次大阪府健康増進計画」を平成25年3月に策定しました。	・大阪府地域職域連携推進協議会及び健康おおさか21推進府民会議を開催し、第2次大阪府健康増進計画に基づき、大阪府として計画を推進していくためのアクションプランを平成26年3月に策定しました。 ・市町村の保健施策の推進に活用が可能な、汎用性の高い行動変容プログラム(高血圧対策、禁煙支援、特定健診受診率向上、特定保健指導実施率向上)を平成26年3月に作成しました。 ・効果的な受動喫煙防止対策を推進するための府の指針として、「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」を平成26年3月に策定しました。 ・大阪府歯科口腔保健の推進に関する目標を達成するために必要な施策の方向を示した「大阪府歯科口腔保健計画」を平成26年3月に策定しました。	・「第2次大阪府健康増進計画」を推進していくため、アクションプランに沿って関係機関と連携して取組を行い、府民の健康づくりを推進していきます。 ・乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の各ライフステージ及び要介護者等の配慮が必要な方における歯と口の健康づくりに取り組みます。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
95	(2) がん対策の推進 ○ 「大阪府がん対策推進条例(平成23年4月1日施行)」を基本として、平成20年度から平成24年度までを計画期間とする「大阪府がん対策推進計画」の進捗状況の評価と見直しを行います。	75	・第一期大阪府がん対策推進計画に基づき、平成20年度から平成24年度までの5年間における取組状況を踏まえ、がんを取り巻く社会環境の変化を捉えつつがん対策の更なる推進を図るため、「第二期大阪府がん対策推進計画」を平成25年3月に策定した。	○平成25年3月に策定した第二期大阪府がん対策推進計画に基づき、がんの予防の推進、早期発見、医療の充実を図るために、がん予防の普及啓発等を行う民間団体等への補助、がん検診事業を実施する市町村への技術的支援を行うとともに、がん拠点病院の機能を強化する体制の整備等に取り組んだ。	大阪府がん対策推進条例及び第二期大阪府がん対策推進計画に基づき、引き続き、市町村や医療関係者との連携のもと、府民の協力を得て様々な施策に取り組むことで、府民をがんから守り健康な生活を送ることができるよう、また、がんにならても安心して暮らせる社会を実現できるよう、がん対策を推進します。
96	(3) 地域保健対策の推進 ○ 府保健所が有する地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮して、広域的業務の企画・調整や健康に関する情報の発信に引き続き努めます。 また、政令指定都市、中核市保健所との連携強化を図り、府保健所が現に保有する広域性が失われることのないよう努めています。	75	□府保健所においては、地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮し、広域的業務の企画・調整に取り組むとともに地域診断や健康課題の把握等を通じて、健康に関する情報の収集、分析、発信を行っている。 □保健所については、大阪府(1箇所)、大阪市(1箇所)、堺市(1箇所)、東大阪市(1箇所)、高槻市(1箇所)、豊中市(1箇所)が設置しており、保健所長会議、保健所長連絡会議等を通じて情報共有するとともに各種研修への関係職員の参加などを通じて連携強化を図っている。 □枚方市が平成26年4月1日に中核市移行により保健所を設置するため、円滑に保健所業務が移管できるように支援業務を行っている。	□府保健所においては、地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮し、広域的業務の企画・調整に取り組むとともに地域診断や健康課題の把握等を通じて、健康に関する情報の収集、分析、発信を行っている。 □保健所については、大阪府(1箇所)、大阪市(1箇所)、堺市(1箇所)、東大阪市(1箇所)、高槻市(1箇所)、豊中市(1箇所)が設置しており、保健所長会議、保健所長連絡会議等を通じて情報共有するとともに各種研修への関係職員の参加などを通じて連携強化を図っている。 □枚方市の平成26年4月1日に中核市移行にあたり、円滑に保健所業務が移管できるように支援業務を行った。	府保健所においては、引き続き地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮し、広域的業務の企画・調整に取り組むとともに地域診断や健康課題の把握等を通じて、健康に関する情報の収集、分析、発信を行っていく。 保健所については、引き続き政令市、中核市設置保健所との連携強化を図っていく。
97	○ 府保健所の高度専門性を活かし、市町村と連携しながら、専門的なケアや指導を必要とする方への支援や市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等の円滑な推進のための相談対応や技術的助言などを行います。	75	□府保健所においては、高度専門性やノウハウを活かしながら、市町村と連携して各種相談を通じて専門的なケアを必要とする方に対する支援を行うとともに、市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等が円滑に推進できるよう相談対応や技術的な助言を行っている。	□府保健所においては、高度専門性やノウハウを活かしながら、市町村と連携して各種相談を通じて専門的なケアを必要とする方に対する支援を行うとともに、市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等が円滑に推進できるよう相談対応や技術的な助言を行っている。	府保健所においては、引き続き高度専門性やノウハウを活かしながら、市町村と連携して各種相談を通じて専門的なケアを必要とする方に対する支援を行うとともに、市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等が円滑に推進できるよう相談対応や技術的な助言を行っていく。
98	(4) 食の安全安心の確保の推進 ○ 高齢者の充実した食生活を実現するため、大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、食品による危害の防止を図ります。	75	・食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るために、食品関係施設を対象に延べ約12万7千件の監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに異物混入防止対策や適正表示等を指導した。また、流通食品約3万5千検体(検査項目数:約10万7千項目)を試験検査に供した。 ・夏期及び年末には一斉取締りによる延べ約2万6千施設の監視指導と約9百検体の試験検査を実施した。更にその他緊急監視や合同監視等により約千6百施設の監視指導を実施した。 ・食品中の残留物質に係る健康危害防止を図るために、約千5百検体を対象に、農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種残留検査を実施した。 ・高齢者福祉施設を対象に、腸管出血性大腸菌O157、カンピロバクター等、食中毒に関するリーフレットや手洗いポスター等を配布した。 ・高齢者を対象とする食品等事業者、社会福祉施設関係者等を対象に、各種講習会を実施した(随時)。	・食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るために、食品関係施設を対象に延べ約12万件の監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに異物混入防止対策や適正表示等を指導した。また、流通食品約3万3千検体(検査項目数:約10万3千項目)を試験検査に供した。 ・夏期及び年末には一斉取締りによる延べ約2万4千施設の監視指導と約8百検体の試験検査を実施した。更にその他緊急監視や合同監視等により約100施設の監視指導を実施した。 ・高齢者福祉施設を対象に、腸管出血性大腸菌O157、カンピロバクター等、食中毒に関するリーフレットや手洗いポスター等を配布した。 ・高齢者を対象とする食品等事業者、社会福祉施設関係者等を対象に、各種講習会を実施した(随時)。	・引き続き、大阪府食品衛生監視指導計画に基づき食中毒等健康被害にかかる危機管理対策の推進、食品安全及び食品衛生対策等の推進を図っていく。 ・食の安全性に係る注意喚起やリスクコミュニケーションの促進について、府ホームページの掲載やハイリスク集団(高齢者)向け食品衛生講習会の実施等により最新情報の提供を図っていく。
第3項 社会参加の促進					
99	○ 元気な高齢者に地域活動の場への参加を促すため、シニア人材の発掘・養成から、実際の活動の紹介など、NPOや企業等と協働でセミナーやイベントなどを企画し、実施します。	79	■アクティビシニアがあふれる大阪事業 高齢者がこれまでの経験や知識を活かし、自らの自己表現を図るとともに、地域社会の支え手として積極的に参画し活躍を目指し、アクティビシニア入門講座やアクティビシニア実践講座を実施 ・アクティビシニア入門講座…7回 ・アクティビシニア実践講座…4回	■アクティビシニアがあふれる大阪事業 高齢者がこれまでの経験や知識を活かし、自らの自己表現を図るとともに、地域社会の支え手として積極的に参画し活躍を目指し、アクティビシニア入門講座やアクティビシニア実践講座を実施 ・アクティビシニア入門講座…6回 ・アクティビシニア実践講座…5回	■シニアの主体的な運営を支援する。
100	○ 府内全域で地域の実情に応じた老人クラブ活動が展開されるよう市町村及び大阪府老人クラブ連合会を通じて支援します。	79	■老人クラブの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行っている。(2614クラブ) ■平成20年度から府老人クラブ連合会内に若手会員、外部委員等で構成する「若手委員会」を設置し、老人クラブの活性化策を検討している。 ■他の模範となる活動を行っている優良老人クラブに対し、知事表彰を行っている。 第54回大阪府老人クラブ大会 ・日程: 平成24年9月7日 ・場所: 大阪国際交流センター ・表彰: 38クラブ(参加約1,000人)	■老人クラブの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行っている。(2719クラブ) ■平成20年度から府老人クラブ連合会内に若手会員、外部委員等で構成する「若手委員会」を設置し、老人クラブの活性化策を検討している。 ■他の模範となる活動を行っている優良老人クラブに対し、知事表彰を行っている。 第55回大阪府老人クラブ大会 ・日程: 平成25年9月10日 ・場所: 大阪国際交流センター ・表彰: 31クラブ(参加約1,000人)	■加入率が低下しているため、若手委員会における活性化策の検討、他のシニア団体等との連携を図る。
101	○ 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣事業により、出場を目指した日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを推進します。また、選手が開催地において全国の人々と交流することにより、世代や地域を超えた新たな絆を形成し、誰もが輝き続けることができる社会の実現に努めます。	79	■全国健康福祉祭への大阪府選手団等の選考・派遣を(財)大阪府地域福祉推進財団に委託により実施。 第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会(ねんりんピック宮城・仙台2012) ・期間: 平成24年10月13日～16日 ・派遣人員: 16種目、97人 （役員等8人、選手89人）	■全国健康福祉祭への大阪府選手団等の選考・派遣を(一財)大阪府地域福祉推進財団に委託により実施。 第26回全国健康福祉祭こうち大会(ねんりんピックよさこい高知2013) ・期間: 平成25年10月26日～29日 ・派遣人員: 21種目、131人 （役員等7人、選手124人）	■選手団の募集方法、派遣等に要する公費負担割合、委託先については、他府県の状況及び財政状況を鑑み、引き続き検討していく。

番号	計画上の記載内容	計画書ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
102	○ 市町村、大学等の教育機関、NPOなどの自主的な活動により、生涯学習を取り巻く環境は充実してきていますが、住民に身近な市町村を基軸に生涯学習施策が推進されるように、市町村のニーズ把握や連携などサポートに努めます。	79	<p>2009(H21)年度に転換したNPO法人大阪府高齢者大学校については、5年間の実践を踏まえて、市町村と連携した地域密着型カレッジ(区民カレッジ)を立ち上げ支援を行った。</p> <p>□市町村や大学、他の生涯学習推進主体との連携 市町村生涯学習担当セクションとの連携講座「おおさかふみんネット」を平成24年10月から平成25年3月まで開催。また、大学・研究機関等30機関と連携した「公開講座フェスタ」を平成24年11月に開催したほか、13の大学・研究機関等との共催講座を開催。 □意外と知られていない大阪文化を取り上げ、興味・関心を持ってもらうことを目的とした「大阪文化再発見講座」を開催した。</p>	<p>2009(H21)年度に転換したNPO法人大阪府高齢者大学校については、5年間の実践を踏まえて、市町村と連携した地域密着型カレッジ(区民カレッジ)を立ち上げ支援を行った。</p> <p>□市町村や大学、他の生涯学習推進主体との連携 市町村生涯学習担当セクションとの連携講座「おおさかふみんネット」を平成25年10月から平成26年2月まで開催。また、大学・研究機関等25機関と連携した「公開講座フェスタ」を平成25年11月に開催したほか、11の大学・研究機関等との共催講座を開催。</p>	<p>生涯学習を通じた社会への参加活動(社会貢献)を広げるため、住民に身近な市町村における開催を検討していく。</p> <p>□学習情報について、より多くの方に参加いただけるよう周知する。</p>
103	○ 大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携し、地域における住民の福祉活動への参加・交流の機会拡大など、質の高い福祉サービスの担い手の確保に努めるとともに、社会起業家の活動を支える中間支援組織(コンサルテーション等)により、社会起業家の活動支援を専門的に行う団体)と連携しながら、社会起業家を育成、支援します。	79	<p>□大阪府福祉基金を利用して、社会起業家の活動に助成した。 平成24年度助成実績 スタート助成(50万円)5件 ステップアップ助成(30万円)1件</p> <p>□地域のニーズと社会起業家をつなぐコネクター機能の充実を図るため、府域全プロックのCSW連絡協議会で社会起業家の活動を紹介した。</p> <p>□中間支援組織と連携し、活動中の社会起業家やこれから起業を志す人々が参加するカフェを開催した。</p>	<p>□大阪府福祉基金を利用して、社会起業家の活動に助成した。(平成25年度終了) 平成25年度助成実績 スタート助成(50万円)3件 ステップアップ助成(30万円)1件</p> <p>□中間支援組織と連携し、活動中の社会起業家やこれから起業を志す人々が参加するカフェを開催した。</p>	<p>□中間支援組織と連携し、引き続き社会起業家を育成、支援していく。</p> <p>□社会起業家の活動に対する効果的な支援策の検討が必要。</p>
第4項 雇用・就業対策の推進					
104	(1) 高齢者の雇用・就業の確保 ○ 高年齢者雇用促進に関するセミナー、地元企業等の求人情報提供や面接会、相談等を商工会・市町村・ハローワーク等との連携により実施します。	80	<p>□高年齢者雇用促進フェア事業を実施 (2012年度実績) 第1回 富田林市(来場者数 228名、参加企業 17社) 第2回 交野市(来場者数 347名、参加企業 25社) 第3回 泉佐野市(来場者数 228名、参加企業 15社) 第4回 茨木市(来場者数 313名、参加企業 29社) 第5回 八尾市(来場者数 151名、参加企業 16社)</p>	<p>□就労支援相談事業、高年齢者雇用セミナー実施 (2013年度実績) ○就労支援相談事業(5箇所) 八尾市、富田林市、寝屋川市、泉佐野市、摂津市</p> <p>○高年齢者雇用セミナー実施(12箇所) 大阪商工会議所(5支部)、東大阪商工会議所、堺商工会議所、豊能町商工会、大東商工会議所、能勢町商工会、岸和田商工会議所、高槻商工会議所</p>	<p>□引き続き商工会等と連携した事業展開により、開催地域の拡大及び内容等の充実を図り、高年齢者雇用促進に関するセミナーや相談会等を実施していく。</p>
105	○ 高齢者の就職を支援するため、「JOBプラザOSAKA」において、きめ細かな就職支援サービスの提供をワンストップで行います。	80	<p>□高齢者の雇用・就労支援のより一層の充実を図るため、「JOBプラザOSAKA」において、キャリアカウンセリング、各種セミナー等を実施するほか、求人開拓を含めた職業紹介をワンストップで提供している。 ・JOBプラザOSAKA(55歳以上の高齢者)実績 (平成24年4月～平成25年3月) ・来所者数 2,954名 ・新規登録者数 367名 ・紹介件数 64件 ・就職件数 188名</p>	<p>□就職支援サービスの提供を行うため、「OSAKAしごとフィールド」において、キャリアカウンセリング、各種セミナー等を実施するほか、求人開拓を含めた職業紹介をワンストップで提供した。 ※H25.8までは、OSAKAしごと館のJOBプラザOSAKAにおいて実施。 【OSAKAしごと館実績 H25.4～8月】 ・来館者数 20,274人(就職者数: 2,174人[うち高年齢者の就職者数 81人]) 【OSAKAしごとフィールド実績 H25.9～H26.3月】 ・来館者数 22,443人(就職者数: 5,108人[うち高年齢者の就職者数 51人])</p>	<p>□ハローワークと一体的に運営する「OSAKAしごとフィールド」において、きめ細かな職業紹介をワンストップで提供していく。</p>
106	(2) シルバー人材センター事業の促進 ○ 高齢者の能力を活かした就業機会を確保し、生きがいの充実と社会参加を促進するため、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する指導・支援や各市町村シルバー人材センターに対する指導・助言を行い、就業機会の拡大と就業率の向上を図ります。	80	<p>□(公社)大阪府シルバー人材センター協議会への指導・助成 【年度別会員数】 [H24] 52,960人 [H23] 54,267人 【就業率】 [H24] 78.8% [H23] 77.4%</p>	<p>□(公社)大阪府シルバー人材センター協議会への指導・助成 【年度別会員数】 [H25] 51,356人 【就業率】 [H25] 81.4 %</p>	<p>□引き続き公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会との連携により、高齢者の能力を活かした就業や社会参加等の機会の拡大に努める。</p>

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
	第4節 利用者支援の推進				
	第1項 制度周知等の推進				
107	(1) 広報の充実 ○ 様々な媒体を活用した広報活動により、制度の周知及び府民ニーズに対応した情報提供を行います。 特に、地域包括ケアシステムの実現に向け、住み慣れた自宅や地域での暮らしを支えるサービスや支援体制の周知に努めます。	81	□制度の周知及び府民ニーズに対応した情報提供を行うため、平成24年度においては「高齢者の住まい～多様な住まいの紹介と留意点～」を作成するとともに、同パンフの点字、音声、ルビ打ち、韓国・朝鮮語、中国語、英語の各版を作成し、市町村、民生委員、地域包括支援センター等関係機関・団体に配布した。 ■ パンフレットの活用 ・日本語版40,000部、点字1,800部、音声100本、ルビ打ち1,000部、韓国・朝鮮語2,000部、中国語1,000部、英語1,000部 ■ さらに從前作成していたパンフレットで需要の高い次のパンフレットを増刷した ・「介護のこころ～障がいのある方への配慮について～」(従業者向け)(2,000部) ・「わたしたちの介護保険 平成25年4月」(介護保険事務従事者向け)(2,000部)	□平成25年度は「元気なあなたにこそ知ってほしい「介護予防」で「元気呼ばう」」を作成するとともに、從前作成していたパンフレット「わたしたちの介護保険 平成25年度4月」の韓国・朝鮮語、中国語、英語の各版の作成、さらに「介護のこころ～障がいのある方への配慮について～」の改訂版を作成し、市町村、地域包括支援センター等関係機関・団体に配布した。 ■ 「元気なあなたにこそ知ってほしい「介護予防」で「元気呼ばう」」 ・日本語45,000部 ■ 「わたしたちの介護保険 平成25年4月」 ・日本語1,000部、韓国・朝鮮語1,000部、中国語1,000部、英語1,000部 ■ 「介護のこころ～障がいのある方への配慮について～」 ・日本語9,000部 ■ ホームページの活用 介護保険、介護支援専門員、認知症、介護予防に関するページなどを情報提供(随時更新) ■ 市町村における広報活動 保険者指導時において広報活動の必要性の助言を行うとともに、市町村では広報紙を中心とした制度周知のほか、各種パンフレット、サービス提供事業者一覧表、市民向け出前講座などが行われている。	□政策課題に関するもの、苦情相談の結果や各種統計データから府民のニーズを的確に把握し、市町村、介護支援専門員、関係団体などとともに、パンフレットを活用して広報活動の充実に引き続き努める。
108	○ 情報が的確に利用者や家族に届くように、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員など地域の関係機関や社会資源との連携による手法を検討し、市町村とともに効果的な広報活動を推進します。	81			□情報入手に支援を要する方々への配慮を充実させるとともに、地域の様々な社会資源を活用し、制度周知の工夫を働きかける。
109	○ 高齢障がいの者や在日外国人の方など情報入手に支援を要する方々への配慮を充実させます。	82	■ ホームページの活用 介護保険、介護支援専門員、認知症、介護予防に関するページなどを情報提供(随時更新) ■ 市町村における広報活動 保険者指導時において広報活動の必要性の助言を行うとともに、市町村では広報紙を中心とした制度周知のほか、各種パンフレット、サービス提供事業者一覧表、市民向け出前講座などが行われている。		
110	(2) ホームページを活用したサービス情報の提供 ○ 集団指導(年1回開催)や実地指導、新規事業者(居宅サービス事業・居宅介護支援事業)に対する指定時研修(毎月1回開催)等において、情報公表制度の適切な運用について事業者を指導します。 また、居宅サービスの指導権限を移譲した市町村に対しても、この旨を依頼します。	82	□平成24年度の介護サービス情報の公表制度の見直しに伴い、新しい公表システムでは、利用者にとって、より「見やすく」「分かりやすく」「使いやすく」向上が図られた。 □新制度に基づく事業者からの報告について、事務移譲市町村とも連携し、集団指導(年1回開催)や新規事業者に対する指定時研修(毎月1回開催)の場を活用して、事業者への周知及び指導を行っている。	□平成24年度の介護サービス情報の公表制度の見直しに伴い、新しい公表システムでは、利用者にとって、より「見やすく」「分かりやすく」「使いやすく」向上が図られた。 □新制度に基づく事業者からの報告について、事務移譲市町村とも連携し、集団指導(年1回開催)や新規事業者に対する指定時研修(毎月1回開催)の場を活用して、事業者への周知及び指導を行っている。	□平成24年度に創設された新サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)については、平成25年度から報告が開始されたことに伴い、引き続き当該事業者への制度周知及び指導を行う。
	第2項 相談・苦情解決体制の充実				
111	(1) 相談体制の充実 ○ 身近な相談窓口を充実させるため、地域包括支援センターをはじめ、在宅介護支援センター、保健センター、隣保館、老人福祉センター、社会福祉協議会、医療機関、薬局(健康介護まちかど相談薬局)、住民の自主的な支援活動や、CSW、民生委員等と連携した取組みが地域の実情に応じて実施されるように、市町村に対する適切な助言に努めます。	84	□介護保険に関する保険者相談窓口の設置状況を把握し、府ホームページにも掲載し、周知に努めた。 なお、保険者指導時に地域の社会資源を活用・連携した相談体制に取組むよう助言した。 総合相談業務を効果的に推進するため、市町村の地域の実情に応じて、実績のある在宅介護支援センターと協力・連携のもと行われている。	□介護保険に関する保険者相談窓口の設置状況を把握し、府ホームページにも掲載し、周知に努めた。 なお、保険者指導時に地域の社会資源を活用・連携した相談体制に取組むよう助言した。 総合相談業務を効果的に推進するため、市町村の地域の実情に応じて、実績のある在宅介護支援センターと協力・連携のもと行われている。	□多様な高齢者に対して、身近で安心した相談体制を構築していくため、市町村、国保連、府の相談体制の充実について努める。 地域包括支援センターの体制強化はもとより、認知症地域支援推進員をはじめ、訪問相談員や老人クラブなどの地域における多様な支援者との連携を図るよう市町村に対して周知を行う。
112	○ 地域包括支援センターの認知度を向上させるため、パンフレットやホームページを活用した広報活動に努めます。	84	府ホームページやパンフレットを活用した広報活動により、地域包括支援センターの認知度向上を図るとともに、市町村と地域包括支援センターの更なる連携強化を働きかけた。	府ホームページやパンフレットを活用した広報活動により、地域包括支援センターの認知度向上を図るとともに、市町村と地域包括支援センターの更なる連携強化を働きかけた。	地域包括支援センターが住民に一層認知されるよう、各市町村が広報誌やパンフレット等による周知や、市町村が設置しているセンターであることについて、住民が認識できるように看板等の設置を推奨する。
113	○ 一人暮らし高齢者等に対しては、民生委員、隣保館の相談員、介護相談員等が、高齢者のニーズを把握する訪問型の相談活動を行うよう働きかけます。	84	□介護相談員派遣事業を実施する市町村に対し、担当者会議の場において訪問型相談活動の必要性や取組みについて働きかけた。 市町村が行う閉じこもり等のリスクの高い高齢者等を訪問等により把握をはじめ、民生委員や校区福祉委員と協力のもと、地域に出向き地域の高齢者の実態を把握を行う市町村に対して支援を行った。	□介護相談員派遣事業を実施する市町村に対し、担当者会議の場において訪問型相談活動の必要性や取組みについて働きかけた。 市町村が地域支え合い体制づくり事業や地域福祉・子育て支援交付金(特別枠)を活用して、高齢者一人ひとりのニーズに対応したインフォーマルサービスの構築や、高齢者へのアンケート調査を基に看護師等が高齢者宅に個別訪問を行い高齢者状況把握を実施。	□介護相談員派遣事業の取組みが全市町村で実施できるよう指導助言するとともに、相談員等の研修、質の向上に努める。 引き続き府内市町村に対して全国の好事例の取組等を情報提供するなど必要な協力をっていく。
114	○ 高齢、障がい、子ども等の属性や分野に関係なく、また制度の狭間の問題等既存の福祉サービスだけでは対応困難な福祉課題に対応するための地域福祉のセーフティネットを、地域の実情に応じて構築することを市町村に働きかけます。	84	□住民に最も身近な市町村が地域の実情に応じて自主的に地域福祉の推進などの事業を実施することができるよう、平成21年度に創設した「地域福祉・子育て支援交付金」により、市町村におけるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置を支援している。 ・平成24年度末現在 38市町村において154人配置(指定都市・中核市を除く) □CSW等が発見した制度の狭間等の福祉課題のうち、現行制度上、個々の市町村だけでは解決困難な問題については、市町村とともに研究し、新事業の検討や国への制度改善の提言等その解決に向けて適切に対応するため、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、市町村への情報提供や市町村との意見交換を行った。 □ 市町村における地域福祉セーフティネットの構築に向け、CSWの役割やCSWの配置にあたり市町村に求められる姿勢などを明らかにした「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」の周知を行った。また、CSWの資質を一層向上させるための研修等の充実を市町村に求めた。	□住民に最も身近な市町村が地域の実情に応じて自主的に地域福祉の推進などの事業を実施することができるよう、平成21年度に創設した「地域福祉・子育て支援交付金」により、市町村におけるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置を支援している。 ・平成25年度末現在 38市町村において154人配置(指定都市・中核市を除く) □ 市町村における地域福祉セーフティネットの構築に向け、CSWの役割やCSWの配置にあたり市町村に求められる姿勢などを明らかにした「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」の周知を行った。また、CSWの資質を一層向上させるための研修等の充実を市町村に求めた。 □ CSWのブロック別連絡協議会(豊能・三島ブロック、北河内ブロック、中河内・南河内ブロック、泉州ブロック)に市町村職員とともに参加し、大阪府からの情報提供や日頃の活動に関する意見交換を行った。	□コミュニケーションソーシャルワーカー(CSW)については、地域福祉のセーフティネットを構築する上で重要な役割を果たしていることから、今後とも市町村においてCSWの配置をはじめとする地域福祉の推進に資する事業が円滑に実施できるよう、地域福祉・子育て支援交付金による支援を行う。 □市町村地域福祉担当課長会議やCSW連絡協議会などにおいて、「新ガイドライン」を周知する。 □今後とも、CSWの活動事例を隨時収集し、市町村等への情報提供や意見交換を行っていく。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
115	○ 高齢障がい者等が安心して相談することができるよう、コミュニケーションの確保など、障がい等の特性に応じたきめ細かな対応を行うよう市町村に働きかけます。	84	□コミュニケーションや情報入手に支援を要する高齢者への配慮 制度周知に係るパンフレットについては、点字、音声、ルビ打ち、韓国・朝鮮語、中国語、英語の各版を作成し、窓口で相談に活用されるよう市町村に配布している。 ・平成24年度(107~109参照) 「高齢者の住まい～多様な住まいの紹介と留意点～」作成 なお、市町村に対しては保険者指導時、各種担当者会議で、相談体制の充実について働きかけた。	□コミュニケーションや情報入手に支援を要する高齢者への配慮 制度周知に係るパンフレットを作成し、窓口で相談に活用されるよう市町村に配布している。 ・平成25年度(107~109参照) 「わたしたちの介護保険 平成25年4月」作成 「介護のこころえ～障がいのある方への配慮について～」作成 なお、市町村に対しては保険者指導時、各種担当者会議で、相談体制の充実について働きかけた。	□府で作成するパンフレットの活用のほか、市町村が独自に取り組む広報・制度周知等において、障がい者等の円滑なサービス利用に配慮し、また、地域包括支援センターにおけるきめ細やかな相談援助により、適切なサービス利用につながるように、市町村に対して助言していく。
116	(2) 苦情解決体制の充実 ○ 苦情の対応においては、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会との緊密な連携を図ります。また、利用者から寄せられた苦情の集約・分析・市町村への情報提供を行うことにより、苦情対応体制強化の支援を行います。	84	□市町村・国民健康保険団体連合会・大阪府の連携 介護保険に関する苦情については、市町村・国民健康保険団体連合会・大阪府それぞれの機関が互いに連携し、迅速かつ適切に対応した。 大阪府が各機関から収集した苦情処理事例については、集計、分析して市町村に還元している。 【市町村・国民健康保険団体連合会・大阪府で対応を行った苦情相談の件数】 平成24年度2049件 府874、国保連437、運適委54、市町村等684 要介護認定関係325、ケアプラン関係137 サービス関係725、利用者負担関係522、その他340 □大阪府国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理への支援と処理結果の活用 国保連の苦情処理業務に対する支援。(補助金支出) 国保連では、事例集の発行、市町村の苦情処理担当職員向け研修を実施。 ・事例集の発行実績 平成25年3月に250部発行、市町村等へ配布(ホームページに掲載) ・市町村向け研修の実績 全体研修…平成25年2月28日 ブロック別事例検討会議…平成24年10月30日、11月1日	□市町村・国民健康保険団体連合会・大阪府の連携 介護保険に関する苦情については、市町村・国民健康保険団体連合会・大阪府それぞれの機関が互いに連携し、迅速かつ適切に対応した。 大阪府が各機関から収集した苦情処理事例については、集計、分析して市町村に還元している。 【市町村・国民健康保険団体連合会・大阪府で対応を行った苦情相談の件数】 平成25年度1,810件 府631、国保連425、運適46、市町村等708 要介護認定関係306、ケアプラン関係157、 サービス関係718、利用者負担関係355、その他274 □大阪府国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理への支援と処理結果の活用 国保連の苦情処理業務に対する支援。(補助金支出) 国保連では、事例集の発行、市町村の苦情処理担当職員向け研修を実施。 ・市町村向け研修の実績 全体研修…平成25年11月22日 ブロック別事例検討会議…平成26年2月17日、18日	○各機関に寄せられる苦情相談の件数は19年度以降は減少傾向であるが、第6期計画一年目の平成27年度には増加が予測される。これまでの内容について専門性の高い相談の増加や対応に費やす時間は長期化の傾向にある。また、権利侵害に関する苦情が増えてくることや、事業者の不正請求や基準違反に対する利用者の関心は今後とも高まっていくと予想される。 このようなことから、苦情解決の仕組みが十分に機能することが、利用者の権利擁護と制度の円滑な運営にとって極めて重要な役割を担うと認識している。 このため、高齢者虐待のような社会的課題への対応も含め、各機関において様々な苦情や相談に対する適切な対応がなされるように、苦情相談機関の緊密な連携を図るとともに、事例検討や情報交換に努める。
117	○ 大阪府国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用するなど、実地指導等の速やかな対応に努め、不正請求等重大な違反があれば指定取消や指定効力の停止等も視野にいれて厳正に対処していくます。	84	□実地指導等において、事前に施設の運営等に係る自主点検表を求める指導の迅速化を図っている。また、適切なサービスが提供されるよう人員・運営等の基準の遵守を指導している。	□実地指導等において、事前に施設の運営等に係る自主点検表を求める指導の迅速化を図っている。また、適切なサービスが提供されるよう人員・運営等の基準の遵守を指導している。	□介護保険施設の指定基準に関する重大な違反や不正請求等が疑われる悪質な施設に対しては、監査を実施し、指定の取消し等も視野に入れて厳正に対処する。
118	○ サービス事業者に寄せられた苦情については、当該事業者が利用者の立場に立って迅速かつ適切に対応するよう指導するとともに、苦情解決責任者や社会福祉法人における第三者委員の設置等苦情解決体制を整備するよう事業者に働きかけます。	85	□介護保険施設への実地指導等において、相談窓口(当該施設、大阪府、市町村、国保連合会)、苦情処理の体制及び手順等の整備状況について確認し指導している。また、三者委員(オンブズマン)を設置し、苦情解決に努めるように促している。 □軽費老人ホーム及び有料老人ホームについては、指導監査又は立入検査において、苦情処理体制表を入居者等の見やすい場所に掲示するとともに、第三者委員を選任するよう、指導している。	□介護保険施設への実地指導等において、相談窓口(当該施設、大阪府、市町村、国保連合会)、苦情処理の体制及び手順等の整備状況について確認し指導している。また、三者委員(オンブズマン)を設置し、苦情解決に努めるように促している。 □軽費老人ホーム及び有料老人ホームについては、指導監査又は立入検査において、苦情処理体制表を入居者等の見やすい場所に掲示するとともに、第三者委員を選任するよう、指導している。	□引き続き、実地指導等において、苦情処理の体制及び手順等の整備を指導する。
	第3項 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供				
119	(1) サービス提供における配慮 ○ 人権尊重の考え方のもと、円滑なコミュニケーションを図り、高齢障がい者等の立場に立った適切なサービス提供を行なうように、集団指導や実地指導など様々な機会を通じて事業者を指導します。	87	□障がい者の立場に立った適切なサービス提供 介護保険施設や居宅サービス事業所に対して、集団指導や実地指導時に、円滑なコミュニケーションを図りながら利用者個々の特性や状況に応じてきめ細かな配慮をし、障がい者の立場に立った適切なサービス提供を行うよう指導している。 □人権問題(虐待を含む)に関する研修を事業所内で行なうよう、実地指導において指導している。 □集団指導配布資料に人権に関する資料を掲載したほか、外部講師を招き、人権相談に関する講演を実施するなどした。	□障がい者の立場に立った適切なサービス提供 介護保険施設や居宅サービス事業所に対して、集団指導や実地指導時に、円滑なコミュニケーションを図りながら利用者個々の特性や状況に応じてきめ細かな配慮をし、障がい者の立場に立った適切なサービス提供を行うよう指導している。 □人権問題(虐待を含む)に関する研修を事業所内で行なうよう、実地指導において指導している。 □集団指導配布資料に人権に関する資料を掲載したほか、外部講師を招き、人権相談に関する講演を実施するなどした。	□障がい者の立場に立った適切なサービス提供 今後とも、介護保険施設や居宅サービス事業所に対し、人権尊重の考え方のもと、円滑なコミュニケーションを図り、障がい者の立場に立った適切なサービス提供を行なうよう、集団指導や実地指導時に指導していく。 □集団指導資料への人権に関する資料の掲載、指定時研修での講義及び冊子「ゆまにてなにわ」の配布など、引き続き、人権尊重の趣旨を周知する。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
120	(2) 要介護認定における配慮 ○ 高齢障がい者や認知症高齢者など一人ひとりの状態をより正確に認定調査に反映するため、特記事項に介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するように、引き続き認定調査員に対する研修を実施します。 また、介護認定審査会において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように、引き続き介護認定審査会委員に対する研修を実施します。	87	認定調査員が認知症高齢者や障がい特性等に関する知識・理解を深められるよう、認定調査員研修においては、当事者や専門家による具体的な講義を実施した。また、高齢障がい者が介護保険を利用する際の配慮事項等をまとめた「障がい者の介護保険利用について」(平成18年3月改訂)を活用し、認定調査時に配慮すべき事項について講義を行うとともに、介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するよう研修を行った。 また、介護認定審査会合議体の長会議において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように研修を行った。	認定調査員が認知症高齢者や障がい特性等に関する知識・理解を深められるよう、認定調査員研修においては、当事者や専門家による具体的な講義を実施した。また、高齢障がい者が介護保険を利用する際の配慮事項等をまとめた「障がい者の介護保険利用について」(平成18年3月改訂)を活用し、認定調査時に配慮すべき事項について講義を行うとともに、介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するよう研修を行った。 また、介護認定審査会合議体の長会議において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように研修を行った。	今後、障がいを有する高齢者や認知症高齢者がさらに増加することが見込まれることから、引き続き、認定調査員等に対する研修を行うとともに、市町村に対しては、適切な助言を行い推進していく。
121	○ 認定調査の実施に当たっては、調査対象者本人から状態についての十分な説明を聞くとともに、本人等の希望に応じて生活面での困難を的確に説明できる者の同席や、コミュニケーションを確保するため、手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助、さらには筆談の利用などにより、調査員に対する意思の伝達を手助けする取組みを市町村とともに推進します。	88	要介護認定にあたって、手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助、筆談の利用などにより、認定調査員に対する意思の伝達を手助けする取り組みを進めため、調査対象者の日頃の状況を的確に説明できる者の同席の必要性について、市町村保険者指導において状況の把握・周知に努めた。	要介護認定にあたって、手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助、筆談の利用などにより、認定調査員に対する意思の伝達を手助けする取り組みを進めため、調査対象者の日頃の状況を的確に説明できる者の同席の必要性について、市町村保険者指導において状況の把握・周知に努めた。	
122	(3) ハンセン病回復者とその家族等への支援 ○ 地域で暮らすハンセン病回復者や家族に対して、多方面から支援ができるよう、ハンセン病回復者支援センター及び市町村、介護・福祉関係職員との連携を図ります。	88	・地域で生活されているハンセン病回復者と家族等の支援のためのコーディネーターを設置し、様々な相談に応じた。 ・市町村窓口担当者会議を実施して、連携を深めています。希望される回復者の方には、窓口担当者と連携しながら、支援をした。 ・ハンセン病問題への理解が進み、きめ細かな支援に繋がるよう、地域福祉・介護を担う職員や、民生委員を対象とした研修会を実施した。 ・ハンセン病回復者のプライバシーに配慮し、安心して受診できる協力医療機関として、府立急性期総合医療センター等9ヶ所に協力いただいた。	・地域で生活されているハンセン病回復者と家族等の支援のためのコーディネーターを設置し、様々な相談に応じた。 ・市町村窓口担当者会議を実施して、連携を深めています。希望される回復者の方には、窓口担当者と連携しながら、支援をした。 ・ハンセン病問題への理解が進み、きめ細かな支援に繋がるよう、地域福祉・介護を担う職員や、民生委員を対象とした研修会を実施した。 ・ハンセン病回復者のプライバシーに配慮し、安心して受診できる協力医療機関として、府立急性期総合医療センター等9ヶ所に協力いただいた。	・引き続き、ハンセン病回復者とその家族が安心して地域で暮らしていけるように、ハンセン病回復者支援センター、市町村、介護、医療、福祉関係職員等との連携を図ります。
123	(4) 低所得の人への配慮 ○ 介護保険制度における「高額介護サービス費」、「特定入所者介護サービス費」については利用者からの申請が必要ですので、市町村と連携しながらより一層の制度周知徹底に努めます。	88	□低所得の方の負担軽減制度の周知 ○パンフレットの活用 低所得の方の負担軽減制度について、パンフレットを活用し周知を行った。 ・「わたしたちの介護保険」 ○ホームページの活用 高齢介護室ホームページに「主な低所得者対策一覧」を掲載し、低所得者の方の負担軽減制度に関する周知を行っている。	□低所得の方の負担軽減制度の周知 ○パンフレットの活用 低所得の方の負担軽減制度について、パンフレットを活用し周知を行った。 ・「わたしたちの介護保険」 ○ホームページの活用 高齢介護室ホームページに「主な低所得者対策一覧」を掲載し、低所得者の方の負担軽減制度に関する周知を行っている。	□制度周知の充実 介護保険制度を府民により一層定着させる中で、低所得の方のための制度についてもわかりやすく周知を図る必要があることから、市町村、関係機関・団体とともに、パンフレット等を活用して、窓口での周知や広報活動の充実に努める。
124	○ 社会福祉法人等による利用者負担軽減は、生活保護受給者もユニット型施設への入所が可能となるように、事業が拡大されたところであり、同制度が全ての法人で行われるよう引き続き働きかけます。	88	□事業趣旨の周知と利用促進 低所得の方に対する公益的取り組みの一環として、市町村及び法人に申請を促進した。	□事業趣旨の周知と利用促進 低所得の方に対する公益的取り組みの一環として、市町村及び法人に申請を促進した。 ○ホームページの活用 高齢介護室ホームページに「主な低所得者対策一覧」を掲載し、低所得者の方の負担軽減制度に関する周知を行っている。	□事業の一層の推進 事業が積極的に推進されるよう、市町村及び法人に対して一層の取り組みを促す。
125	(5) 健康福祉産業の振興 ○ 高齢者の豊かな生活を支えるため、ユニバーサルデザイン及び健康福祉関連機器等の開発に際しての技術・デザイン面での企業への開発指導・相談の支援を行うなど、健康福祉産業の振興に努めます。	88	□ユニバーサルデザインに高い関心を持つ企業と障がいの方々が共に学び交流することによって、ユニバーサルデザイン開発を促進する「ユニバーサルデザインサロン」を継続的に開催(共催:NPO法人共用品研究会関西) □分科会では、各種ユニバーサルデザイン評価手法の紹介とそれを使った演習などを行っている。 ○ユニバーサルデザインサロン開催実績 第29回 6月6日参加者30名 / 第30回 9月12日参加者44名 / 第31回 2月21日参加者23名 ○ユニバーサルデザインサロン分科会開催実績 第14回 4月24日 参加者22名 / 第15回 10月10日 参加者20名 / 第16回 12月12日 参加者17名	□ユニバーサルデザインに高い関心を持つ企業と障がいの方々が共に学び交流することによって、ユニバーサルデザイン開発を促進する「ユニバーサルデザインサロン」を継続的に開催(共催:NPO法人共用品研究会関西) □分科会では、各種ユニバーサルデザイン評価手法の紹介とそれを使った演習などを行っている。 ○ユニバーサルデザインサロン開催実績 (2013年度実績) 第32回9月11日参加者27名 / 第33回 2月19日参加者28名	□引き続き、ユニバーサルデザインの啓発・推進に努めていく。

番号	計画上の記載内容	計画書ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向																																																																						
第4項 適切な要介護認定																																																																											
126	○ 要介護認定の平準化を図るため、介護認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医に対する研修の充実を図ります。	89	認定調査員及び主治医に対する研修の充実を図った。 ■ 認定調査員研修(新規) 4回 1,227人 ■ 認定調査員研修(現任) 1回 92人 ■ 主治医意見書・認知症対応力向上合同研修 2回 297人	認定調査員及び主治医に対する研修の充実を図った。 ■ 認定調査員研修(新規) 4回 875人 ■ 認定調査員研修(現任(市区町村)) 1回 83人 ■ 認定調査員研修(現任(委託)) 6回 605人 ■ 主治医意見書研修 2回 254人	今後とも、適正・公平な要介護認定の実施に向けて、認定調査員・介護認定審査会委員に対する研修の充実に努めるとともに、市町村への支援に努めていく。																																																																						
127	○ 要介護認定に当たっては、高齢障がい者や認知症高齢者など一人ひとりの状態をより正確に認定調査に反映するため、特記事項に介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するように、引き続き認定調査員に対する研修を実施します。 特に、認定調査は、障がいや疾病の特性を適切に把握して行う必要があることから、障がいのある方、疾病のある方の認定調査時における留意点などについても研修を実施します。	89	特記事項の記載の重要性については、従来より繰り返し周知を図っているところであるが、特記事項記載の留意点と具体的な記入例について研修を実施している。 また、認定調査員が認知症高齢者や障がい特性等に関する知識・理解を深められるよう、認定調査員研修においては、当事者や専門家による具体的な講義を実施した。また、高齢障がい者が介護保険を利用する際の配慮事項等をまとめた「障がい者の介護保険利用について」(平成18年3月改訂)を活用し、認定調査時に配慮すべき事項について講義を行うとともに、介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するよう研修を行った。	特記事項の記載の重要性については、従来より繰り返し研修を行い、周知を図っているところであるが、現任の委託調査員に対し、特記事項記載の留意点と具体的な記入例について新たに研修を実施した。 また、認定調査員が認知症高齢者や障がい特性等に関する知識・理解を深められるよう、認定調査員研修においては、当事者や専門家による具体的な講義を実施した。また、高齢障がい者が介護保険を利用する際の配慮事項等をまとめた「障がい者の介護保険利用について」(平成18年3月改訂)を活用し、認定調査時に配慮すべき事項について講義を行うとともに、介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するよう研修を行った。																																																																							
128	○ 介護認定審査会において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように、引き続き介護認定審査会委員に対する研修を実施します。	89	介護認定審査会において、審査判定が適切に行えるよう、介護認定審査会事務局職員研修を実施した。 ■ 介護認定審査会事務局職員研修 1回 63人	介護認定審査会において、審査判定が適切に行えるよう、介護認定審査会合議体の長会議及び介護認定審査会事務局職員研修を実施した。 ■ 介護認定審査会合議体の長会議 1回 450人 ■ 介護認定審査会事務局職員研修 1回 56人																																																																							
129	○ 要介護認定にかかる審査判定の重要な資料となる主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法等に関する研修を引き続き実施します。	89	主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法等に関する研修を実施した。	主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法等に関する研修を実施した。																																																																							
130	○ 認定調査の実施に当たっては、調査対象者本人から状態についての十分な説明を聞くとともに、本人等の希望に応じて生活面での困難を的確に説明できる者の同席や、コミュニケーションを確保するため、手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助、筆談の利用などにより、調査員に対する意の伝達を手助けする取組みを市町村とともに推進します。	89	調査対象者一人ひとりの心身の状況を的確に把握するため、調査対象者への十分な聞き取りや、調査対象者の日頃の状況を的確に説明できる者の同席の必要性について、認定調査員に対する研修を通じて周知徹底を図るとともに、市町村における状況の把握に努めている。	調査対象者一人ひとりの心身の状況を的確に把握するため、調査対象者への十分な聞き取りや、調査対象者の日頃の状況を的確に説明できる者の同席の必要性について、認定調査員に対する研修を通じて周知徹底を図るとともに、市町村における状況の把握に努めている。																																																																							
131	○ これらの取組みを通じて、市町村において公平・公正で適切な要介護認定が実施できるように、引き続き支援します。	89																																																																									
第5項 不服申立ての審査(介護保険審査会)																																																																											
132	○ 要介護認定に関する審査請求 保健・医療・福祉等に専門的知識を有する委員3人1組で構成する合議体を設置し、認定調査に疑義がある場合は、専門調査員による調査を行ったうえで審理・裁決を行います。	91	□審査請求のあった案件に対し、要介護認定に係る合議体、保険料等に係る合議体による審査会を適宜開催し、審理・裁決を行っている。 ○平成24年度の審査請求の処理状況(平成25年3月末日現在) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">審査請求</th><th rowspan="2">取下</th><th rowspan="2">裁決</th><th colspan="3">裁決内訳</th><th rowspan="2">審理中</th></tr><tr><th>却下</th><th>認容</th><th>棄却</th></tr></thead><tbody><tr><td>介護認定関係</td><td>37</td><td>9</td><td>25</td><td>3</td><td>8</td><td>14</td><td>10</td></tr><tr><td>保険料関係</td><td>759</td><td>7</td><td>838</td><td>476</td><td>0</td><td>362</td><td>68</td></tr><tr><td>計</td><td>796</td><td>16</td><td>863</td><td>479</td><td>8</td><td>376</td><td>78</td></tr></tbody></table>		審査請求	取下	裁決	裁決内訳			審理中	却下	認容	棄却	介護認定関係	37	9	25	3	8	14	10	保険料関係	759	7	838	476	0	362	68	計	796	16	863	479	8	376	78	□審査請求のあった案件に対し、要介護認定に係る合議体、保険料等に係る合議体による審査会を適宜開催し、審理・裁決を行っている。 ○平成25年度の審査請求の処理状況(平成26年3月末日現在) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">審査請求</th><th rowspan="2">取下</th><th rowspan="2">裁決</th><th colspan="3">裁決内訳</th><th rowspan="2">審理中</th></tr><tr><th>却下</th><th>認容</th><th>棄却</th></tr></thead><tbody><tr><td>介護認定関係</td><td>27</td><td>5</td><td>21</td><td>7</td><td>0</td><td>14</td><td>11</td></tr><tr><td>保険料関係</td><td>823</td><td>9</td><td>157</td><td>62</td><td>0</td><td>95</td><td>725</td></tr><tr><td>計</td><td>850</td><td>14</td><td>178</td><td>69</td><td>0</td><td>109</td><td>736</td></tr></tbody></table>		審査請求	取下	裁決	裁決内訳			審理中	却下	認容	棄却	介護認定関係	27	5	21	7	0	14	11	保険料関係	823	9	157	62	0	95	725	計	850	14	178	69	0	109	736	□要介護認定に関する審査請求 審査請求件数が増加傾向にあることや、審査請求内容の複雑化、認容事案が多数発生していることから、争点を明確にした上で専門調査など効率的な運営で、迅速な審理・裁決に努める。 □保険料賦課等要介護認定以外の処分に関する審査請求 保険料の改定等に伴う審査請求件数の増加や、例年、集中的に大量の審査請求が提起されることから、審査会の役割・機能を周知するとともに、迅速な審理・裁決に努める。
	審査請求	取下	裁決					裁決内訳				審理中																																																															
				却下	認容	棄却																																																																					
介護認定関係	37	9	25	3	8	14	10																																																																				
保険料関係	759	7	838	476	0	362	68																																																																				
計	796	16	863	479	8	376	78																																																																				
	審査請求	取下	裁決	裁決内訳			審理中																																																																				
				却下	認容	棄却																																																																					
介護認定関係	27	5	21	7	0	14	11																																																																				
保険料関係	823	9	157	62	0	95	725																																																																				
計	850	14	178	69	0	109	736																																																																				
133	○ 保険料の賦課等要介護認定以外の処分に関する審査請求 被保険者代表、保険者代表、法律等の専門家のそれぞれ3名の審査会委員で構成する合議体を設置し、審理・裁決を行います。 また、請求に係る法律上の問題を審理するため小委員会を設置し、審理の迅速化を図ります。	91	○平成24年度の介護保険審査会の運営状況(平成25年3月末日現在) ・要介護認定に係る合議体:7回 ・保険料等に係る合議体 :8回(小委員会3回を含む)	○平成25年度の介護保険審査会の運営状況(平成26年3月末日現在) ・要介護認定に係る合議体:4回 ・保険料等に係る合議体 :7回(小委員会3回を含む)																																																																							
第5節 介護保険事業の適切な運営																																																																											
第1項 介護サービス等の質の向上																																																																											
134	(1) 介護支援専門員への支援 ○ 介護支援専門員の専門性や人権意識を高め、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行えるように、関係団体と連携しながら、研修の内容を充実します。	93	介護支援専門員の質の向上を図るため、関係団体と連携しながら、研修内容の充実を図った。	介護支援専門員の質の向上を図るため、関係団体と連携しながら、研修内容の充実を図った。	今後とも、介護支援専門員の資質向上につながるような研修の充実を図る。																																																																						
135	○ 「実務研修」や「主任介護支援専門員研修」では、国の示す標準カリキュラムに加え、独自の内容を取り入れており、このような府独自の取組みを引き続き実施します。	93	「実務研修」や「主任介護支援専門員研修」では、国の示す標準カリキュラムに加え、独自の内容を取り入れて実施した。	「実務研修」や「主任介護支援専門員研修」では、国の示す標準カリキュラムに加え、独自の内容を取り入れて実施した。																																																																							

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
136	(2) 福祉・医療・保健の人材養成と確保、資質の向上 ① 人材の養成と確保、資質の向上 ○ 介護職員の研修事業者が実施する研修事業の質を確保するため、必要な指導を行います。	94	<p>□介護員養成研修事業者の指定 介護員養成研修については、平成25年度より、「在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修」として位置付けられた「介護職員初任者研修」として実施されている。 これに伴い、平成24年10月から「介護職員初任者研修」の指定を、平成24年度で制度が終了した介護職員基礎研修課程及び訪問介護員2級課程と併せて行つた。 【指定事業者数】<平成25年3月末現在> 介護職員初任者研修 56事業者 介護職員基礎研修 42事業者 二級課程 142事業者 ※介護職員基礎研修課程及び二級課程については、養成研修の統合に伴い、平成24年度末をもって制度終了</p> <p>□継続的な資質向上の取り組み(キャリアパス支援事業) 障がい者自立支援対策臨時特例基金を活用し、施設・事業所において、人材の定着に資する研修を実施するため、養成施設の教員等を派遣する事業を実施した。</p>	<p>□介護員養成研修事業者の指定 平成25年度より、「在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修」として位置付けられた「介護職員初任者研修」事業の質を確保するため、介護員養成研修事業者の指定を行つた。 【指定事業者数】<平成26年3月末現在> 介護職員初任者研修 149事業者</p> <p>□継続的な資質向上の取り組み(キャリアパス支援事業) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、施設・事業所において、人材の定着に資する研修を実施するため、養成施設の教員等を派遣する事業を実施した。</p>	<p>□介護員養成研修事業者の指定 質の高い介護職員の養成に向けた適正な研修事業の確保のため、指定事業者に対して必要な指導・監督を行っていく。</p> <p>□介護職員の資質の向上を図り、質の高いサービスを提供するため、介護職員の継続的な資質向上に向けた研修体制の取り組みをすすめる。</p>
137	○ 介護職員等がたんの吸引等に関する知識や技能を習得するため、登録要件を満たすものについては研修機関として登録し、研修体制の整備を進めます。また、適切な運営が行われるように、登録研修機関への必要な指導監督を行います。	94	<p>□ 国の登録基準に基づき、登録要件等の確認・審査を実施している。 ・登録研修機関……H24年度 11機関</p> <p>□平成24年度に登録研修機関として2機関の登録を行つた。その際には、登録基準を満たしているかについて十分な審査を行つた。</p>	<p>□ 国の登録基準に基づき、登録要件等の確認・審査を実施している。 ・登録研修機関……H25年度 22機関(H26.3.31現在)</p> <p>□国 の登録基準に基づき、登録要件等の確認・審査を実施し、登録業務を行つて いる。 ・登録研修機関……8機関(H26.3.31現在)</p>	<p>□登録研修機関において、適切な研修が行われるよう、指導・監督に努めていく。</p> <p>□登録研修機関において、適切な運営が行われるよう、指導・監督に努めていく。</p>
138	○ 介護福祉士および社会福祉士の資格取得をめざす学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士等の養成・確保に努めるため、養成施設等修学者に対して、修学資金を貸付けます。	94	<p>□ 介護福祉士等修学資金貸付事業 介護福祉士・社会福祉士を目指して養成機関で学ぶため、修学資金が必要な方に対する修学資金の貸付を実施した。</p> <p>【平成24年度貸付実績】 貸付人数199名</p>	<p>□ 介護福祉士等修学資金貸付事業 介護福祉士・社会福祉士を目指して養成機関で学ぶため、修学資金が必要な方に対する修学資金の貸付を実施した。</p> <p>【平成25年度貸付実績】 貸付人数196名</p>	<p>□介護福祉士等修学資金貸付事業について 介護福祉士等の資格取得を目指す者を支援するため、養成施設に修学する際の修学資金を貸付ける。制度について、高等学校や養成施設等を通じ周知を行う。</p>
139	○ 利用者に対する処遇の向上及び福祉・介護現場における従業職員の介護技術等の向上を図るため、適切な研修実施に努めます。	94	<p>□ 苦情等の対応はサービスの質の向上を図る上での重要な教訓であるとの認識に立ち、実地指導において、施設における苦情や事故への取組状況を通じてサービスの質の向上に向けた取組を図るよう指導している。</p> <p>□ また、サービスの質の向上や介護技術等の向上を図るため、定期的な研修の実施、外部研修等への積極的な参加を指導している。</p>	<p>□ 苦情等の対応はサービスの質の向上を図る上での重要な教訓であるとの認識に立ち、実地指導において、施設における苦情や事故への取組状況を通じてサービスの質の向上に向けた取組を図るよう指導している。</p> <p>□ また、サービスの質の向上や介護技術等の向上を図るため、定期的な研修の実施、外部研修等への積極的な参加を指導している。</p>	<p>□ 実地指導等において、引き続き、サービスの質の向上や従業者の介護技術等の向上を図るために指導に努めていく。</p>
140	○ 介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象とした福祉用具や住宅改修等に関する研修等を実施し、介護・福祉分野における質の高い人材の確保、育成に努めます。	94	<p>□介護情報・研修センター事業の実施 介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具等を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を事業委託により実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修 17講座、修了者264名 ・介護・福祉等専門職員研修 41講座、修了者1,481名 ・専門相談 来所485件、電話156件 ・福祉機器展示 来場者2,246名 	<p>□介護情報・研修センター事業の実施 介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具等を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を事業委託により実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修 4講座、修了者 138名 ・介護・福祉等専門職員研修 36講座、修了者 1,975名 ・専門相談 来所819件、電話218件 ・福祉機器展示 来場者2,660名 	<p>□引き続き効果的、効率的に事業を実施し、介護・福祉分野における質の高い人材の確保、育成に努める。</p>
141	○ 看護学生に対する修学資金の貸与並びに養成施設に対する助成を行い、看護職員の確保・定着に努めます。	94	<p>□看護師等養成所修学資金の貸与 看護職員の確保及び府内医療機関等への定着を図るため、看護師等養成施設を通じて、希望する看護学生に対する修学資金の貸与を行なっている。</p> <p>□看護師等養成施設への助成 府内における看護職員の養成数を確保するため、養成施設の開設又は課程の増設を行う者に対して、施設・設備整備費の一部を助成するとともに、看護教員人件費等の運営費の一部を助成している。</p>	<p>□看護師等養成所修学資金の貸与 看護職員の確保及び府内医療機関等への定着を図るため、看護師等養成施設を通じて、希望する看護学生に対する修学資金の貸与を行なっている。</p> <p>□看護師等養成施設への助成 府内における看護職員の養成数を確保するため、養成施設の開設又は課程の増設を行う者に対して、施設・設備整備費の一部を助成するとともに、看護教員人件費等の運営費の一部を助成している。</p>	<p>□引き続き、看護学生に対する修学資金の貸与並びに養成施設に対する助成を行い、看護職員の確保・定着に努める。</p>
142	○ 看護職員等の養成施設に対する指導・助言を通じた教育水準の向上及び講習会の開催による資質向上に努めます。	94	<p>□看護師等養成施設への指導・助言等 看護師等養成施設における教育水準の向上を図るため、近畿厚生局と合同し、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」ほか関連法令等に基づく指導・助言を行っている。</p> <p>□人材育成、資質向上への支援 看護教員等の資質向上を図るため、公益社団法人大阪府看護協会に対して、看護教員養成講習会、実習指導者講習会などの事業委託を行なっている。 (・看護教員養成講習会H24:57名 ・実習指導者講習会H24:160名)</p>	<p>□看護師等養成施設への指導・助言等 看護師等養成施設における教育水準の向上を図るため、近畿厚生局と合同し、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」ほか関連法令等に基づく指導・助言を行っている。</p> <p>□人材育成、資質向上への支援 看護教員等の資質向上を図るため、公益社団法人大阪府看護協会に対して、看護教員養成講習会、実習指導者講習会などの事業委託を行なっている。 (・看護教員養成講習会 H25:56名 ・実習指導者講習会 H25:240名)</p>	<p>□引き続き、養成施設に対する指導・助言を通じた教育水準の向上並びに講習会の開催による看護教員等の資質向上に努める。</p>

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
143	○ 府保健所において、管内の医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修等を行います。また、市町村保健センターと連携して保健師学生等の臨地実習の受け入れを行うなど人材養成に努めます。	94	□府保健所管内の医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修等 各保健所において府・市町村保健師の人材育成を目的に「地域研修」を実施している。また、難病患者支援を通じて管内医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修を開催している。 □市町村保健センターと連携した保健師学生等の臨地実習の受け入れ 府保健所と市町村保健センターでは、看護教育の一環である保健師・助産師・看護師学生の臨地実習を受け入れている。また、保健師教育の質の向上をめざし、「公衆衛生看護学実習計画」を教育機関と連携し、作成中である。	□府保健所管内の医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修等 各保健所において府・市町村保健師の人材育成を目的に「地域研修」を実施している。また、難病患者支援を通じて管内医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修を開催している。 □市町村保健センターと連携した保健師学生等の臨地実習の受け入れ 府保健所と市町村保健センターでは、看護教育の一環である保健師・助産師・看護師学生の臨地実習を受け入れている。また、保健師教育の質の向上をめざし、「公衆衛生看護学実習計画」を教育機関と連携し、作成中である。	□引き続き、府保健所管内の状況に合わせた医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修等の開催 □引き続き、市町村保健センターと連携した保健師学生等の臨地実習の受け入れを継続。「公衆衛生看護学実習計画」の26年試行実施、27年本格実施を目指す。
144	(2) 就業の促進 ○ 福祉分野における介護職員等の就業を促進し安定した質の高い人材確保を図ります。	94	□ 福祉・介護人材確保安定化事業 福祉・介護分野の人材を平成24年度から3年間で13,800人増やすことを目標に掲げ、「障がい者自立支援対策臨時特例基金」を活用した「福祉・介護人材確保安定化事業」等を実施している。 1 潜在的有資格者等再就業促進事業 他分野からの離職者で福祉・介護分野に関心のある方や、潜在的有資格者等に対し、施設・事業所における職場体験を実施した。 職場体験者数 960人 2 緊急雇用創出基金事業「介護雇用プログラム」 平成23年度に引き続き介護福祉士の資格取得を目指すプログラムを実施した。(平成24年度で事業終了) 参加者数 52人	□ 福祉・介護人材確保安定化事業 福祉・介護分野の人材を平成24年度から3年間で13,800人増やすことを目標に掲げ、平成25年度から「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用した「福祉・介護人材確保安定化事業」等を実施している。 ・潜在的有資格者等再就業促進事業 他分野からの離職者で福祉・介護分野に関心のある方や潜在的有資格者等に対し、施設・事業所における職場体験を実施した。 職場体験者数 1,261人	福祉・介護人材の増加目標を平成24年度から3年間で13,800人と設定し、人材の安定した確保を図る。平成26年度も引き続き、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用し、特に効果が高いと見込まれる他の分野からの離職者等への職場体験の機会提供や求職者と事業者とのマッチングの支援などについて重点的に実施するとともに、ハローワークなど関係機関との連携を進めなど、施設事業者や求職者の満足度の向上や質の高い人材の安定的な確保を図る取組みを実施する。
145	○ 地域別合同求人説明会に併せ「福祉・介護人材マッチング支援事業(キャリア支援専門員による求人・求職のマッチング支援)」を実施します。 <u>福祉・介護職員の増加目標 13,800人</u> (平成24年度から平成26年度)	94	□福祉・介護人材マッチング機能強化事業 大阪府福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、当該専門員による求職者に対するセミナーの実施や就職フェア及び合同面接会の開催により求人・求職者双方のマッチングを実施した。 合同面接会・就職フェア参加者数 4,926人 セミナー参加者数 4,863人	□福祉・介護人材マッチング機能強化事業 大阪府福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、当該専門員による求職者に対するセミナーの実施や就職フェア及び合同面接会の開催により求人・求職者双方のマッチングを実施した。 合同面接会・就職フェア参加者数 3,938人 セミナー参加者数 5,016人	
146	(3) 介護サービスの評価・公表 ○ サービス事業者が、サービスの質の評価を自ら厳正に行い、その結果を適切に開示するように指導します。	95	□集団指導において、サービスの質の評価を行うよう指導している。 □府ホームページに「サービス評価様式」として、事業所が自己評価を行うチェックシートを掲載している。 □実地指導において、サービスの質の評価について確認しており、未実施の場合には指導している。 □集団指導においてサービスの質の評価を行うよう指導しており、当該資料にも掲載している。 □府ホームページに「サービス評価様式」として、事業所が自己評価を行うチェックシートをモデル様式として載せていく。 □実地指導において、サービスの質の評価について確認しており、未実施の場合には指導している。	□集団指導において、サービスの質の評価を行うよう指導している。 □府ホームページに「サービス評価様式」として、事業所が自己評価を行うチェックシートを掲載している。 □実地指導において、サービスの質の評価について確認しており、未実施の場合には指導している。 □集団指導及び指定時研修においてサービスの質の評価を行うよう指導しており、当該資料にも掲載している。 □府ホームページに「サービス評価様式」として、事業所が自己評価を行うチェックシートをモデル様式として載せていく。 □実地指導において、サービスの質の評価について確認しており、未実施の場合には指導している。	□引き続き、集団指導・実地指導において、事業所が自らのサービスの質を向上させるために、質の評価を行うことの必要性を指導していく。 □事業所が自らのサービスの質を向上させるために、質の評価を行うことの必要性を、集団指導・実地指導の場において引き続き指導していく。
147	○ サービスの質の向上を促し、併せてサービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証や評価結果の公表など、福祉サービス第三者評価事業を推進します。	95	□評価機関の認証を行うとともに、評価調査者の養成や評価結果の公表、評価基準の検討、制度の普及啓発等に取り組んだ。 ・認証評価機関数 17機関(平成25年3月末現在) ・評価調査者養成状況 のべ1,314名(平成25年3月末現在) ・評価結果公表件数 231件(平成25年3月末現在)	□評価機関の認証を行うとともに、評価調査者の養成や評価結果の公表、評価基準の検討、制度の普及啓発等に取り組んだ。 ・認証評価機関数 17機関(平成26年3月末現在) ・評価調査者養成状況 のべ1,372名(平成26年3月末現在) ・評価結果公表件数 271件(平成26年3月末現在)	□福祉サービス第三者評価の受審施設・事業所数の拡大に向け取組みを推進 ・社会福祉法人等の集団指導等の機会を活用した制度周知 ・HP、WAM NETなどを活用した受審施設情報の提供 ・公表期間が終了する施設・事業所へ再受審の検討を促す案内・通知 ・市町村担当者への会議等の機会を活用した制度周知など
148	○ 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護について、サービスの質の評価を行う外部評価制度について、市町村と連携を図りながら推進します。	95	□小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の良質なサービス水準を確保し、向上を図るために、外部評価機関を選定し、評価機関が第三者の観点からサービス評価を行い、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図っている。	□小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の良質なサービス水準を確保し、向上を図るために、外部評価機関を選定し、評価機関が第三者の観点からサービス評価を行い、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図っている。	□平成24年度に創設された新サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)について、評価の実施方法が国において決まり次第、適切な事業運営を行う。
149	○ 介護サービス情報の公表制度については、引き続き公表事務を効率的に実施し、府民が利用しやすい制度となるよう努めます。	95	□平成24年10月に利用者にとって、より「見やすく」「分かりやすく」「使いやすく」といった向上を図るために、公表システムの見直しが行われた。また、指定情報公表センターを指定し、効率的に公表事務を実施している。	□平成24年10月に利用者にとって、より「見やすく」「分かりやすく」「使いやすく」といった向上を図るために、公表システムの見直しが行われた。指定情報公表センターを指定し、効率的に公表事務を実施している。	□新サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)が平成25年度から情報公表制度の対象となり、一層より適切な公表事務の実施を目指す。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
第2項 サービス事業者への指導・助言					
150	(1) 居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者への指導 ○ 指導をより効果的なものにするため、集団指導や指定時研修、実地指導の内容充実に努めます。	98	□ 指定時研修、集団指導、実地指導等において、法令遵守の上で利用者本位のサービスを提供するよう、事業所に対して指導を行った。 ○ 指定時研修(月1回実施、実施結果: 396事業者) 毎月、新規事業者の管理者を対象に、利用者本位の適切な事業運営、指定後の各種手続き、運営上の留意事項等について周知している。 ○ 集団指導(参加事業者数: 2,186) 毎年1回、全事業者を対象に、利用者の人権、人格や価値観等を尊重したサービスを行うよう周知徹底を図るとともに、制度改正、指導監査について、国等からの周知事項、情報の公表制度の概要など事業運営上の留意点について指導している。 ○ 実地指導(指導件数 68事業所) 苦情等が寄せられた事業所を含め、定期的に実地指導計画を立てた上で、職員が直接事業所に赴き指導を行っている。実地指導の結果、不正請求が疑われるような場合は監査を実施するなど厳正に対処している。	□ 指定時研修、集団指導、実地指導等において、法令遵守の上で利用者本位のサービスを提供するよう、事業所に対して指導を行った。 ○ 指定時研修(月1回実施、実施結果: 160事業者) 毎月、新規事業者の管理者を対象に、利用者本位の適切な事業運営、指定後の各種手続き、運営上の留意事項等について周知している。 ○ 集団指導(参加事業者数: 1,413) 毎年1回、全事業者を対象に、利用者の人権、人格や価値観等を尊重したサービスを行うよう周知徹底を図るとともに、制度改正、指導監査について、国等からの周知事項、情報の公表制度の概要など事業運営上の留意点について指導している。 ○ 実地指導(指導件数 206事業所) 苦情等が寄せられた事業所を含め、定期的に実地指導計画を立てた上で、職員が直接事業所に赴き指導を行っている。実地指導の結果、不正請求が疑われるような場合は監査を実施するなど厳正に対処している。	○ 集団指導 平成25年度以降の集団指導において、希望する市町村と府で資料の共同作成、合同開催を行っている。これらの現在の取り組みについて検証し、今後の実施方法等についての調整・検討を行う。 ○ 実地指導 居宅サービスの種類や地域に偏りなく実地指導を行うために、国の指導方針や直近の苦情案件、または高齢者を取り巻く環境等を踏まえたテーマを設けた上で実地指導を行うことで、効果的な指導となるようにしていく。
151	○ 介護事故に関しては、未然防止の徹底を図り、万一事故が発生した時には市町村への連絡を速やかに行うとともに再発防止策の取組み等について指導します。	98	□ 利用者に対する事故発生時の事業所の対応について、集団指導の資料に掲載し、指導を行っている。	□ 利用者に対する事故発生時の事業所の対応について、集団指導の資料に掲載し、指導を行っている。 ○ 実地指導において、事故発生時の対応記録や事故再発防止につながる記録を確認し、指導を行っている。	□ 事故の発生を未然防止するために、過去の事故発生時の記録を生かすよう、実地指導等において引き続き指導していく。 □ 利用者に対する事故発生時の事業所の対応については、集団指導の資料に掲載し、指導を行う。 □ また、従業者の労働災害については、集団指導資料への労働災害の予防・注意喚起の記事の掲載、労働基準監督署職員等による労働災害防止にかかる講義、などにより指導を行う。
152	○ 登録特定行為事業者が、介護職員等によるたんの吸引等に関し、必要な登録基準を満たしているかどうかについて適切な指導監督に努めます。	98	□ 平成24年度に登録特定行為事業者として107事業所の登録を行った。その際には、登録基準を満たしているかについて十分な審査を行った。 従事者認定状況 542件	□ 国の登録基準に基づき、登録要件等の確認・審査を実施し、登録業務を行っている。 ・登録特定行為事業者……181事業者 ・認定特定行為業務従事者…590人 (H26.3.31現在)	□ 集団指導・実地指導等あらゆる機会を通じ、たん吸引等の行為が適切に行われるよう、指導監督に努める。 □ 今後、自主点検のためのチェックリストを活用する等、権限移譲済の市町村とも連携して指導監督を行う。
153	○ 事務移譲後の市町村において、事務執行が円滑に行われるよう、連絡会議の開催や集団指導の合同実施などを検討します。	98	□ 府と市町村で、介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議を開催し、円滑な事務執行に努めている。 □ また、事業者への集団指導の合同実施、各種ワーキングの実施等により、適切な指導の推進に努めている。	□ 府と市町村で、介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議を開催し、円滑な事務執行に努めている。 □ また、集団指導資料の共同作成、各種ワーキングの実施等により、適切な指導の推進に努めている。	□ 府内で約8割の市町村への事務移譲が進んでいることから、連絡調整会議開催等の課題について検討していく。 □ 集団指導については、資料の共同作成や合同開催などの現在の取り組みについて検証し、今後の実施方法等についての調整・検討を行う。
154	○ 指定通所介護事業所における宿泊サービスについては、国の動向を注視するとともに、府内での状況を把握した上で、慎重に検討します。	98	□ 実態調査結果に基づき、市町村消防との連携、国への実効ある対応要請を行っている。	□ 平成23年実施の実態調査結果に基づき、市町村消防との連携、国への実効ある対応要請を行っている。 □ また、前回調査から約3年が経過していることから、26年度中に実態調査を再度実施し、最新の実態把握に努める。	□ 前回及び今後実施予定の調査結果等を踏まえ、国への要請、市町村消防との連携を引き続き行っていく。
155	(2) 介護保険施設への指導 ○ 「介護保険施設等実地指導マニュアル」(平成22年3月改訂)に基づき指導を行います。また、介護報酬の算定・請求について施設等による自主点検表を活用し、効果的な指導を行います。	98	□ 集団指導及び実地指導において、「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、利用者本位のサービスが提供できる適切な施設運営を図るよう指導している。また、介護報酬の算定・請求にあたっては、施設等による自主点検表等を活用し、適切な事務に努めるよう指導している。 □ 新規開設施設に対し、介護保険施設等における感染症マニュアル、地震防災対策マニュアル及び身体拘束ゼロ推進標準マニュアル等の各種マニュアルを配布することにより、入所者への適正な処遇等を図っている。 ・集団指導 622施設(平成24年度) ・実地指導 219施設(平成24年度)	□ 集団指導及び実地指導において、「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、利用者本位のサービスが提供できる適切な施設運営を図るよう指導している。また、介護報酬の算定・請求にあたっては、施設等による自主点検表等を活用し、適切な事務に努めるよう指導している。 □ 新規開設施設に対し、介護保険施設等における感染症マニュアル、地震防災対策マニュアル及び身体拘束ゼロ推進標準マニュアル等の各種マニュアルを配布することにより、入所者への適正な処遇等を図っている。 ・集団指導 624施設(平成25年度) ・実地指導 244施設(平成25年度)	□ 引続き、自主点検表等を活用し、より効果的かつ効率的な指導を行っていく。
156	○ 介護事故に関しては、未然防止の徹底を図り、万一事故が発生した時には市町村への連絡を速やかに行うとともに再発防止策の取組み等について指導します。	98	□ 介護事故に関しては、ヒヤリハットの活用や事故分析、事故防止マニュアルの整備等により未然防止の取組を指導するとともに、万一事故が発生した場合には家族や市町村への連絡を速やかに行うとともに再発防止策の取組み等について適切に対応するよう指導している。 □ 市町村や大阪府への報告については、「介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取扱い」により対応するよう指導している。	□ 介護事故に関しては、ヒヤリハットの活用や事故分析、事故防止マニュアルの整備等により未然防止の取組を指導するとともに、万一事故が発生した場合には家族や市町村への連絡を速やかに行うとともに再発防止策の取組み等について適切に対応するよう指導している。 □ 市町村や大阪府への報告については、「介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取扱い」により対応するよう指導している。	□ 今後とも、集団指導や実地指導を通じ、事故の未然防止、市町村等への報告、再発防止策の取組み等について指導していく。
157	○ 登録特定行為事業者が、介護職員等によるたんの吸引等に関し、必要な登録基準を満たしているかどうかについて適切な指導監督に努めます。	98	□ 国の登録基準に基づき、登録要件等の確認・審査を実施している。 ・登録事業者……H24年度 272事業者 ・従事者認定……H24年度 9,001件	□ 国の登録基準に基づき、登録要件等の確認・審査を実施している。(H26.3.31現在累計) ・登録事業者……H25年度 301事業者 ・従事者認定……H25年度 9,921件	□ 集団指導、実地指導等あらゆる機会を通じ、引き続き、たん吸引等の行為が適切に行われるよう指導に努める。
158	○ 介護保険施設における感染症や食中毒の予防とまん延防止対策を徹底させるため、集団指導や実地指導において、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」等を活用し、感染症の予防と発生時の適切な対応が図られるよう指導します。	98	□ 集団指導において、感染症予防の注意喚起を行うとともに、ノロウイルス、レジオネラ症発生防止等のパンフレット等を配布した。 □ 実地指導において、衛生管理(感染症マニュアルの整備、感染症予防等)等を指導している。	□ 集団指導において、感染症予防の注意喚起を行うとともに、ノロウイルス、レジオネラ症発生防止等のパンフレット等を配布した。 □ 実地指導において、衛生管理(感染症マニュアルの整備、感染症予防等)等を指導している。	□ 引続き、集団指導等あらゆる機会を通じ、施設における感染症予防と感染症発生時の適切な対応が図られるよう指導に努める。

番号	計画上の記載内容	計画書ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
159	○ 市町村や施設関係者と共同で策定した「大阪府指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所選考指針」(平成17年1月改正)に基づき、入所の必要性の高い高齢者が優先的に入所できるように、適正な入所選考の確保を指導します。	98	□ 実地指導において、入所選考指針に基づき、入所選考委員会の運営状況や入所者の状況(要介護度や在宅サービス利用率等)の基本的評価基準及び個別評価等)を確認し、入所選考が適切に行われるよう指導している。	□ 実地指導において、入所選考指針に基づき、入所選考委員会の運営状況や入所者の状況(要介護度や在宅サービス利用率等)の基本的評価基準及び個別評価等)を確認し、入所選考が適切に行われるよう指導している。	□ 引き続き、実地指導において、入所選考指針に基づき入所選考が行われているかを検証する。 □ 平成27年4月からの特養重点化に際し、大阪府入所者選考指針の改定を、府内市町村をはじめ、関係団体等と協議しながら進めていく。
160	○ 事務移譲後の市町村において、事務執行が円滑に行われるよう、市町村を支援します。	98	□ 市町村職員研修生の受け入れ等による人的支援を行うとともに、事務に係る経費については、交付金により財源措置を行っている。 □ 事務移譲後の政令中核市との共催による集団指導の実施や府内での指導の標準化等を図るため、府と政令市・中核市による連絡会議を定期的に実施している。	□ 市町村職員研修生の受け入れ等による人的支援を行うとともに、事務に係る経費については、交付金により財源措置を行っている。 □ 事務移譲後の政令・中核市等との共催による集団指導の実施や府内での指導の標準化等を図るため、府と政令市・中核市等による連絡会議を定期的に実施している。	□ 引き続き、人的支援及び財源措置を行っていく。 □ また、府と政令市・中核市等による連絡会議を開催し、事務執行等が円滑に行われるよう努める。
第3項 介護保険制度運営に関する支援・助言					
161	(1) 介護保険制度運営に関する支援・助言 ○ 保険者実地指導等の機会を通じ、助言・支援を行います。	99	□ 介護保険事業の安定的な運営を確保するとともに、適正な事業運営の実施及び介護保険財政の健全化の推進を図ることを目的として、全保険者(市町村及び広域連合)に、介護保険の運営上抱える懸案事項等について、原則として3年間(各計画期間内)に最低1回の割合で、ヒアリング方式での実地指導を行っている。	□ 介護保険事業の安定的な運営を確保するとともに、適正な事業運営の実施及び介護保険財政の健全化の推進を図ることを目的として、全保険者(市町村及び広域連合)に、介護保険の運営上抱える懸案事項等について、原則として3年間(各計画期間内)に最低1回の割合で、ヒアリング方式での実地指導を行っている。	□ 介護保険事業の適正な事業運営・介護保険財政の健全化が図られるよう、最低3年間に1回の割合で保険者の実地指導を行う。
162	○ 課題ごとに市町村と共同で介護保険制度ワーキングを設置し、また、地域ごとに設置されている「ブロック会議」への参画等を通じて、介護保険制度の運営に関する課題の的確な把握・解決や迅速な情報提供に努め、介護保険制度が円滑に運営されるように、適切な支援を行います。	99	□ 介護保険制度運営に係る具体的な事務処理上の課題や保険者で統一的な事務処理が必要な事項等について研究・検討を行い、効率的な事務処理体制の推進を図るため、介護保険制度ワーキングチームを設置・運営し、その成果を保険者に提供した。 ・平成24年度: 要介護認定ワーキングチーム、介護予防事業ワーキングチーム □ 国の審議会検討状況等最新の情報収集に努め、市町村介護保険担当課長会議の開催などを通じて、各保険者に情報提供を行っている。 ・平成25年3月 市町村介護保険担当課長会議 □ 府内の各地域ごとに開催されるブロック会議へ積極的に参画し、各保険者の事業実施状況の把握を行い、必要に応じて、国に対し、提言・要望を行っている。	□ 介護保険制度運営に係る具体的な事務処理上の課題や保険者で統一的な事務処理が必要な事項等について研究・検討を行い、効率的な事務処理体制の推進を図るため、介護保険制度ワーキングチームを設置・運営し、その成果を保険者に提供した。 ・平成25年度: 介護保険事務ワーキングチーム、要介護認定ワーキングチーム、計画見直しワーキングチーム □ 国の審議会検討状況等最新の情報収集に努め、市町村介護保険担当課長会議の開催などを通じて、各保険者に情報提供を行っている。 ・H25年5月、8月、12月、H26年3月 市町村介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 □ 府内の各地域ごとに開催されるブロック会議へ積極的に参画し、各保険者の事業実施状況の把握を行い、必要に応じて、国に対し、提言・要望を行っている。	介護保険制度運営に係る課題等に関して、必要に応じ、介護保険制度ワーキングチームの設置・運営などを行い、保険者に対する助言・支援を行う。 また国の審議会情報等の情報収集に努め、迅速に保険者に対する情報提供を行っていく。
163	(2) 介護給付適正化に向けた取組みへの支援 ○ 府では、平成23年度に策定した第2期介護給付適正化計画(計画期間: 平成23~26年度)に基づき、下記の8項目を重点として一層の給付適正化に取り組みます。 【重点8項目】 ①要介護認定の適正化(認定調査状況チェック) ②ケアプランの点検 ③住宅改修の適正化④福祉用具購入・貸与調査⑤医療情報との突合 ⑥繰り算点検⑦介護給付費通知⑧給付実績の活用	99	□ 「第2期大阪府介護給付適正化計画」の推進 平成23年度に策定した「大阪府介護給付適正化計画」に基づき適正化事業が実施されているか等、分析、評価を行うため、府と市町村、国保連合会と共同で「大阪府介護給付適正化計画評価検討会」を設置し、同計画及び府内の介護給付適正化の推進に関する検討を行った。	□ 「第2期大阪府介護給付適正化計画」の推進 平成23年度に策定した「大阪府介護給付適正化計画」に基づき適正化事業が実施されているか等、分析、評価を行うため、府と市町村、国保連合会と共同で「大阪府介護給付適正化計画評価検討会」を設置し、同計画及び府内の介護給付適正化の推進に関する検討を行った。	介護給付の適正化、適切化については、不断の取組が必要であり、前期計画に引き続きその推進に取り組んでいく。また、第2期計画を推進するため、平成26年度においても、市町村及び国保連と共同で「大阪府介護給付適正化評価検討会」を設置し、検討を行っていく。なお、第3期計画の策定に向けた検討も行う。
164	○ 府として、市町村が策定した適正化実施計画の取組みを支援するため、大阪府国民健康保険団体連合会と連携して、適正化研修会の開催等を行います。	100	□ 保険者の適正化事業の推進を図るため、市町村の担当職員に対して研修を行った。 ○ 平成24年度 ・H24.11月(2回)、12月(1回)【ケアプラン点検に関する研修会】学識経験者による演習を交えた研修会 ・H25.1月【国保連介護給付適正化システムに関する研修会】システム運用の演習及び情報分析の研修会	□ 保険者の適正化事業の推進を図るため、市町村の担当職員に対して研修を行った。 ○ 平成25年度 ・H25.12月【住宅改修の適正化・福祉用具購入・貸与調査に関する研修会】住宅改修及び福祉用具に関する適正化を推進するための研修会 ・H26.2月【国保連介護給付適正化システムに関する研修会】システム運用の演習及び情報分析の研修会 □ 厚生労働省及び国民健康保険中央会主催の介護給付適正化近畿ブロック研修会の幹事として研修を開催。 ・H25.10月 【介護給付適正化に係る近畿ブロック研修会】適正化取組事例紹介、システム運用演習及び情報分析の研修会	□ 保険者(市町村)が行う適正化事業について、円滑な事業の実施が図られるよう、研修会の開催などにより市町村支援等を行っていく。
165	○ いわゆる「囲い込み」など、高齢者の権利侵害や過剰なサービス提供など不適正な事業運営が疑われる事業に対しては、保険者や関係機関が連携し、ケアプランチェックや指導・監督の実施等により対応していきます。	100	□ 利用者からの通報により、囲い込みの疑いのある事業所については、保険者や関連機関と連携し、情報収集したうえで実地指導を行っている。	□ 利用者からの通報により、囲い込みの疑いのある事業所については、保険者や関連機関と連携し、情報収集したうえで実地指導を行っている。	□ 実地指導は事業所への立ち入りとなるため、利用者の実態が把握できるよう、また適切な居宅サービスが提供されているか確認できるよう、関連機関と連携した合同指導を行うなど、効果的な指導を行う必要がある。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向
166	(3) 財政安定化基金の設置運営及び活用 ○ 平成24年度に介護保険財政安定化基金の一部取り崩しを行います。取り崩した財源については、介護保険法の規定により、3分の1ずつを市町村(使途は保険料率抑制に限定)、府、国に配分します。府においては、この財源の一部を活用し、市町村の地域包括ケアシステムの構築の推進のための交付金制度(下記参照)を設けます。 地域包括ケア体制整備事業 市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進できるよう、「地域福祉・子育て支援交付金」に3年間(平成24~26年度)の「介護保険特別枠」を設け、市町村からの提案により、介護予防・認知症予防(重度化予防)等の推進に取り組む事業に対し、交付金を交付する。(政令市・中核市を除く。) 予算額:各年度2億円の予定	100	□平成12年度より、毎年度、国、府及び保険者(市町村)が3分の1ずつ拠出した財源により大阪府介護保険財政安定化基金を設置し、運営している(第4期・第5期計画期間については拠出率0%)。介護保険法の改正により、平成24年度に限り介護保険財政安定化基金の一部の取崩しが認められたことに伴い、平成24年9月末に一部取崩しを実施。(一部取崩しによる交付総額 10,609,144,336円) 国・府・市町村において、介護保険に関する事業に要する経費に充てた。	□平成12年度より、毎年度、国、府及び保険者(市町村)が3分の1ずつ拠出した財源により大阪府介護保険財政安定化基金を設置し、運営している(第4期・第5期計画期間については拠出率0%)。	地域福祉・子育て支援交付金を活用した市町村への支援 ○交付先 33市町村 151,620千円
167	○ 取崩し後の介護保険財政安定化基金については、適正に管理・運営し、保険給付の増大等による保険者の財源不足に対して資金の貸付を行うなど保険者の健全な財政運営の確保に努めます。	100	□見込みを上回る給付費増や保険料未納が発生し、保険者の介護保険財政の財政収支に不均衡が生じる場合に、基金から、無利子貸付又は資金交付を行い、保険者の安定した介護保険財政運営を確保する。(平成25年3月31日現在残高 8,786,804,598円) ①貸付事業(毎年度実施):平成12年度~24年度までの貸付金額 7,225,505,395円(うち既償還額 7,102,228,298円) ②交付事業(各計画期間の3年目のみ実施):平成12年度~24年度までの交付金額 465,249,959円。	□見込みを上回る給付費増や保険料未納が発生し、保険者の介護保険財政の財政収支に不均衡が生じる場合に、基金から、無利子貸付又は資金交付を行い、保険者の安定した介護保険財政運営を確保する。(平成26年3月31日現在残高 8,366,439,887円) ①貸付事業(毎年度実施):平成12年度~25年度までの貸付金額 7,665,285,823円(うち既償還額 7,113,024,596円) ②交付事業(各計画期間の3年目のみ実施):平成12年度~25年度までの交付金額 465,249,959円	□今後とも「大阪府介護保険財政安定化基金」を適正に管理・運営し、保険給付の増大等により財源不足に陥った保険者に対しては、資金の貸付を行うことなどを通じて、保険者の健全な財政運営の確保に努めていく。
第4項 介護保険を持续可能な制度とするための検討					
168	○ 府としては、保険者である市町村とともに、介護保険制度の広域化に関する課題の整理や国への制度提言などを検討していきます。	101	□持続可能な介護保険制度に関する提言 平成24年4月に市町村と「大阪府介護保険の広域化に関する研究会」を立ち上げ、広域化に関する課題の整理や手法を検討し、8月に報告書を取りまとめた。市町村の意見を聴取したうえで、平成25年3月に府・市長会・町村長会の連名で国へ制度提言を行った。	□持続可能な介護保険制度に関する提言 平成24年4月に市町村と「大阪府介護保険の広域化に関する研究会」を立ち上げ、広域化に関する課題の整理や手法を検討し、8月に報告書を取りまとめた。市町村の意見を聴取したうえで、平成25年3月に府・市長会・町村長会の連名で国へ制度提言を行った。 □将来に向けて安定した介護保険制度に関する課題の整理や手法を検討し、平成25年3月に府・市長会・町村長会の連名で行った国への制度提言に基づき、介護保険制度ワーキング等を通じて、保険財政基盤の強化等について市町村とともに検討を行った。	□介護保険財政基盤の強化及び給付の適正化等の課題について、市町村と検討を行う。
第6節 福祉・介護サービス基盤の充実					
第1項 居宅サービスの基盤の充実					
169	○ 居宅サービス事業者の指定権限等の移譲が円滑に行われるよう努めるとともに、事務移譲が地域の実情に応じた基盤整備ときめ細かい指導に繋がるように市町村を支援します。	102	□府と市町村で、介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議を開催し、円滑な事務執行に努めている。 ・居宅サービス 連絡会議 平成24年度 3回 ・有料老人ホーム 連絡調整会議 平成24年度 3回 □また、事業者への集団指導の合同実施、各種ワーキングの実施等により、適切な指導の推進に努めている。	□府と市町村で、介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議を開催し、円滑な事務執行に努めている。 ・居宅サービス 連絡会議 平成25年度 3回 ・有料老人ホーム 連絡調整会議 平成25年度 3回 □また、事業者への集団指導の合同実施、各種ワーキングの実施等により、適切な指導の推進に努めている。	□府内で約8割の市町村への事務移譲が進んでいることから、連絡調整会議開催等の課題について検討していく。 □集団指導については、資料の共同作成や合同開催などの現在の取り組みについて検証し、今後の実施方法等についての調整・検討を行う。
第2項 地域密着型サービスの普及促進					
170	○ 市町村の主体的な取組みを推進するため、介護保険法の改正により、地域密着型サービスについて市町村が独自に報酬を設定する権限が拡大されました。府として制度改正の周知に努め、市町村が地域の実情に応じ、権限を有効に活用してサービスの普及促進に努めるよう支援します。さらに、市町村の意向や現場の実態を踏まえ、サービスの普及につながるよう必要な制度改革を国に提案していきます。	103	□国への制度提言 市町村の意向や現場の実態を踏まえた柔軟な運用ができるよう、また、地域によってサービス格差が生じないよう、サービスの提供状況の検証と保険者への情報提供を行うよう、国へ提言を行った。	□国への制度提言 市町村の意向や現場の実態を踏まえた柔軟な運用ができるよう、また、地域によってサービス格差が生じないよう、サービスの提供状況の検証と保険者への情報提供を行うよう、国へ提言を行った。 □国への要望等 市町村の意向や現場の実態を踏まえた柔軟な運用ができるよう、国へ要望を行った。	□地域密着型サービスの適切な提供が確保されるよう、介護事業者課と連携して、市町村に対して、助言・支援を行っていく。
171	○ サービス事業者の指定事務の簡素化を踏まえ、指定や指導の具体的な実施方法等について、市町村と共同で設置する介護保険制度ワーキング等を活用し、必要な調整や課題の解決に努めるなど、引き続き市町村に対する支援を行います。	103			
172	○ 新たに創設されたサービスの計画的な普及のため、市町村に対し、制度の周知や先進事例の紹介、介護保険制度ワーキング等を通じた必要な調整や考え方の整理に取り組みます。また、利用者への周知や事業者への情報提供など市町村の取組みを支援します。	103	□新設サービスの周知 ○パンフレットの活用 地域密着型サービスについて、パンフレットを活用し周知を行った。 ・「わたしたちの介護保険」 □先進事例の紹介 ○平成24年度の新設サービスについて、事業者の公募・指定を行った市の協力を得て、先進事例を紹介した。 ・H25.1月 市町村介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議	□新設サービスの周知 ○パンフレットの活用 地域密着型サービスについて、パンフレットを活用し周知を行った。 ・「わたしたちの介護保険」 □先進事例の紹介 ○平成24年度の新設サービスについて、事業者の公募・指定を行った市の協力を得て、先進事例を紹介した。 □先進自治体の取組事例について、以下の会議において紹介した。 ・H25年5月、8月、12月、H26年3月 市町村介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議	□新設サービスの周知及び利用促進 ・平成24年度から創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特徴や効果を積極的に周知し、導入を促進する。

番号	計画上の記載内容	計画書 ページ	取り組みの状況(平成24年度)	取り組みの状況(平成25年度)	課題及び今後の方向																																																																																																
	第3項 施設基盤の充実																																																																																																				
173	○ 介護保険施設については、市町村が高齢者のニーズ、給付と負担のバランス等に係る住民合意を踏まえて見込んだサービス必要量及び面的整備計画を基本として整備を推進します。	104	□各市町村が公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた面的整備計画を踏まえ、介護施設・介護拠点の整備に取り組んでいる。	□各市町村が公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた面的整備計画を踏まえ、介護施設・介護拠点の整備に取り組んでいる。なお、工事に着手した3圏域計5施設特別養護老人ホームのうち1施設の整備を終え、4施設について工事中である。	□整備中の4施設については、平成26年度中に竣工できるよう適宜適切な進捗管理に努める。																																																																																																
174	○ 特別養護老人ホーム、老人保健施設について、新規施設や老朽施設の建替え、改修においては、入居者ができる限り在宅に近い居住環境のもとで安心して生活できるように、個室ユニット型施設の整備を推進します。	104	<p>□介護保険施設における個室ユニットケア型施設の整備状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">個室・ユニット型施設の整備状況(平成25年4月1日現在)</th> </tr> <tr> <th>指定介護老人福祉施設</th> <th>介護老人保健施設</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圏域名</td> <td>指定数</td> <td>ユニット定員数</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>9,647</td> <td>1,908</td> </tr> <tr> <td>堺市</td> <td>2,509</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>豊能</td> <td>3,658</td> <td>1,573</td> </tr> <tr> <td>三島</td> <td>2,390</td> <td>983</td> </tr> <tr> <td>北河内</td> <td>3,616</td> <td>1,535</td> </tr> <tr> <td>中河内</td> <td>3,076</td> <td>1,082</td> </tr> <tr> <td>南河内</td> <td>2,503</td> <td>645</td> </tr> <tr> <td>泉州</td> <td>2,404</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>府合計</td> <td>29,803</td> <td>8,856</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記には地域密着型介護老人福祉施設も含む</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">個室・ユニット型施設の割合</th> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>29.72%</td> <td>3.91%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>26.2%</td> <td>5.0%</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(※全国の割合は平成23年10月1日現在、介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省))</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	個室・ユニット型施設の整備状況(平成25年4月1日現在)			指定介護老人福祉施設	介護老人保健施設		圏域名	指定数	ユニット定員数	大阪市	9,647	1,908	堺市	2,509	690	豊能	3,658	1,573	三島	2,390	983	北河内	3,616	1,535	中河内	3,076	1,082	南河内	2,503	645	泉州	2,404	440	府合計	29,803	8,856	個室・ユニット型施設の割合			大阪府	29.72%	3.91%	全国	26.2%	5.0%	(※全国の割合は平成23年10月1日現在、介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省))			<p>□介護保険施設における個室ユニットケア型施設の整備状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">個室・ユニット型施設の整備状況(平成26年4月1日現在)</th> </tr> <tr> <th>指定介護老人福祉施設</th> <th>介護老人保健施設</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圏域名</td> <td>指定数</td> <td>ユニット定員数</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>10,019</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td>堺市</td> <td>2,509</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>豊能</td> <td>3,767</td> <td>1,682</td> </tr> <tr> <td>三島</td> <td>2,419</td> <td>1,012</td> </tr> <tr> <td>北河内</td> <td>3,812</td> <td>1,731</td> </tr> <tr> <td>中河内</td> <td>3,076</td> <td>1,082</td> </tr> <tr> <td>南河内</td> <td>2,532</td> <td>674</td> </tr> <tr> <td>泉州</td> <td>2,433</td> <td>469</td> </tr> <tr> <td>府合計</td> <td>30,567</td> <td>9,620</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記には地域密着型介護老人福祉施設も含む</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">個室・ユニット型施設の割合</th> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>31.47%</td> <td>3.91%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>29.2%</td> <td>5.0%</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(※全国の割合は平成24年10月1日現在、介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省))</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	個室・ユニット型施設の整備状況(平成26年4月1日現在)			指定介護老人福祉施設	介護老人保健施設		圏域名	指定数	ユニット定員数	大阪市	10,019	2,280	堺市	2,509	690	豊能	3,767	1,682	三島	2,419	1,012	北河内	3,812	1,731	中河内	3,076	1,082	南河内	2,532	674	泉州	2,433	469	府合計	30,567	9,620	個室・ユニット型施設の割合			大阪府	31.47%	3.91%	全国	29.2%	5.0%	(※全国の割合は平成24年10月1日現在、介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省))			□創設の場合に、ユニット化を補助の条件とするなど、引き続きユニット化を推進する。
個室・ユニット型施設の整備状況(平成25年4月1日現在)																																																																																																					
指定介護老人福祉施設	介護老人保健施設																																																																																																				
圏域名	指定数	ユニット定員数																																																																																																			
大阪市	9,647	1,908																																																																																																			
堺市	2,509	690																																																																																																			
豊能	3,658	1,573																																																																																																			
三島	2,390	983																																																																																																			
北河内	3,616	1,535																																																																																																			
中河内	3,076	1,082																																																																																																			
南河内	2,503	645																																																																																																			
泉州	2,404	440																																																																																																			
府合計	29,803	8,856																																																																																																			
個室・ユニット型施設の割合																																																																																																					
大阪府	29.72%	3.91%																																																																																																			
全国	26.2%	5.0%																																																																																																			
(※全国の割合は平成23年10月1日現在、介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省))																																																																																																					
個室・ユニット型施設の整備状況(平成26年4月1日現在)																																																																																																					
指定介護老人福祉施設	介護老人保健施設																																																																																																				
圏域名	指定数	ユニット定員数																																																																																																			
大阪市	10,019	2,280																																																																																																			
堺市	2,509	690																																																																																																			
豊能	3,767	1,682																																																																																																			
三島	2,419	1,012																																																																																																			
北河内	3,812	1,731																																																																																																			
中河内	3,076	1,082																																																																																																			
南河内	2,532	674																																																																																																			
泉州	2,433	469																																																																																																			
府合計	30,567	9,620																																																																																																			
個室・ユニット型施設の割合																																																																																																					
大阪府	31.47%	3.91%																																																																																																			
全国	29.2%	5.0%																																																																																																			
(※全国の割合は平成24年10月1日現在、介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省))																																																																																																					
175	○ 既設の老朽化した施設について、入居者の生活に及ぼす影響を考慮し、計画的に必要な建替えを推進します。特に昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設されたものについては、優先して建替えを推進します。	104	□4圏域計4施設については、建設から一定の期間経過し老朽化が進んでいることにより、入居者の生活に及ぼす影響を考慮して改築工事に着手した。 改築を必要とする他の施設についても、入居者が安心して暮らし続けるために優先して工事を促進する。	□改築工事に着手した4圏域計4施設のうち2施設の整備を終え、他の2施設については工事中である。なお、改築を必要とする他の施設についても、入居者が安心して暮らし続けるために優先して工事を促進する。	□建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、改築計画の掘り起しを行う。																																																																																																
176	○ 養護老人ホームや軽費老人ホームについては、現在の供給実績や地域ニーズ、周辺地域にあるサービス付高齢者向け住宅などの整備及び利用状況を勘案し、市町村が見込んだ整備目標を踏まえた整備や建替えを推進します。 また、入所者の介護ニーズに対応するため、施設が特定施設入居者生活介護の指定を受けることについて支援します。	104	□養護老人ホームは平成24年度に2施設の整備を終え、軽費老人ホームは1施設が改築工事中である。 軽費老人ホームの改築については、既存の軽費老人ホームA型からケアハウスへの改築を、創設事業よりも優先して整備を促す。	□改築工事中であった軽費老人ホーム(1施設)については、整備を終えた。なお、軽費老人ホームの改築については、既存の軽費老人ホームA型からケアハウスへの改築を創設よりも優先して整備を促す。	□地域における高齢者向け施設の整備状況や利用状況から、入居ニーズの把握や立地条件等の必要性について精査し、施設整備後の資金収支等予測から運営が適正なものとなるか十分に検証する必要がある。																																																																																																